

こども園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人 旭東愛児会

めぐみ幼保連携型認定こども園

TEL:086-942-5263 FAX:086-942-5289

めぐみ第二幼保連携型認定こども園

TEL:086-944-4316 FAX:086-944-4325

目 次

I	社会福祉法人 旭東愛児会 概要	1
1	法人の概略	1
2	社会福祉法人旭東愛児会沿革	2
3	施設の概略	6
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園	6
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園	6
4	めぐみ幼保連携型認定こども園 運営規程	7
5	めぐみ第二幼保連携型認定こども園 運営規程	16
6	園歌	25
7	周辺地図	26
8	施設の平面図	27
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園平面図	27
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園平面図	28
II	教育・保育の内容	29
1	入園受付にあたって	29
2	教育・保育の理念	32
	教育・保育の基本方針	32
3	教育と保育の目標・方針	33
	(1)教育・保育目標	33
	(2)教育・保育方針	33
4	行事	34
	(1)一年間の行事	34
	(2)一年を通して定期的に行われる行事	35
	(3)教育・保育内容に関する行事	36
	(4)その他の行事	37
5	子供さんの一日	37
	(1)めぐみ幼保連携型認定こども園の1日の流れ	38
	(2)めぐみ第二幼保連携型認定こども園の1日の流れ	39
6	登降園について	40
	(1)登園の時には	40
	(2)登降園時の手順	41
	(3)駐車場について	42
	(4)毎日のお当番活動	43
7	食事と離乳食	44

目 次

(1) 食事は保育の柱です	44
(2) 食事の提供.....	45
(3) 幼児食.....	45
(4) おやつに「自家製飲むヨーグルト」を出しています。.....	46
(5) 1日のエネルギー配分は？	47
(6) 離乳食.....	47
離乳食のめやす A	48
離乳食のめやす B	49
(7) アレルギーの完全除去食はたいへん困難です	50
(8) こども園におけるアレルギーの対応について	53
(9) 関連書類の書式.....	55
①「生活管理指導表」-1.....	55
②「生活管理指導表」-2.....	56
③「アレルギー児状況調査票」	57
④「家庭での除去の内容」.....	58
⑤「除去解除申請書・めぐみ」.....	59
⑥「除去解除申請書・第二」	60
(10) 給食室の設備	61
III 防災と安全管理.....	62
1 子供さんを災害から守る為に.....	62
(1) 防災訓練計画	62
(2) 火災報知器・通報専用電話・消火器設置場所図・避難経路図	63
(3) 災害時の避難場所はここです！	64
(4) 気象警報発令時・災害時の対応について	65
①風水害について	65
②地震について.....	66
(5) 万が一に備えて.....	67
IV 保健と健康管理.....	68
1 登園時の注意事項	68
(1) 病気や、身体に異常がある時は、お休みして下さい	68
(2) ご家庭では変りなかったでしょうか？	68
(3) 保育中に発熱・発病した場合	68
(4) 薬について	68
(5) 持病のある子供さんは	69
(6) 予防接種について.....	69
2 伝染性疾患について	70

目 次

(1) 出席停止の伝染性疾患について.....	70
(2) 学級閉鎖について.....	70
(3) 感染症の登園基準.....	71
(4) 健康観察記録表について.....	72
①インフルエンザ罹患時の再登園までの流れ.....	72
②健康観察記録表記入例.....	72
③健康観察記録表.....	73
3 仕事を休むことが無理な時は、病児保育を利用しましょう.....	74
4 嘱託医.....	74
5 主に利用している病院リスト.....	75
6 誤って異物を飲んでしまったら.....	76
(1) 誤飲の手当て早見表.....	77
7 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守る為に.....	78
(1) こども園ではこのように気をつけています.....	78
(2) お母さん気をつけて！.....	78
8 備品の紹介.....	79
①保育室.....	79
②衛生面.....	79
③セキュリティ面.....	79
V 家庭との連携.....	80
1 保護者の方々へのお願い.....	80
2 教育・保育時間.....	80
(1) めぐみ幼保連携型認定こども園.....	80
(2) めぐみ第二幼保連携型認定こども園.....	81
3 日本スポーツ振興センターへの加入.....	81
4 諸経費の集金について(給食費他).....	82
5 園への連絡 Web サービス.....	82
①園への連絡ページの表示.....	82
②フォームの入力.....	83
③登録後の表示.....	83
6 教育・保育内容情報提供.....	84
(1) 掲示・お便りでお知らせします.....	84
(2) ご家庭と園をつなぐファイル通信.....	84
(3) 園だより一冊あれば.....	85
(4) 毎日の写真を公開しています.....	85
「デジタルピクチャー」サイトについて.....	86

目 次

(5) ホームページの保護者ページをご活用ください。.....	86
7 緊急連絡の方法.....	87
(1) 緊急の時に必要です.....	87
(2) 職場への電話連絡は？.....	87
(3) このような時、手続きは・・・？.....	87
「メールアドレス」登録について.....	88
(4) 原則、保護者以外にはお渡ししません.....	88
(5) メールでの連絡.....	88
8 提出物について.....	88
9 苦情解決について.....	89
(1) こども園に対してのご意見・ご要望をお述べになる機会.....	89
(2) 今までにいただいた「ご意見・ご要望」.....	89
(3) 要望・苦情等に関する窓口.....	90
虐待防止のための措置に関する事項.....	90
10 利用の終了に関して.....	90
11 職員の研修.....	91
12 個人情報保護に関して.....	91
(1) 基本方針.....	91
(2) 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口.....	91
VI 準備物の案内.....	92
1 入園にあたって.....	92
入園にあたり提出して頂く書類.....	92
2 ご用意下さい.....	98
0～1歳児.....	98
2～3歳児.....	98
4～5歳児.....	99
園で使用する衣類について.....	100
3 衣服の保管場所について.....	101
4 名前はここへ.....	101
5 園外保育の服装・準備物.....	102
6 衣類について.....	102
(1) 制 服.....	102
(2) 活動しやすいものを.....	102
(3) 汚れてもよい服で.....	102
(4) 着脱を習慣づけるために.....	103
(5) 安全を心がけましょう.....	103

目 次

7	お昼寝について.....	103
8	用品の販売・注文について.....	104
	(1)園で購入頂ける用品.....	104
	(2)制服の販売(インターネット販売).....	104
	取扱い通販サイト・アプリについて.....	105
	(3)ぞうり.....	105
	布団リースのご案内.....	106
VII	参考資料.....	107
1	パーセントイル(身体発育線グラフ).....	107
2	日本スポーツ振興センターへの加入について.....	108
3	延長保育のご案内・申込書.....	109
	めぐみ幼保連携型認定こども園用.....	109
	めぐみ第二幼保連携型認定こども園用.....	110
4	一時保育のご案内.....	111
	①一時保育のご案内.....	111
	②利用料金表.....	112
	③一時保育利用申込書.....	113
5	登園許可書 <めぐみ幼保連携型認定こども園園長宛>.....	114
	<めぐみ第二幼保連携型認定こども園園長宛>.....	115
6	登録事項変更届.....	116
	登録事項変更届<こども園提出用>.....	116
	変更届<市提出用>.....	117
7	入園時にご記入頂く書類.....	118
	○個人情報使用同意書.....	118
	○重要事項説明に関する同意書.....	119

I 社会福祉法人 旭東愛児会 概要

1 法人の概略

1. 法人事務所所在地 岡山市東区久保 408-1
社会福祉法人 旭東愛児会
TEL 086-942-5263
FAX 086-942-5289
2. 経営 ①めぐみ幼保連携型認定こども園
②めぐみ第二幼保連携型認定こども園
③豊こども園
3. 代表者 理事長 小村 治子
4. 法人設立 財団法人旭東愛児会 昭和44年4月(認可 昭和44年2月1日)
(厚生省番号岡山県指令婦児第926)
社会福祉法人旭東愛児会 昭和50年10月(岡山県指令児第24号)



左より めぐみ第二幼保連携型認定こども園 ・ めぐみ幼保連携型認定こども園

2 社会福祉法人旭東愛児会沿革

昭和43年4月。若い共働きの家庭が急増し、保育に欠ける乳幼児が増加する一方、地域には0歳児を受け入れる保育所は全くなく市民は大変不便を感じていた。そのような社会情勢のなか、日本キリスト教団旭東教会の有志は乳児保育所設置の責任を覚え、旧栗原小児科医院跡の建物を改造し無認可保育所「めぐみ保育園」を開設したのが創始である。

やがて、岡山県における小規模保育所第1号として認可され、次いで財団法人旭東愛児会を設立し、設置経営主体が同法人に移された。この法人名は、「旭東教会」の旭東と、先に昭和2年に旭東キリスト教会会員が創設した保育所「愛児園」の愛児をとって「旭東愛児会」と名づけたものである。

その後、共同募金会の配分金をはじめ有志らの寄付により諸設備も整備され、また伊原敏雄氏より園庭用の土地の無償借用も受け保育事業も徐々に軌道にのってきた。しかし園舎は建設労組西大寺支部の方々たびたびの労力奉仕にもかかわらず老朽化は年々進んでいった。やがて設置経営主体を財団法人から社会福祉法人に改め移転新築の用地買収にとりかかり、昭和52年12月新園舎の着工のはこびとなった。0歳児から5歳児までの60名定員となつての保育事業は、年を経るに従って、保育室の改造、又運動場の造成など子供達にとってよりよい保育環境を求め続けて整え、時代の変化、社会の要求に応じてきた。以下年表に社会福祉事業の増進に努力してきた足跡を記す。

設置目的

就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営します。

昭和43年	4月	西大寺市西大寺166番地に無認可保育園を開園する。 敷地面積161.98㎡木造瓦葺2階建 (定員18人)
昭和44年	2月	小規模保育園として認可を受ける (定員30人)
昭和44年	4月	財団法人旭東愛児会を設立。園の経営主体が財団法人旭東愛児会に移される。
昭和50年	10月	社会福祉法人旭東愛児会を設立。園の経営主体が社会福祉法人・旭東愛児会に移される。

昭和50年	12月	園舎老朽化に伴い、移転新築のため岡山市久保411番の6の用地を買収。昭和52年12月15日着工。
昭和53年	3月	日本自転車振興会及び岡山市より補助金を受け事業完了。落成式挙
昭和53年	4月	岡山市久保411番の6に施設変更認可を受ける。定員60人で新園舎にて保育開始。
昭和60年	10月	運動場造成工事。
昭和63年	11月	めぐみ創立20周年記念式挙
平成 4年	4月	一時保育事業開始
平成 8年	4月	めぐみ保育園定員90人に変更。
平成 9年	11月	乳児室・ホール床板部分の張替えをする。
平成12年	10月	給食室の改築
平成12年	11月	めぐみ第二保育園・岡山市久保411番の1に夜間保育園として認可を受け定員30人で開園。
平成14年	3月	運動場に屋外便所を設置する。
平成14年	7月	山岡哲雄氏所有の田を駐車場として賃貸借契約する。
平成14年	8月	めぐみ保育園園舎老朽化に伴い久保408番の1に新築工事開始。
平成15年	2月	めぐみ保育園新園舎完成。
平成15年	2月	セコムを導入。各部屋及び園舎外にセキュリティカメラを設置。
平成15年	4月	定員120人で保育開始。
平成18年	6月	園児管理ソフト導入する。
平成20年	7月	プールに遮光カーテン設置。
平成20年	12月	保護者用駐車場整備(コンクリートの橋をかける)。
平成21年	4月	岡山市の政令都市移行に伴い住所が岡山市東区久保408番の1に変わる。
平成21年	6月	登降園センサーを設置。
平成21年	12月	運動場の鉄棒を全て新しくする。
平成22年	2月	おしぼり殺菌庫とミルク温度計を購入。
平成22年	4月	園庭にクライミングウォールを設置。
平成22年	4月	グリストラップにオゾンを導入。
平成22年	7月	運動場のフェンス取替設置工事。
平成23年	2月	めぐみ保育園園舎裏の下水道工事を行う。
平成23年	3月	オリオン 1、カシオペア、はくちょう、ペガサスの保育室にサーキュレーターを設置。
平成23年	6月	運動場に遮光テント設置。

平成23年	10月	運動場にレストハウス建設。 (おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)
平成24年	2月	次亜塩素酸水溶液霧化機を各部屋に1台導入。
平成24年	3月	運動場にタイヤ遊具を設置。
平成24年	4月	めぐみ保育園及びめぐみ第二保育園の園舎外壁塗装工事。
平成24年	5月	職員駐車場の舗装工事。
平成24年	12月	職員駐車場に赤外線防犯カメラ設置。
平成25年	4月	浄化槽ポンプの交換。
平成25年	5月	足底圧分布測定機・フットロック導入。
平成25年	5月	第二保育園のデッキ屋根及び遮光テントの交換工事。
平成25年	7月	保育室の照明をLEDに取替。
平成25年	8月	給食室の配管修繕工事。
平成25年	11月	アンドロメダ組の部屋に木製の個人机と椅子を各30脚購入。 (おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)
平成25年	12月	避難車2台購入。(保育所施設機能強化推進費)
平成26年	3月	各保育室及び園舎外のセキュリティカメラを高性能の物に交換設置。
平成26年	10月	アンドロメダ組の部屋に70インチの液晶テレビ、及びその移動式設置台を購入。
平成26年	12月	職員室入口横の廊下に写真展示用タッチパネルモニターを設置。
平成27年	3月	運動場に雲梯を設置。
平成27年	6月	園庭の飼育小屋の撤去、倉庫の移設とそれに伴う園庭の整備工事。
平成27年	8月	保護者駐車場の舗装工事。
平成27年	12月	自動炊飯器・ライスロボ、グラスウォッシャーを給食室に導入・設置。
平成28年	1月	「めぐみ保育園」「めぐみ第二保育園」各園舎に自動体外式除細動器(AED)を各1台設置。
平成28年	1月	第二保育園の保育室に沐浴用シャワー一台設置
平成28年	4月	「めぐみ保育園」「めぐみ第二保育園」共に幼保連携型認定こども園へ移行。施設名称を「めぐみ幼保連携型認定こども園」及び「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」に改称、認可定員が「めぐみ幼保連携型認定こども園」は135名、「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」は45名となる。
平成28年	7月	新型のスチームコンベクションオーブンを給食室に導入、それに伴う改装工事。
平成28年	7月	アンドロメダ組・ペガサス組・ランチルームに給水器を各1台設置。
平成29年	4月	評議員会を設置。

令和元年	5月	園庭の園舎側に足洗い場を設置。足洗い場周辺にエコロックを設置。それに伴い従来の掲揚ポールを撤去し、新たなポールを設置。
令和元年	6月	各保育室、園児用トイレ、ランチルームの床板張替え工事
令和元年	8月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎の雨漏り修繕と屋根の補修工事
令和元年	11月	室内空調更新工事
令和2年	4月	セキュリティカメラ増設工事
令和2年	5月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎の屋根葺替え工事
令和2年	10月	保護者駐車場照明の水銀灯撤去及びLED照明の設置工事
令和3年	1月	園庭正門の老朽化による撤去及び改修工事
令和3年	1月	園庭西側倉庫の老朽化による撤去及び倉庫の新增設工事と、それに伴う園庭西門の撤去とフェンス設置工事
令和3年	2月	保護者駐車場の追加架橋工事
令和3年	5月	運動場北側に隣接する田の購入及び運動場拡張工事
令和3年	6月	園庭デッキ前に保護者送迎場所用の屋根新設工事
令和3年	9月	運動場防球ネット設置工事
令和3年	11月	園庭の固定遊具撤去および築山設置工事
令和4年	2月	園庭の保護者送迎用通路整備工事
令和4年	4月	めぐみ幼保連携型認定こども園園舎、職員用トイレ増設工事
令和4年	7月	カシオペア組及びはくちょう組保育室の物置設置工事
令和4年	7月	園庭の園看板とクライミングウォールの改修及び照明設置工事
令和4年	11月	園西側の職員通用口の門扉改修及びフェンス拡張工事
令和4年	11月	運動場出入り口の門扉改修工事
令和5年	7月	保護者用駐輪場設置工事
令和6年	4月	「豊こども園」認可定員105名で開園。

3 施設の概略

(1) 施設名 めぐみ幼保連携型認定こども園

開設	平成28年4月1日
①所在地	〒704-8102 岡山市東区久保 408-1 TEL:086-942-5263 FAX:086-942-5289 E-mail: megumihoikuen@river.ocn.ne.jp
②管理者	園長 岡本 里紗
③定員	135名 生後6ヶ月から満6歳11ヶ月までの乳幼児
④規模	敷地面積 2,939.68㎡ 園庭面積 2,142.68㎡ 延床面積 783.40㎡

(2) 施設名 めぐみ第二幼保連携型認定こども園

開設	平成28年4月1日
①所在地	〒704-8102 岡山市東区久保 411-1 TEL:086-944-4316 FAX:086-944-4325 E-mail: megumihoikuen@river.ocn.ne.jp
②管理者	園長 日向 葵
③定員	45名 生後6ヶ月から満6歳11ヶ月までの乳幼児
④規模	敷地面積 452.00㎡ 園庭面積 991.68㎡ 延床面積 211.00㎡

4 めぐみ幼保連携型認定こども園 園則(運営規程)

第1条 社会福祉法人旭東愛児会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 めぐみ幼保連携型認定こども園
- (2) 所在地 岡山市東区久保408-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 めぐみ幼保連携型認定こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子供の教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子供に対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2. 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(認可定員及び学級の編制)

第3条 当園の認可定員は、135人とし、満3歳以上の子供については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2. 1学級の子供の数は、35人以下を原則とする。
3. 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子供で編制することを原則とする。

(教育・保育年限)

第4条 当園の教育・保育年限は1年、2年、3年、4年、5年、6年及び7年未満とする。

(子供の区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子供・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 教育標準時間の認定を受けた子供(1号認定) | 15人 |
| (2) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上の子供(2号認定) | 70人 |
| (3) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳未満の子供(3号認定) | 50人 |

(入園資格)

第6条 当園の入園できるものは、次のとおりとする。

- (1) 満3歳以上の子供。(1号認定)

(2)以下のいずれかの要件に当てはまり、「保育に欠ける」証明を有する、生後6ヵ月～満6歳
11ヵ月までの子供(2号・3号認定)

- ・保護者の居宅外就労
- ・保護者の居宅内労働(自営・内職など)
- ・産前産後
- ・保護者の傷病または心身障害
- ・同居親族の介護

(提供する教育・保育等の内容)

第7条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) その他 子供の生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、編成する。

(教育・保育を行う時間等)

第9条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

1. 教育標準時間認定(1号認定)に係る教育・保育時間

- (1) 教育時間 9:00～13:00
- (2) 預かり保育 上記以外の時間において、7:00～8:59、13:01～18:00までの範囲で預かり保育、18:01～19:00で預かり保育の延長を提供する。

2. 保育標準時間認定(2号・3号認定)に係る保育時間

- 7:00～18:00までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。
上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、
18:01～19:00までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 保育短時間認定(2号・3号認定)に係る保育時間

- 8:30～16:30までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。
上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、
7:00～8:29、及び16:31～19:00までの範囲内で、延長保育を提供する。

1号認定	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	月額 5,000円 預かり保育の時間: 7:00～8:59 13:01～18:00 ※18:01～19:00 は、月額の預かり保育料とは別に 500 円の利用料が発生します
2号・3号認定	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 18:01～19:00 ※19時以降も延長をご利用の場合は、 <u>月額利用されている方は1時間毎に200円の料金が別途発生致します。月額利用されていない方は1時間500円です。</u>
	延長保育料 (短時間保育)		1時間 200円 短時間保育の延長: 前延長/ 7:00～ 8:29 後延長/16:31～18:00 ※18:01 以降は1時間 500円

(学年及び学期)

第10条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月 1日～ 7月31日
- (2) 第2学期 8月 1日～12月31日
- (3) 第3学期 1月 1日～ 3月31日

(休園日)

第11条 当園の休園日は次のとおりとする。

1. 1号認定の子供

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2. 2号・3号認定の子供

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3. 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるとき、園長は前項に規定する休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に保育を行うことがある。

(教育及び保育を行う日時数)

第12条 当園の教育及び保育日数は次のとおりとする。

- (1) 保育を必要としない子供の教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は4時間とし、年間39週を下回らない。
- (2) 保育を必要とする子供の教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(子育て支援事業の実施)

第13条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。
- (2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。
- (3) 園庭・運動場の開放を行い、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。
- (4) 保護者、地域の方に絵本の貸し出しを行い、親子が相互に交流できる場所を開設する。

(一時預かり事業)

第14条 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(入園)

第15条 当園の入園は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2・3号認定は岡山市によって許可される。

2. 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続及び選考方法)

第16条 当園に入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する子供は、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子供は園に、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供は居住市町村に申し込むものとする。

2. 利用の申込みのあった教育標準時間の認定(1号認定)を受けた子供と、現に当園を利用している教育標準時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第6条第2項により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて明示した公正な方法により選考する。
3. 利用申込のあった保育時間の認定(1号認定)を受けた子供と現に当園を利用している保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、利用調整基準に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4. 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
5. 当園は、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第7条各項により、できる限り協力する。
6. 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子供の支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(入園手続)

第17条 当園に入園を許可された子供の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否)

第18条 当園に入園を許可された子供、および当園を利用中の子供は、以下の場合において入園許可の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否を園が決定することがある。

- ・ 本園、および岡山市が子供への予防接種を勧奨しても頑なに拒否される世帯に対し、一時保育の利用、入園許可の取り消し、退園を決定することがある。
- ・ 入園決定にあたり、本園の求める必要な「利用契約書」等を期限内に提出されない場合は、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 入園日に理由なく登園しない子供について、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 子供が、疾病等の理由により出席することが適さないと判断した際は、出席の停止を命じることがある。
- ・ 在園中に利用料等の未納が3ヵ月以上に及んだ子供について、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、岡山市長と協議の上、退園させることができる。当園は退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。
- ・ 本園の敷地内や駐車場、また本園の所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示すること」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を含めての勧誘が行われた時は、場合によっては退園させることがある。
- ・ 職員や他の子供に対しての「個人情報 の詮索」「SNSによる個人情報の流出による拡散」「情報拡散による混乱」「プライバシーの侵害」「暴言」「大声での叱咤」「セクシャルハラスメント行為」等のトラブルが起きた場合は、園長の権限によって退園させることがある。
- ・ 本園の送迎の駐車場の利用規則や禁煙、また本園の敷地内に限らず、本園の駐車場から登園、降園する距離範囲内での禁煙に対して、本園からの助言や忠告に従ってもらえない場合は、退園させることがある。
- ・ 子供が小学校就学の始期に達したときは「教育・保育」の利用は終了となる。加えて、保育利用の子供が、2号又は3号の支給認定の対象外となったとき、または、児童福祉法による措置が解除された場合は、継続利用できないこととなる。

(退園、転園及び休園)

第19条 当園を退園、転園及び休園しようとする子供は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第20条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

(賞 罰)

第21条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2. 他の園児に対し、教育上好ましくないとと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。(1号認定)

(保育料等)

第22条 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第13条第1項により、子供の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2. 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材費

教育時間の認定(1号認定)を受けた子供 主食費、副食費

保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上(2号認定)の子供 主食費、副食費

(2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの、園長が徴収金額を定める

(3) 教育時間の認定を受け、かつ施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた子供は
預かり保育料を毎月園に支払い、3ヶ月毎に岡山市へ申請を行ったのち、支払い分が返金される

		内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号認定	利用料		すべての子供が無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費	3,700円
預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	月額 5,000円 預かり保育の時間: 7:00~8:59 13:01~18:00 ※18:01~19:00は、月額の預かり保育料とは別に500円の利用料が発生します	
2号認定	利用料		すべての子供が無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費 (年収360万円未満相当の世帯と、第3子以降の子供は免除があります。)	4,500円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 18:01~19:00 ※19時以降も延長をご利用の場合は、 <u>月額利用されている方は</u> 1時間毎に200円の料金が別途発生致します。 <u>月額利用されていない方は</u> 1時間500円です。
延長保育料 (短時間保育)		1時間 200円 短時間保育の延長: 前延長/ 7:00~8:29 後延長/16:31~18:00 ※18:01以降は1時間500円	
3号認定	利用料		所得、児童の年齢、就労状況等に応じて、岡山市が決定 (住民税非課税世帯は無償です) 月額 0円~55,700円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 18:01~19:00 ※19時以降も延長をご利用の場合は、 <u>月額利用されている方は</u> 1時間毎に200円の料金が別途発生致します。 <u>月額利用されていない方は</u> 1時間500円です。
	延長保育料 (短時間保育)		1時間 200円 短時間保育の延長: 前延長/ 7:00~8:29 後延長/16:31~18:00 ※18:01以降は1時間500円
共通	日本スポーツ振興センター災害共済金	こども園の管理下で、幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う、国・こども園・保護者の三者の負担による互助共済制度に係る費用	年間 200円

その他、教材費・制服・帽子購入費等に関しては必要に応じて実費負担頂きます。

(利用料などの納付方法等)

第23条 当園に在園する者は、毎年その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

2. 口座振替日に残高不足によって引き落としができなかった場合は、振替月の翌月10日までに、当園の口座※に振り込みをする。振込手数料は自己負担とする。なお未納期間が3ヵ月以上の場合は、園則第25条の適用対象となる。

※銀行名:中国銀行 支店名:西大寺支店 普通 口座番号:820580 口座名義:社会福祉法人 旭東愛児会 理事 小村 治子
--

(利用料等の返金制限)

第24条 既納の利用料等は返金しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第25条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、平成28年4月1日現在次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 3名
- (4) 保育教諭 22名
- (5) 事務職員 3名
- (6) 調理員・栄養士 5名

2. 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
3. 本条に定める職員の職務は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第26条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第27条 当園においては、子供の安全の確保を図るため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

2. 当園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 当園は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条4項に従って子供に対する人権の擁護及び虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(小学校との連携)

第29条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第30条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子供が小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 保育時間の認定を受けた子供の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき(1号認定)
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
2. 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した子どもには、修了証書を授与する。

(付則)

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年10月1日より施行する。

この規程は令和元年10月8日より施行する。

5 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園則(運営規程)

第1条 社会福祉法人旭東愛児会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 めぐみ第二幼保連携型認定こども園
- (2) 所在地 岡山市東区久保411-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 めぐみ幼保連携型認定こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子供の教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子供に対する教育・保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2. 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子供・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(認可定員及び学級の編制)

第3条 当園の認可定員は、45人とし、満3歳以上の子供については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2. 1学級の子供の数は、35人以下を原則とする。
3. 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子供で編制することを原則とする。

(教育・保育年限)

第4条 当園の教育・保育年限は1年、2年、3年、4年、5年、6年及び7年未満とする。

(子供の区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子供・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 教育標準時間の認定を受けた子供(1号認定) | 15人 |
| (2) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上の子供(2号認定) | 20人 |
| (3) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳未満の子供(3号認定) | 10人 |

(入園資格)

第6条 当園の入園できるものは、次のとおりとする。

- (1) 満3歳以上の子供(1号認定)
- (2) 以下のいずれかの要件に当てはまり、「保育に欠ける」証明を有する、生後6ヵ月～満6歳11ヵ月までの子供(2号・3号認定)
 - ・保護者の居宅外就労
 - ・保護者の居宅内労働(自営・内職など)

- ・産前産後
- ・保護者の傷病または心身障害
- ・同居親族の介護

(提供する教育・保育等の内容)

第7条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) その他 子供の生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、編成する。

(教育・保育を行う時間等)

第9条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

1. 教育標準時間認定(1号認定)に係る教育・保育時間

- (1) 教育時間 11:00～15:00
- (2) 預かり保育 上記以外の時間において、
7:00～10:59、15:01～19:00までの範囲内で
預かり保育を提供する。

2. 保育標準時間認定(2号. 3号認定)に係る保育時間

11:00～22:00までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7:00～10:59までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 保育短時間認定(2号. 3号認定)に係る保育時間

11:30～19:30までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、
7:00～11:29、及び19:31～22:00までの範囲内で、延長保育を提供する。

1号認定	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	預かり保育の時間： 月額 5,000円 7:00～10:59 15:01～19:00
2号・3号認定	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長:7:00～10:59
	延長保育料 (短時間保育)		短時間保育の延長: 前延長/7:00～11:29 1時間 500円 後延長/19:31～22:00 1時間 200円

(学年及び学期)

第10条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月 1日～ 7月31日
- (2) 第2学期 8月 1日～12月31日
- (3) 第3学期 1月 1日～ 3月31日

(休園日)

第11条 当園の休園日は次のとおりとする。

1. 1号認定の子供

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2. 2号・3号認定の子供

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3. 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるときは園長は前項に規定する休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に保育を行うことがある。

(教育及び保育を行う日時数)

第12条 当園の教育及び保育日数は次のとおりとする。

- (1) 保育を必要としない子供の教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は4時間とし、年間39週を下回らない。
- (2) 保育を必要とする子供の教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(子育て支援事業の実施)

第13条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。
- (2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。
- (3) 園庭・運動場の開放を行い、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。
- (4) 保護者、地域の方に絵本の貸し出しを行い、親子が相互に交流できる場所を開設する。

(一時預かり事業)

第14条 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子供の状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(入園)

第15条 当園の入園は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2・3号認定は岡山市によって許可する。

2. 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続及び選考方法)

第16条 当園に入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する子供は、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子供は園に、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供は居住市町村に申し込むものとする。

2. 利用の申込みのあった教育標準時間の認定(1号認定)を受けた子供と、現に当園を利用している教育標準時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第6条第2項により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて明示した公正な方法により選考する。
3. 利用申込のあった保育時間の認定(1号認定)を受けた子供と現に当園を利用している保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、利用調整基準に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4. 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
5. 当園は、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第7条各項により、できる限り協力する。
6. 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子供の支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(入園手続)

第17条 当園に入園を許可された子供は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否)

第18条 当園に入園を許可された子供、および当園を利用中の子供は、以下の場合において入園許可の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否を園が決定することがある。

- ・ 本園、および岡山市が子供への予防接種を勧奨しても頑なに拒否される世帯に対し、一時保育の利用、入園許可の取り消し、退園を決定することがある。
- ・ 入園決定にあたり、本園の求める必要な「利用契約書」等を期限内に提出されない場合は、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 入園日に理由なく登園しない子供について、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 子供が、疾病等の理由により出席することが適さないと判断した際は、出席の停止を命じることがある。
- ・ 在園中に利用料等の未納が3ヵ月以上に及んだ子供について、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、岡山市長と協議の上、退園させることができる。当園は退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。
- ・ 本園の敷地内や駐車場、また本園の所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示すること」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を含めての勧誘が行われた時は、場合によっては退園させることがある。
- ・ 職員や他の子供に対しての「個人情報 の詮索」「SNSによる個人情報の流出による拡散」「情報拡散による混乱」「プライバシーの侵害」「暴言」「大声での叱咤」「セクシャルハラスメント行為」等のトラブルが起きた場合は、園長の権限によって退園させることがある。
- ・ 本園の送迎の駐車場の利用規則や禁煙、また本園の敷地内に限らず、本園の駐車場から登園、降園する距離範囲内での禁煙に対して、本園からの助言や忠告に従ってもらえない場合は、退園させることがある。
- ・ 子供が小学校就学の始期に達したときは「教育・保育」の利用は終了となる。加えて、保育利用の子供が、2号又は3号の支給認定の対象外となったとき、または、児童福祉法による措置が解除された場合は、継続利用できないこととなる。

(退園、転園及び休園)

第19条 当園を退園、転園及び休園しようとする子供は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第20条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

(賞 罰)

第21条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2. 他の園児に対し、教育上好ましくないとされるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。(1号認定)

(保育料等)

第22条 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第13条第1項により、子供の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2. 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 給食食材費

教育時間の認定(1号認定)を受けた子供	主食費、副食費
保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上(2号認定)の子供	主食費、副食費

- (2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの、園長が徴収金額を定める
- (3) 教育時間の認定を受け、かつ施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた子供は預かり保育料を毎月園に支払い、3ヶ月毎に岡山市へ申請を行ったのち、支払い分が返金される

		内容、負担を求める理由及び目的	金額(第二)
1号認定	利用料		すべての子供が無償
	給食費用	主食費	1,800円
		副食費	3,700円
	預かり保育料	通常保育時間の範囲外の預かり保育をご利用の場合、預かり保育料が発生します。	預かり保育の時間 月額 5,000円 7:00~10:59 15:01~22:00
2号認定	利用料		すべての子供が無償
	給食費	主食費	1,800円
		副食費 (年収 360 万円未満相当の世帯と、第3子以降の子供は免除があります。)	4,500円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 7:00~10:59
	延長保育料 (短時間保育)		短時間保育の延長: 前延長/7:00~11:29 1時間 500円 後延長/19:31~22:00 1時間 200円
3号認定	利用料		所得、児童の年齢、就労状況等に応じて、岡山市が決定 (住民税非課税世帯は無償です) 月額 0円~55,700円
	延長保育料 (標準時間保育)	標準時間及び短時間保育の範囲外の保育をご利用の場合、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。	1時間 500円 月額 3,500円 標準時間保育の延長: 7:00~10:59
	延長保育料 (短時間保育)		短時間保育の延長: 前延長/7:00~11:29 1時間 500円 後延長/19:31~22:00 1時間 200円
共通	日本スポーツ振興センター災害共済金	こども園の管理下で、幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う、国・こども園・保護者の三者の負担による互助共済制度に係る費用	年間 200円

その他、教材費・制服・帽子購入費等に関しては必要に応じて実費負担頂きます。

(利用料などの納付方法等)

第23条 当園に在園する者は、毎月その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

2. 口座振替日に残高不足によって引き落としができなかった場合は、振替月の翌月10日までに、当園の口座*に振り込みをする。振込手数料は自己負担とする。
なお未納期間が3ヵ月以上の場合は、園則第25条の適用対象となる。

※銀行名：中国銀行 支店名：西大寺支店 普通 口座番号：820580
口座名義：社会福祉法人 旭東愛児会 理事 小村 治子

(利用料等の返金制限)

第24条 既納の利用料等は返金しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第25条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、平成28年4月1日現在次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園長 1名
 - (2) 副園長 1名
 - (3) 主幹保育教諭 3名
 - (4) 保育教諭 7名
 - (5) 事務職員 1名
 - (6) 調理員・栄養士 1名
2. 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
 3. 本条に定める職員の職務は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第26条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第27条 当園においては、子供の安全の確保を図るため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

2. 当園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 当園は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条4項に従って子供に対する人権の擁護及び虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(小学校との連携)

第29条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子供・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第30条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子供が小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 保育時間の認定を受けた子供の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき(1号認定)
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
2. 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した子供には、修了証書を授与する。

(付則)

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年10月1日より施行する。

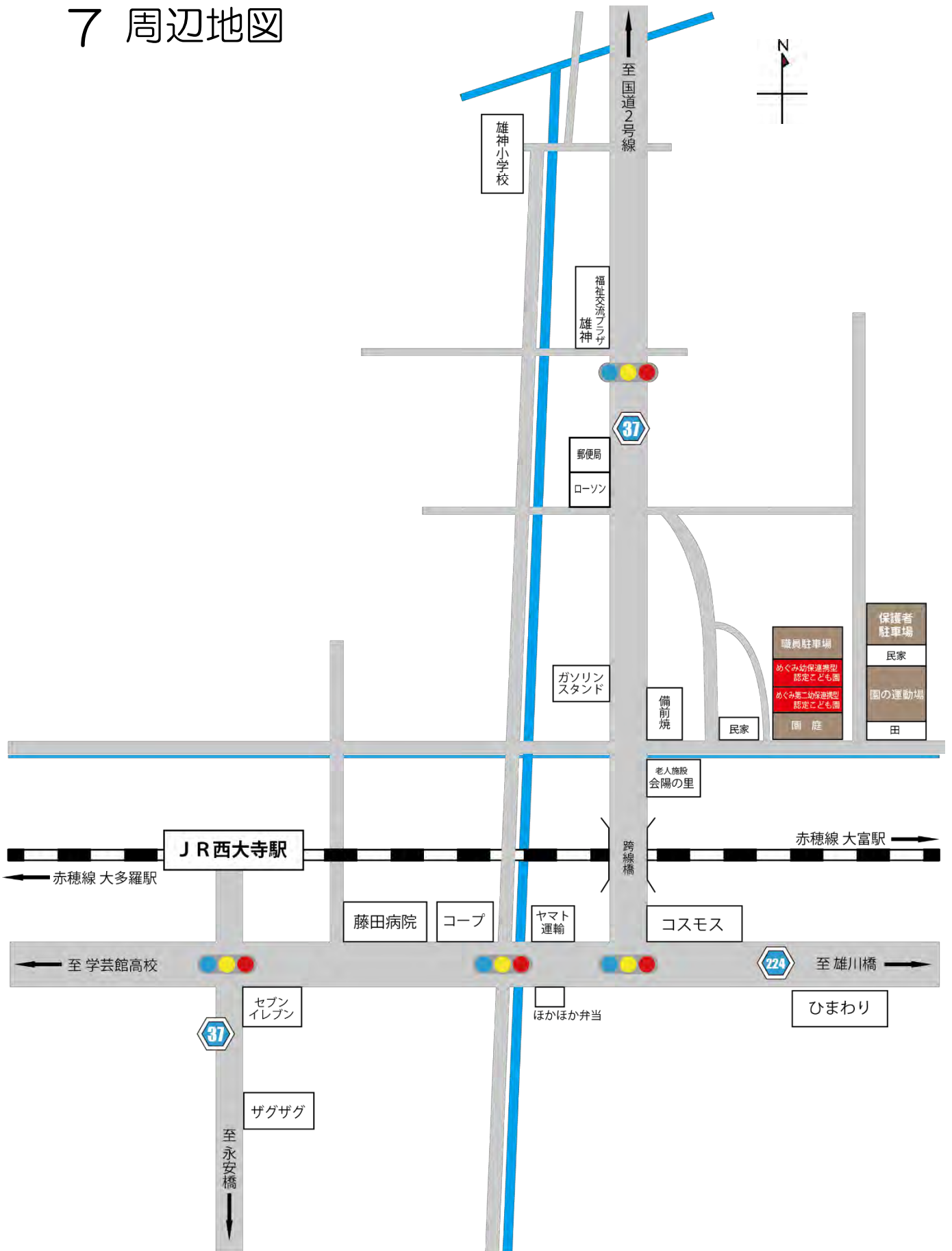
この規程は令和元年10月8日より施行する。

6 めぐみ幼保連携型認定こども園園歌



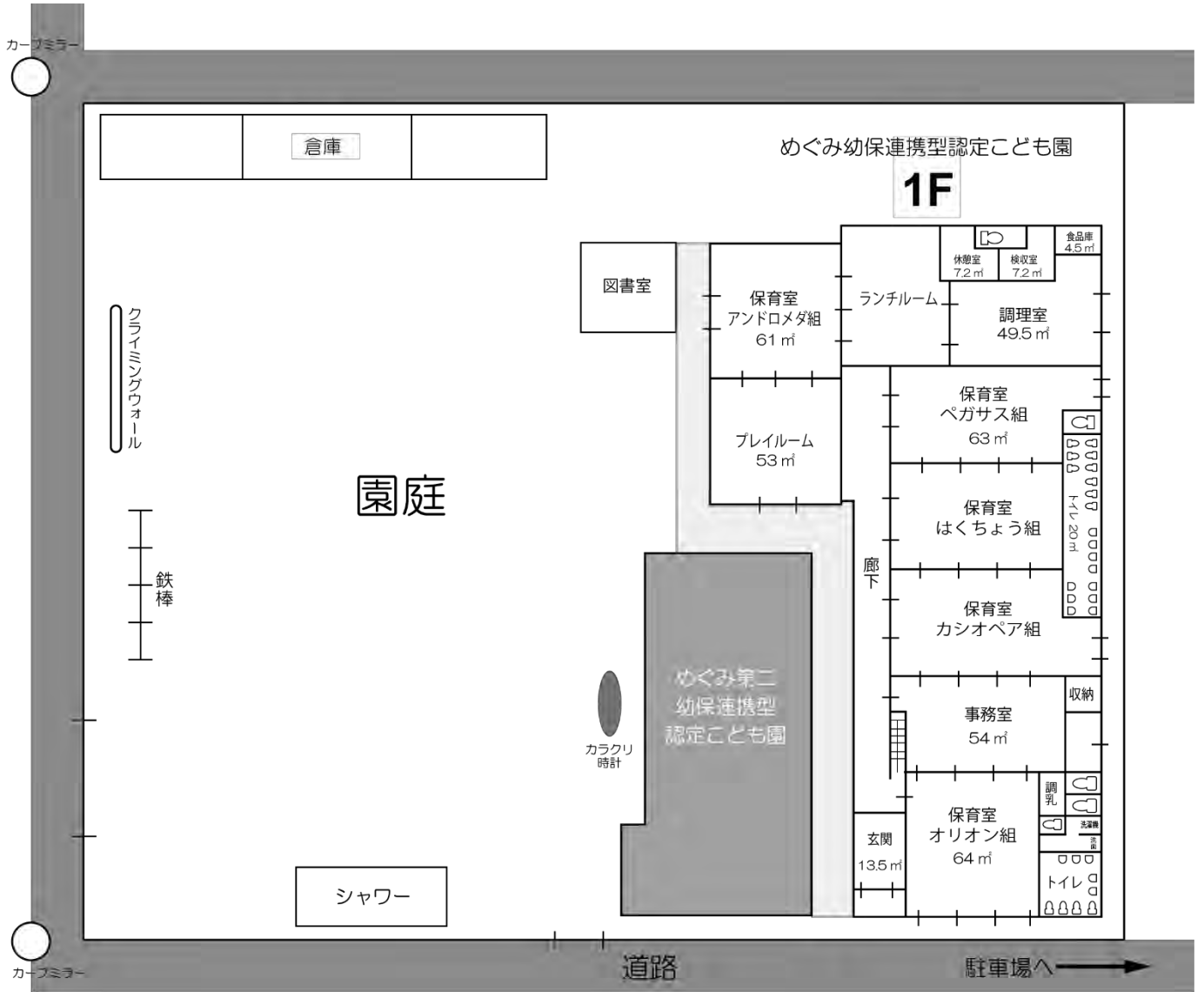
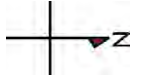
**園歌を印刷しているハンカチを
入園時にお祝いに贈ります。**

7 周辺地図

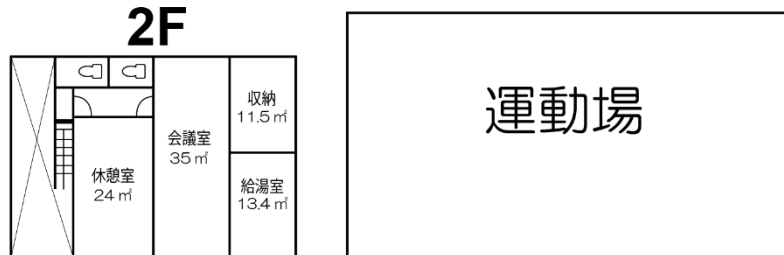


8施設の平面図

(1)めぐみ幼保連携型認定こども園平面図



めぐみ幼保連携型認定こども園

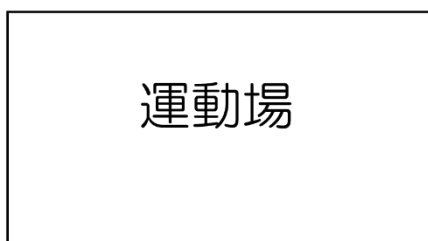
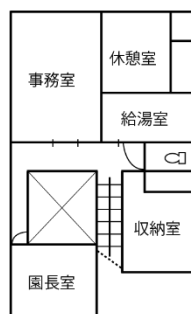


(2) めぐみ第二幼保連携型認定こども園平面図



めぐみ第二
幼保連携型
認定こども園

2F



Ⅱ 教育・保育の内容

1 入園受付にあたって

社会福祉法人 旭東愛児会

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 岡本 里紗

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵

－ 子供はこども園を選べない －

こども園が子供に果たす役割の一つに、子供たちの健全な発達を保障することはいうまでもなく、発達段階《年齢に応じた心身の機能成長》に応じて「生きる力」(人として持っている生命力)を引き出していくことにあると信じています。

そして保護者も子供の成長をとおして子供と喜びや幸せを共感しつつ、「親として子供にしてあげることが何か」という役割に気づいてもらえるならば、無上の喜びです。

本園では「生きる力」をしっかりと持った「逞しい子供」を育てるためには、何といても第一義には健康であり、そのために「よく遊び、よく食べ、十分な休息をとる」という好循環が極めて重要です。

「健康はすべてを優先する」という保育の基本理念に基づき、特に「遊び」では「運動遊び」に力を入れていますが、「運動遊び」の根源は、何といても食事内容の充実であり、躰の基本となる「食育」にも十分に力を注いでいなければなりません。

本園の運動会をご覧になった保護者の皆様から、子供たちの逞しく育っている姿に「感動を覚えた」「涙が出た」と多くの評価をいただきますが、あのような運動遊びの成功は特訓や一朝一夕に実るものでもありません。

乳児期の「オリオン0組」からの成長・発達段階に合わせた日々の保育内容と活動のひとつひとつの積み重ねによって、ようやく年長児の「アンドロメダ組」になって花開くのです。

運動遊びは、当然のことながら事故や怪我に遭遇する確率は高くなります。このため、本園では園庭の遊具の下にエコロック(ゴム材)を設置し、衝突したときの緩和策として、リスクを減殺するために最善の努力をしています。また万が一の事故に備えて賠償責任保険や傷害保険にも加入しています。このように保育の実際においては、「事故を起こしてはならない」という決意で職員一同、心をひとつにして臨んでいても「打撲」や「すり傷」、「手にマメやタコ」等々は生じるものです。

皆さんご存知の「ヘレン・ケラー」女史は、2歳の時に高熱の影響で聴力、視力、言葉を失い、話すことさえ出来なくなり3重の苦しみを持ちながら、見事88歳の生涯を閉じました。この女史が遺してくれた名言があります。

『危険を回避することが、危険にさらすことより安全であるという保証は、長い目で見た時にはあり得ません』と遺したのです。

つまり、「安全とは思いつきにすぎない場合が多いのです。現実には安全というものには存在せず、子供たちも、誰一人として安全とは言えません。危険を避けるのも、危険に身をさらすのと同じくらい危険なのです。人生は危険に満ちた冒険か、もしくは無か」と言っているのです。

私どもは、入園受付にあたり、当初から安全への言い訳をするつもりは毛頭ありませんが「事故・怪我を完全に防ぐことは不可能である」ということをご理解いただきたいと存じます。

運動遊びや園外保育は、子供達に多くのものを与えてくれています。私どもの保育科学の研究によって明らかになっていることは、①身体を発達させ健康になる。②運動に興味をわき運動能力を自ら発達させる力がつく。③想像力、考える力がつく。④情緒の安定を図ることができる。そして⑤友達と一緒にあそぶことで社会性が身につく。ということです。

そして、さらに重要なことは、⑥「バランス感覚を身に付けることで、事故を起こさない様な反射的な反応【神経】が育つ」という特性があることです。

近年では「運動あそび」によって、大脳神経は刺激を受け知能指数も高まることも明らかになりました。「自己顕示欲」である「負けん気」、「優越感」、「自負心」、「競争意識」が表れる4歳から5歳はまさに「運動遊び」の幅は大きく広がります。

ところが、同時に「喧嘩」、「ねたみ」、「そねみ」の心が生れるときであり、この時こそが教育の動機づけとしての「やる気を起こす」絶好の機会なのです。私どもは、その感情をうまく利用することで「運動遊び」の導入と成功への道へとつながることを知って教育をしているのです。

本園では、これからも事故や怪我には細心の注意を払いながら、「運動遊び」と「食育」「十分な休息」を通して「逞しい子供」を育成する使命感のもとに子供達のよりよい教育をめざすことに変わりはありません。

岡山市内には、認定こども園が70箇所、認可保育園が90箇所、小規模保育園が28箇所、事業所内保育園が9箇所、企業主導型保育園が52箇所、特認登録保育園が14箇所、その他の認可外保育園が26箇所、あります。

当園は私立の認定こども園です。独自の保育方針のもと、特色のある保育を目指して努力しています。入園した後に「こんなはずではなかった。」「イメージと違った。」「以前通っていた園とルールが違う。」等々、施設側に変わることを求められる方がおられますが、対応は難しいと思ってください。

そのためにも、入園を希望される保護者の皆様には、入園申請を出される前に、園の見学をお願いしています。

認定こども園や保育園は、大切なお子さんの命をお預かりする施設です。園児達が過ごす実際の様子をご覧になりながら、納得した上で申請書を提出してください。

なお、一度入園した後の転園には、一旦退園等の手続きが必要です。ご注意ください。

保育施設を選ばれる際は、子供さんが選ぶことはできませんので、以上述べましたような理念で教育・保育を実践する本園が、他のこども園や保育園と比べて「子供さんにとってふさわしいかどうか」をお考えください。

2 教育・保育の理念

社会福祉法人旭東愛児会の運営するこども園は、子供・子育て支援法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の養護・教育・保育を行うにあたっては、子供の人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、児童の福祉を積極的に進めるために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努める。又、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発する。

教育・保育の基本方針

教育及び保育方針は、文部科学省刊行「幼稚園教育要領」及び厚生省刊行「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあつては、子供や家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重し、プライバシーを保護することを第一義とする。又、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

- (1) 子供の健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- (2) 子供が健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- (3) 豊かな人間性を持った子供を育成する。
- (4) 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を果たす。

3 教育と保育の目標・方針

(1) 教育・保育目標

明るく 健やかに
みんなと仲良くあそべる子
つよいからだ
ありがとうといえる子

現在をよりよく生き、望ましい未来を担う力の基礎づくりを

家庭と地域の人たちとともにつちかう。

(2) 教育・保育方針

自然に恵まれた環境を十分に生かし、その中で自主的、自発的な活動意欲を高めながら
全面発達を促していく。

○理想とする子供像

- ・ 心身ともに強い子
- ・ 感謝の気持ちが持てる子
- ・ 協調性・社会性をそなえた子

生き抜く力をそなえた子供に育て欲しい。

○教育・保育指導の重点

- ・ 周囲の環境を十分に生かした教育・保育。
- ・ 個々の発達を充分把握しながら、何事も身体ごと毎日の遊びの中で経験させる。
- ・ 教育・保育方針、形態に柔軟性を持たせながら、異年齢児との望ましい交流活動
経験の中から自主自立の芽生えを促すよう、保育活動を考慮していく。
- ・ 地域の実態把握に努め、地域の中のこども園としての教育保育内容を考え実践
する。

4 行事

(1) 一年間の行事(年間行事予定表をご参照下さい)

	園内行事		園外行事	保育内容
	保護者参加の行事	衛生関係の行事	行事・クラス	
4月	保育方針説明会	身体計測(全クラス)	水源池探検(は・ぺ・ア) 小鳥の森遠足(ぺ・ア)	春がきた お花見 鯉のぼり作り・吹き流し・染め物
5月		身体計測(全クラス)		子どもの日 母の日プレゼント作り
6月		身体計測(全クラス) 内科検診(全クラス) 歯科検診(全クラス)	幼年消防クラブ入団式(ア) 会陽の里との交流 (ジャガイモ堀り)	梅雨 虫歯予防デー らっきょ・梅・ウリの漬物作り メダカ・ザリガニ・おたまじゃくし捕り 父の日プレゼント作り
7月		身体計測(全クラス)		夏だ プールあそび・紙すき
8月		身体計測(全クラス)		七夕まつり
9月		身体計測(全クラス)	池田動物園遠足(は) ライフパーク倉敷遠足(ぺ・ア)	お月見 敬老の日
10月	運動会	身体計測(全クラス)	会陽の里との交流(運動会) お泊り保育(ア)	秋 さつま芋掘り 運動会
11月		身体計測(全クラス)	七五三参り	七五三祝会 収穫祭
12月		身体計測(全クラス) 内科検診(全クラス) 歯科検診(全クラス)		クリスマス会 お飾り作り 大掃除
1月	鏡開き とんど焼き	身体計測(全クラス)	七草摘み(全クラス) 初詣[窪之宮]	七草調べ・七草粥 お正月あそび (コマ・かるた・お手玉・凧揚げ)
2月	参観日(オ0・オ1・カ) 生活発表会 (は・ぺ・ア)	身体計測(全クラス)		豆まき はだかまつりごっこ 新入児健康診断
3月	卒園式(アの保護者)	身体計測(全クラス)		ひなまつり 新入園児保護者対象に 「子育ての基本」の講演会

※「保育方針説明会」は、年度の初めに開かれる「しおり」や行事の変更点、1年間の教育・保育の方針についての大事な説明会です。必ずご参加いただきますようお願い致します

(2) 一年を通して定期的に行われる行事

毎月初めにお配りする**月行事予定表**、および**子ども園だより**にて、詳しい日程をお知らせ致します。
(年間行事予定表を参照)

① 健康管理に関する行事

<身体計測>

毎月10日(但し、10日が土・日の場合は翌平日に行います。)

身長・体重・胸囲を計測し、親子手帳より抜粋したパーセンタイル(身体発育線グラフ)を印刷し、家庭と園の連絡用ファイルノートに毎月挟んでお渡しします。

※0歳児クラスは、ファイルノートに貼りつけてお渡し致します。

(参考資料:84、107 ページ参照)

<嘱託医による定期健康診断>

○内科検診

6月・12月の年に2回 12時30分から行います。

嘱託医の栗原信先生による内科検診を全クラスが受けます。

検診の結果、異常のあった方は個別にお知らせします。気になることがありましたら、検診前日か当日朝に設置致します「お尋ねBOX」に入れてお申し出下さい。

○歯科検診

6月の年に1回 12時30分から行います。

嘱託医の田中由紀子先生による歯科検診を全クラスが受けます。

検診の結果、むし歯の疑いやその他の異常があった場合は、個別にお知らせします。また、子供向けの歯科衛生についてのお話、歯みがき指導をして頂きます。

※欠席等の事由により、園での検診を受診できなかった場合は、園の所定の用紙をお渡ししますので、嘱託医の医院にて検診を受けて下さい。

(嘱託医以外の医院でも検診を受けることはできますが、料金が発生する場合がありますので、ご了承下さい。)

<視力検査・聴力検査> ※アンドロメダ組のみ

就学前の園児が受けます。検査結果は、就学予定の各小学校へ送付されます。

異常があった場合は個別にお知らせしますので、病院で再度検査を受けて下さい。

② 防災に関する行事

<災害避難訓練>

毎月20日(但し、20日が土・日の場合は翌平日に行います。)

火災や地震を想定して避難訓練を行い、災害の怖さや避難方法を知らせます。

また、保育教諭による消火訓練も行います。

(3) 教育・保育内容に関する行事

毎月初めにお配りする**月行事予定表**、および**こども園だより**にて、詳しい日程をお知らせ致します。

① 習い事

<英語で遊ぼう>

毎月第2水曜日（アンドロメダ組）午前9時30分より

専門講師による、歌やゲームを通して英語にふれる教育・保育を受けます。

2つのグループに分かれて、それぞれ30分間行われます。

<すまいるキッズ>

毎月第3火曜日（アンドロメダ組）午前10時00分より

元フジアーノ岡山の高瀬敦之さんによる、サッカーを中心に運動を通して行う教育・保育を受けます。

<音楽指導>

毎月第4木曜日（全クラス） ※先生のご都合で変更になる場合もあります。

子供達と保育教諭が、安達雅彦先生による器楽合奏・歌唱の指導を受けます。

<剣道>

毎月1回(実施日不定) 午後1時（アンドロメダ組）

剣道を学びながら、安全・健康に留意しつつ人間形成の道を見出す指導に努めています。

<お茶>

毎月第2火曜日 午後1時より（アンドロメダ組）

<お花>

毎月第4水曜日 午後1時より（アンドロメダ組）

子供なりに日本文化を体験する為に、簡単な礼儀作法やお花に親しめるよう、楽しませながら指導して下さいます。

※以上の行事は、先生のご都合により実施日が変更になる場合もあります。日程に変更が生じた場合は、事前にお知らせ致します。

※外部講師による体験保育については、園で負担いたしますので料金の徴収は致しません。

園では、以上のような遊びや行事を予定・実施しています。お時間のある方は、ご都合がつかうでしたら、いつでもご遠慮なく参観にお越しください。
そして、子供さんの園での様子をしっかりご覧下さい。

② 園外保育(遠足など)

はくちょう組・ペガサス組・アンドロメダ組は、以下の通り遠足などの園外保育を行います。

- ・はくちょう組： 池田動物園遠足(9月)
- ・ペガサス組： 小鳥の森遠足(4月)/ライフパーク倉敷遠足(9月)
- ・アンドロメダ組： 小鳥の森遠足(4月)/ライフパーク倉敷遠足(9月)
お泊り保育(10月)

※以上の行事は、天候などの理由により延期・変更・中止になる場合があります。

※貸し切りバスを利用する行事は、バス会社からの請求を参加人数(園児、および引率者)で割った額を、引き落とし集金させていただきます。

(4) その他の行事

<個人懇談>

在園児保護者の皆様を対象に、小村理事長による個人懇談を行います。
実施日時につきましては、その都度お声かけ致します。

<講演・イベント等>

不定期に在園児保護者の皆様を対象に、ゲストの方をお招きして子育てに関する講演やイベントを行います。詳細につきましては、決まり次第ご案内致します。

5 子供さんの一日

子供さんの教育・保育は、ご家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じて対応していきます。特に0歳児、1歳児や、入園間もない子供さんにつきましては、未熟で個人差があり、病気に対する抵抗力も弱いので、1人ひとりの生活(ミルク・離乳食・昼寝・排泄・あそび)を十分考慮して教育・保育をしています。各ご家庭での生活から、少しずつ友だちと楽しみながら、園での生活リズムに慣れることができるようにしていきます。

(1) めぐみ幼保連携型認定こども園の1日の流れ

1号園児		2号園児		3号園児	
3・4・5歳児（教育利用）		3・4・5歳児		0・1・2歳児	
7:00 開園・標準時間保育開始					
登園時 <ul style="list-style-type: none"> ○ タグをかざし、登園時刻を登録する。 ○ 帰宅後から今朝の、お子さんの様子を職員に伝えて頂きます。 ○ 排泄を済ませ（おしめからパンツに履き替えて）から、保育士や友達とあそぶ。 					
預かり保育	順次登園 <ul style="list-style-type: none"> 靴を靴箱に入れる 職員や他の保護者に「おはようございます」の挨拶をして、お家の人と体温を測る 検温後は保護者と別れ、自分で持ち物の片付けをする 排泄を済ませ、保育士とあそぶ 当番はお天気調べや飼育動物の世話をする 		標準時間保育	順次登園 <ul style="list-style-type: none"> 靴を靴箱に入れる 職員や他の保護者に「おはようございます」の挨拶をして、お家の人と体温を測る 検温後は保護者と別れ、自分で持ち物の片付けをする 排泄を済ませ、保育士とあそぶ 当番はお天気調べや飼育動物の世話をする 	
	9:00 保育開始			9:00 短時間保育開始	
通常保育	9:00 クラス保育 <ul style="list-style-type: none"> 各クラスでのあそびや行事に参加して過ごす 万歩計をつけてあそぶ 		標準時間保育	9:00 クラス保育 <ul style="list-style-type: none"> 各クラスでのあそびや行事に参加して過ごす 万歩計をつけてあそぶ 	
	12:00 昼食 <ul style="list-style-type: none"> 排泄・手洗いを済ませ、椅子の用意をする 当番は配膳の用意をする 食事をする 4・5歳児の当番はお天気やその日の事を全クラスに放送で知らせる 片付け・歯磨き（3歳児以上） 			9:00 クラス保育 <ul style="list-style-type: none"> 排泄し、おやつを食べて各クラスでのあそびや行事に参加して過ごす 	
預かり保育	13:00 昼寝（3歳児） <ul style="list-style-type: none"> 保育士や友だちとあそぶ（4・5歳児） ※ 4・5歳児はお昼寝しません 		標準時間保育	11:30 昼食 <ul style="list-style-type: none"> 排泄・手洗いを済ませ給食の準備を待ち食事を食べさせてもらったり一人で食べる 	
	15:00 おやつ <ul style="list-style-type: none"> 手洗い 当番は配膳の用意をする。 おやつを食べる。 片付け・掃除をする。 当番は片付けや掃除（室内外）を保育士と一緒にする（4・5歳児）。 			12:00 昼食 <ul style="list-style-type: none"> 排泄・手洗いを済ませ、椅子の用意をする 当番は配膳の用意をする 食事をする 4・5歳児の当番はお天気やその日の事を全クラスに放送で知らせる 片付け 歯磨き（3歳児以上） 	
保育士や友だちと室内や運動場であそぶ		13:00 昼寝 <ul style="list-style-type: none"> 静かに音楽やお話を聞きながら眠る 		13:00 昼寝 <ul style="list-style-type: none"> 静かに音楽やお話を聞きながら眠る 	
順次降園 <ul style="list-style-type: none"> 「さようなら」の挨拶をして帰る。 		15:00 おやつ <ul style="list-style-type: none"> 手洗い おやつを食べる 片付け 		めざめ <ul style="list-style-type: none"> 排泄を済ませ、保育士と一緒に布団を片付けたり、服を着る。 	
18:00 閉園		16:30 短時間保育終了		15:00 おやつ <ul style="list-style-type: none"> 手洗い おやつを食べる 片付け 	
延長保育	保育士や友だちと室内や運動場であそぶ		標準時間保育	15:30 保育士や友だちと室内や運動場であそぶ	
	順次降園 <ul style="list-style-type: none"> 「さようなら」の挨拶をして帰る。 			順次降園 <ul style="list-style-type: none"> 「さようなら」の挨拶をして帰る。 	
18:00 閉園		18:00 標準時間保育終了・閉園		18:00 標準時間保育終了・閉園	
19:00 標準時間保育終了・閉園		19:00 標準時間保育終了・閉園		19:00 標準時間保育終了・閉園	
お迎え時 <ul style="list-style-type: none"> ○ タグをかざし、降園時刻を登録する。 ○ その日のお子さんの様子や伝達事項をお伝えします。 					

※めぐみこども園、めぐみ第二こども園ともに年齢でクラス別けしています。保育内容・行事等は一緒に実施・参加します。

(2) めぐみ第二幼保連携型認定こども園の1日の流れ

昼間の子供さんと同様に、特に夕食後はゆっくりと友だちと過ごして規則的な生活リズムに気をつけ、ご家庭と連携をとり、子供さんの24時間を把握しながらひとりひとりの生活(ミルク・離乳食・昼寝・排泄・あそび)を十分考慮して保育をしています。新入園児の場合は、ご家庭での生活から少しずつ友だちと楽しみながらこども園の生活リズムに慣れることができるようにしていきます

1号園児		2号園児		3号園児	
3・4・5歳児(教育利用)		3・4・5歳児		0・1・2歳児	
7:00 開園					
登園時					
<ul style="list-style-type: none"> ○ タグをかざし、登園時刻を登録する。 ○ 帰宅後から今朝の、お子さんの様子を職員に伝えて頂きます。 ○ 排泄を済ませ(おしめからパンツに履き替えて)から、保育士や友達とあそぶ。 					
預かり保育	順次登園	延長保育	順次登園	標準保育	順次登園
	9:00 クラス保育		9:00 クラス保育		9:00 クラス保育
通常保育	11:00 保育開始	短時間保育	11:00 標準・短時間保育開始	標準保育	11:30 昼食
通常保育	12:00 昼食	短時間保育	12:00 昼食	標準保育	13:00 昼寝
	15:00 おやつ		15:00 おやつ		15:00 おやつ
預かり保育	18:00 夕食	延長保育・短時間保育	18:00 夕食	標準保育	18:00 夕食
	19:00 閉園		19:00 短時間保育終了		19:00 閉園
22:00 標準時間保育終了・閉園					
お迎え時					
<ul style="list-style-type: none"> ○ タグをかざし、降園時刻を登録する。 ○ その日のお子さんの様子や伝達事項をお伝えします。 					

※めぐみこども園、めぐみ第二こども園ともに年齢でクラス別けています。保育内容・行事等は一緒に実施・参加します。

6 登降園について

(1) 登園の時には

「おはようございます」のあいさつをしましょう

子供たちはみんなともだちです。
お父さん、お母さん方も友だちになりましょう。

駐車場から園舎までは子供さんが一人で走り出したりしないよう、十分気をつけて、
**子供さんとは、手をつないで一緒に行動致しましょう。子供さんと手をつながないということは、
子供の命に危険が生じるということを忘れないで下さい。毎日の繰り返しの中で、よい習慣を
身につけていくよう続けてしてください。**

雨の日には園児は「カッパ」を！

子供用の小さな**カサ**を持つと、気をとられてふらついたり、前が見えなかったりと、
とても**危険**です。園舎までの道は公道ですので、一般車両の迷惑行為にもなると考え、
めぐみ・めぐみ第二幼保連携型認定こども園では「子供に**カサ**をさせない」**決まり**に
しています。**子供用カッパ**を用意して安全に歩けるようにして下さい。

【登降園時の手順】 ◎登園されたら、お子さんと一緒に次の手順をお願いします。

	時間	流れ・場所	手順	注意点
登園の手順	7時～9時	園庭出入口 ↓ デッキ ↓ カシオペアの部屋	①めぐみ第二こども園玄関横の園庭出入口より園庭に入場します。 ②園庭通路では、デッキに向かう際は、赤の通路を。退出の際は、青の通路をご通行下さい。 ③デッキから園舎内に入り、カシオペア組の部屋で朝の検診を行います。	 <p>① ② ③</p> <p>門扉開閉の際は、必ず留め金をかけて下さい。また、お子さんにはさせないで下さい。</p> <p>※園への入場時は、必ず名札をつけてください。 ※くつは、ペガサス組前のデッキ前に置いて入ってください。</p>
	9時以降	めぐみこども園正面玄関 ↓ 職員室	・めぐみこども園正面玄関よりお入りいただき、職員室で朝の検診を行います。	<ul style="list-style-type: none"> めぐみこども園園舎の扉はオートロックです。インターホンを押して頂き、職員が応答しお名前をお伺いしたあと、職員が解錠しドアが開きます。 ※園への入場時は、必ず名札をつけてください。
	土曜日	めぐみこども園正面玄関 ↓ カシオペアの部屋	・めぐみこども園正面玄関よりお入りいただき、カシオペア組の部屋で朝の検診を行います。	
登園時の健康診	7時～9時	カシオペアの部屋	<ul style="list-style-type: none"> 職員にお子さんの健康状態や前日降園後から登園までの様子などをお伝え下さい。パソコンに入力し、日々の状態を記録します。(個人情報に絶対外部に洩れないように保管しています) ※検診の場所が変わっても、お伝え頂く手順・内容は同じです。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ファイルノートに記入頂くこと ・熱 ・排便の有無 ・家での様子 ・当日の連絡先 ・降園時間 ・健康観察記録表 ※熱性けいれんのお子さんは、その場で体温を測定します。 ※朝の熱が37℃以上あった子も、その場で体温を測定します。 ・ファイルノートには、ご家庭での様子として、体調の変化やケガについてなどの他、病院受診した場合は、「病院名」「診断名」「薬を何日分処方」など、詳しくご記入下さい。 ・登園の受付後、お子さんを朝あそびの場（保育室または屋外）までお送り下さい。  <p>職員にファイルノートをお渡し下さい</p>
	9時以降	職員室		
	土曜日	カシオペアの部屋		
降園の手順	16時まで	めぐみこども園正面玄関 ↓ 職員室	・めぐみこども園正面玄関よりお入りいただき、職員室で降園の申し送りを行います。	 <p>ファイルノートは、各クラス別のカゴに入っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の観点からも、ファイルノートの取り違いには充分にお気をつけ下さい。また、汚れ物の取り違いも発生しやすいので、必ず名前をお確かめのうえ、お持ち帰り下さい。 ・ファイルノートは落として割れる可能性がありますので、お子さんが持たないようにお気をつけ下さい。
	16時～18時	園庭出入口 ↓ デッキ ↓ 各クラスの部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルノートをカゴから取り、お迎えの対応をする職員に、お子さんのクラス名とお名前をお伝え下さい。 ・申し送り後は、各保育室で遊んでいるお子さんのお迎えをお願いします。 ※保育室出入の際は、扉の開閉には十分お気をつけ下さい。 	
	土曜日	めぐみこども園正面玄関 ↓ カシオペアの部屋	・めぐみこども園正面玄関よりお入りいただき、カシオペア組の部屋で降園の申し送りを行います。	
	18時以降	めぐみこども園正面玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・めぐみこども園正面玄関よりお入り下さい。 ※18時以降の降園は、平日も土曜日、正面玄関で申し送りを行います。 	

※気になる点や尋ねたいことがありましたら、登降園時にご遠慮なくお尋ね下さい。

(3) 駐車場について

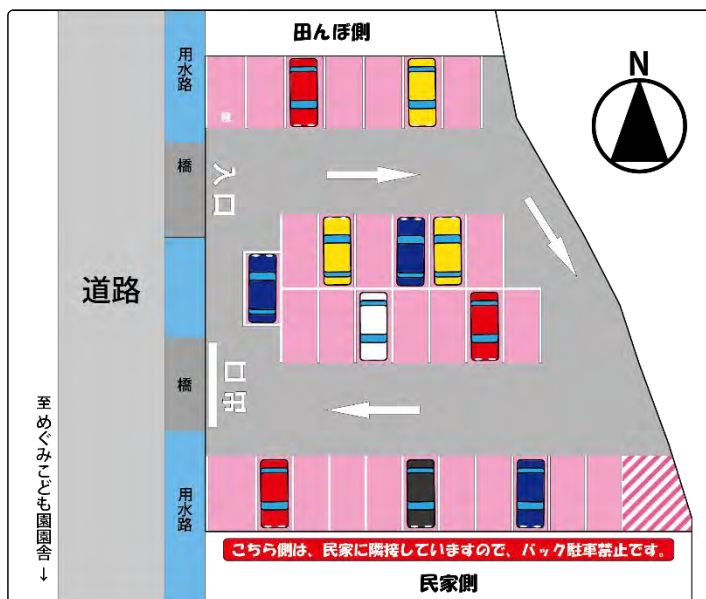
<駐車場の位置> 園の北東にある駐車場をご利用ください。



①職員駐車場：園舎裏

②保護者駐車場：園舎の北東

<保護者駐車場見取り図>

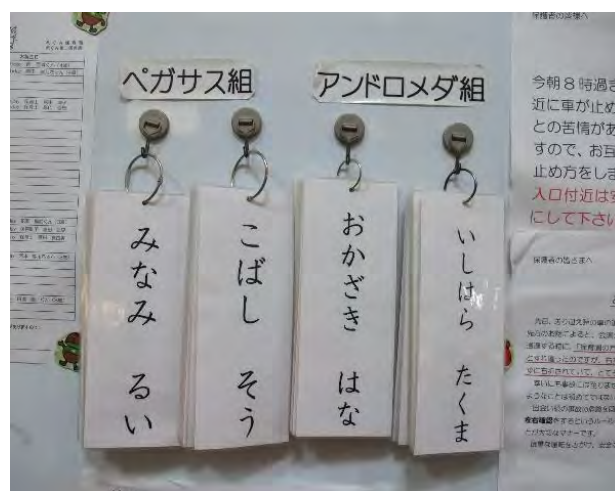
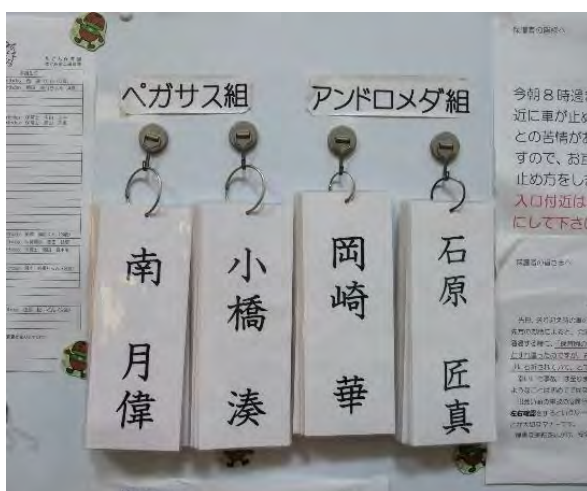


- ① 円滑な駐車場利用のため、上図の矢印のように順路を守って通行して頂きますようお願い致します。
- ② 園の北側にある空き地は私有地です。通り抜けできません。行事や工事期間中など、使用許可をいただける際には、その都度ご案内致します。通常の登降園時に、**駐車や通り抜け、お子さんを遊ばせる等は、お控え下さい**ますようお願い致します。
- ③ 自転車でお迎えに来られる方は、**園舎裏の駐輪場**をご利用下さい。
- ④ 盗難の可能性やご近所に迷惑がかかりますので**エンジンは必ず止めて**下さい。
- ⑤ 車上狙いに気をつけて！車から離れる際は**必ず貴重品はお持ちになりロック**をして下さい。
- ⑥ **民家に隣接している区画では、バック駐車禁止**です。
- ⑦ 駐車場内での事故・盗難・トラブルにつきまして、園は一切の責任を負いかねます。自己責任で、また、当事者同士でお話し合い下さい。
- ⑧ **チャイルドシート**の着用を守りましょう。
- ⑨ 駐車場から園への往復路は、車の往来がありますので、**必ず子供さんの手をつないで**歩いて下さい。**子供さんを駐車場で遊ばせないで**下さい。また、**車に乗せるまで、手は必ずつないでおいて**下さい。大人が十分気をつけて、事故に遭ったり地域の人たちに迷惑をかけるないようにお願いします。
- ⑩ 通行の方や他の車両の妨げにならないようにお願いします。**駐車場までの道路は対面通行**ですので、十分気をつけて、お互いに気持ちよく通行できるようにしましょう。駐車場も、お互い譲り合って事故のないように注意しましょう。
- ⑪ 「ちょっとの間・・・」でも**玄関前には絶対に駐車しないで**下さい。
- ⑫ **園舎裏の駐車場**は、災害・事故等の緊急時に、園児の避難や輸送の対応を職員の車にて、迅速に行うために**職員専用の駐車場**とさせて頂いています。
- ⑬ 上の「保護者駐車場見取り図」の で表示された区画に駐車して下さい。それ以外の場所、特に で表示された場所には駐車しないでください。

※一人ひとりが、決められた事を厳守してお互いに譲り合い、スムーズな駐車場利用を、くれぐれもよろしくお願い致します。

(4) 毎日のお当番活動

オリオン1～アンドロメダ組さんは、毎日2人ずつ交代で当番になり、色々なお手伝いをしています。その年齢なりに出来ることを、保育教諭と一緒に「お手伝い」という形で、全員に交代でさせることにより、一人ひとりが、誉められたり「ありがとうね」と喜んでもらう経験をして、自信を付け、頼まれたことや言われたことを責任を持ってやりとげていく練習をしています。お当番の日には、少し早めに登園して、楽しい経験をさせてあげるといいですね。



当番表の(表)は漢字で(裏)はひらがなで名前が書かれています。明日のお当番は誰かな？

明日のお当番さんお手伝いをよろしくね！

クラス 時間	アンドロメダ組 (5歳児クラス)	ペガサス組 (4歳児クラス)	はくちょう組 (3歳児クラス)	クラス 時間	カシオペア組 (2歳児クラス)	オリオン1組 (1歳児クラス)	オリオン0組 (0歳児クラス)
8:30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こいのぼりをあげる ◆ お天気しらべをして書く ◆ 運動場、園庭の気温しらべをして書く ◆ 氷しらべをして書く (冬) 			11:30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 先生と一緒に給食の配膳のお手伝いをする ◆ 先生と一緒に「おやつ献立」を発表する ◆ 先生と一緒に「いただきます」の挨拶をする ◆ 先生と一緒に数を数えてフルーツをみんなに配る ◆ 先生と一緒に数を数えておしぼりを配る ◆ 先生と一緒に片付けをする 		
9:00	<input type="text"/>						
11:30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 給食の机を並べる ◆ 配膳を先生と一緒にする ◆ 「今日の献立」を発表する ◆ 「いただきます」の挨拶をする 						
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放送をする (時間・今日の天気・今日のお遊び) ◆ フルーツを切り分け。数を数えてみんなに配る ◆ 食器を片付ける 						
2:30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ おやつ準備をする ◆ 「おやつ献立」を発表する ◆ 「いただきます」の挨拶をする ◆ 片付けを手伝う 			3:00	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 先生と一緒に「おやつ献立」を発表する ◆ 先生と一緒に「いただきます」の挨拶をする ◆ 先生と一緒に数を数えておしぼりを配る ◆ 先生と一緒に片付けをする 		
3:30	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 明日の当番の発表をする ◆ 先生と一緒に部屋の掃除をする 				<ul style="list-style-type: none"> ◆ 明日の当番の発表をする ◆ 先生と一緒に部屋の掃除のお手伝いをする 		

7 食事と離乳食

(1) 食事は教育・保育の柱です

最近の家庭での食事傾向として、手軽で簡単な揚げ物や、炒め物が多いことが伺われます。生活習慣病の予備軍である高脂血症児や糖尿病児が増えていると言われていた今、**和食**が見直されています。当園では開園以来、煮物、和え物等の和食を中心とした独自の献立を作成し、提供しています。

- ① 全園児**完全給食**を実施しております。(主食、副食、おやつ、給食費の説明は P.13・22 に記載)
- ② 給食の献立は、1週分を4週繰り返す「サイクルメニュー」を実施しています。同じ献立を繰り返し味わう事で、味覚や食感を鍛え慣れさせるという効果があります。
- ③ 季節の野菜や果物類、海藻、小魚類などの食材を使い、鉄やカルシウム、ビタミンを十分に摂取できるようにしています。
- ④ 添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸でだしを取り、薄味で素材の旨みを生かした献立です。
- ⑤ 咀嚼の発達を促す為に、噛み応えのある**イリコ**や**するめ**、**ガム**、**野菜スティック**、**ヒジキ**や**昆布**を提供しています。
- ⑥ 月～金に、おやつにスキムミルクで作ったカルシウムたっぷりの特製**手作りヨーグルト**を提供しています。
- ⑦ 炊き立てのご飯や、冬の夕食には汁物などを取り入れ、適温給食を行っています。
- ⑧ 3歳児以上は、行事や栽培を通して食への関心を高めています。
- ⑨ 安定感と温もりのある、陶磁器の食器を使っています。
- ⑩ お箸は園に備付けのもの、湯飲み・お茶碗などの食器は消毒して使用しておりますので、**私物の用意は一切いりません**。※1歳になると、スプーンの使用をやめ、お箸を使います。
- ⑪ 栄養士による、栄養のバランスに配慮した献立で給食を準備しています。夕方には離乳食・昼食・おやつ・夕食を廊下に設置しているケースに入れ展示しておりますので参考にして下さい。※展示は、毎月二週目以降は写真での展示となります。

<「給食の展示」の例>



- ⑫ おしぼりは、業者委託による消毒済(袋入り)のものを使用しています。(おしぼりの使用料は徴収しておりません)

(2) 食事の提供

・子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事をを行います。

○めぐみ幼保連携型認定こども園

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	離乳食・授乳		個人別の対応
1歳児		11時15分頃	15時頃	
2歳児		11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	
延長保育時間帯				適宜提供

○めぐみ第二幼保連携型認定こども園

	昼食	午後間食	夕食	備考
0歳児	離乳食・授乳		離乳食・授乳	個人別の対応
1歳児	11時15分頃	15時頃	18時30分頃	
2歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
3歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
4歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
5歳児	11時30分頃	15時頃	18時30分頃	
延長保育時間帯				適宜提供

※当園独自の献立による、和食を中心とした給食の提供を行います。

(3) 幼児食

- ①3歳未満児は、主食・副食・おやつを園で提供します。
- ②3歳以上になりますと主食(ごはん)だけが保護者の負担となります。適温給食や保護者の種々の事情を考慮し、こども園での炊飯をしております。ご飯の代金は、光熱水費などを含まない実費を集金させていただいております。(詳しくはP13・22に掲載の表をご覧ください。)
- ③3時のおやつは補食と考え、当園では手作りのパンやクッキーなどの軽食を提供しております。

(4) おやつに「自家製・飲むヨーグルト」を出しています。

毎日の昼食時にはお茶を、月～金曜日のおやつには「自家製・飲むヨーグルト」を提供しています。

【なぜ、ヨーグルトなのですか？】

「自家製ヨーグルト」の特徴

- ・スキムミルクで作りますので低脂肪です。
- ・カルシウムが牛乳の約1.5倍あり、乳酸カルシウムとして摂取するため吸収率が高く、乳幼児には最適です。
- ・ビタミン類及びたんぱく質が豊富です。
- ・乳酸菌が市販のヨーグルトの5～10倍多く含まれ、消化・吸収、感染防御、免疫刺激、健康維持の効果があります。
- ・園で作るので無添加です。

【カルシウムを多く含む食品を摂りましょう】

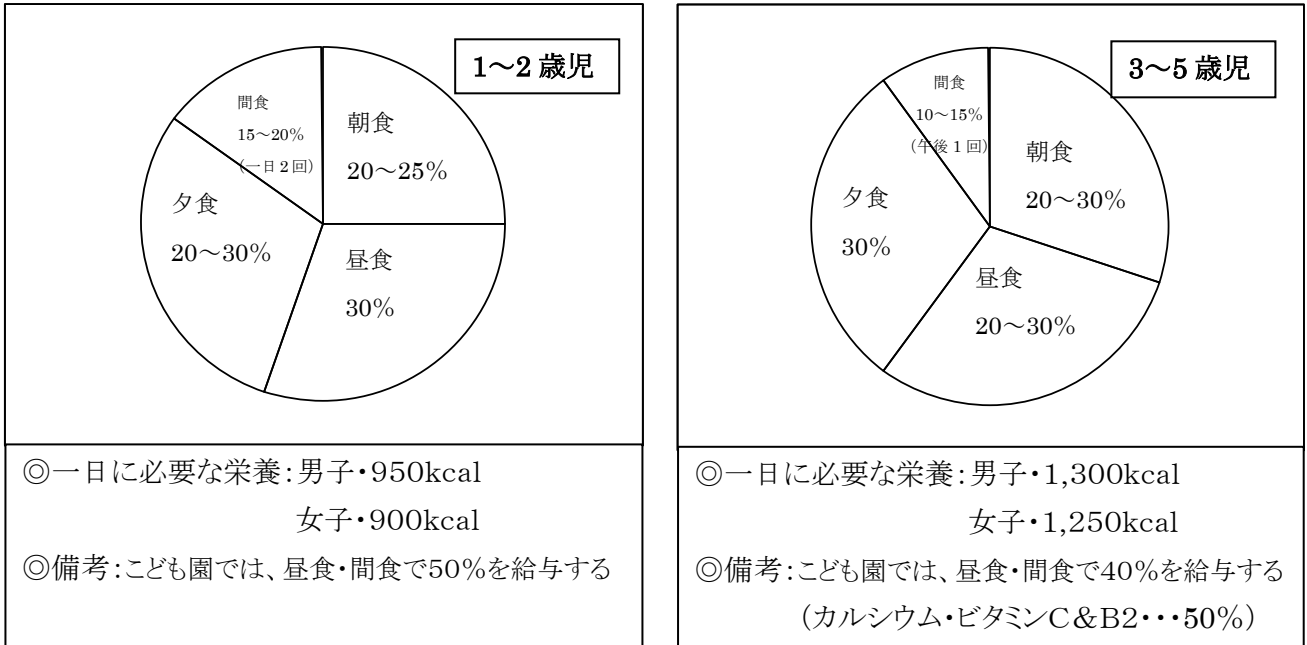
骨の基になるカルシウム。骨の成長には毎日必要量の摂取が必要です。わかめ、ひじき、こんぶ、のりなどの海藻類・小魚（いりこ）・納豆、煮豆、豆腐などの食品を給食や3時のおやつに摂り入れています。 ※1歳児以上のおやつには毎日必ず2匹ついています。



みんなで「いただきます。」

(5) 1日のエネルギー配分は？

【こども園の食事では、子供さんの一日に必要な栄養の50%を摂っています】



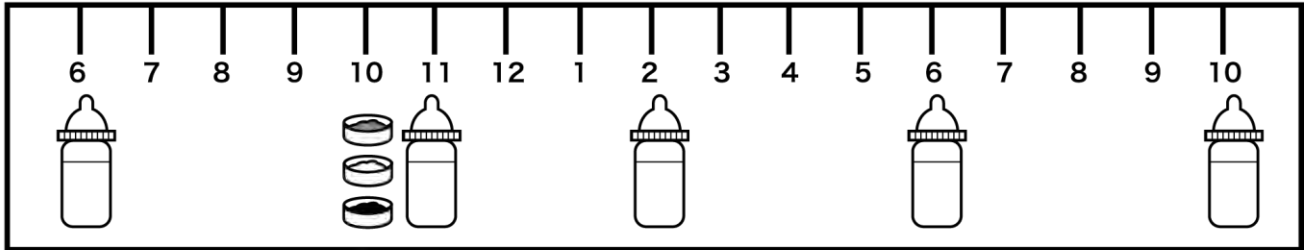
※参照:日本人の食事摂取基準(厚生労働省資料)

(6) 離乳食

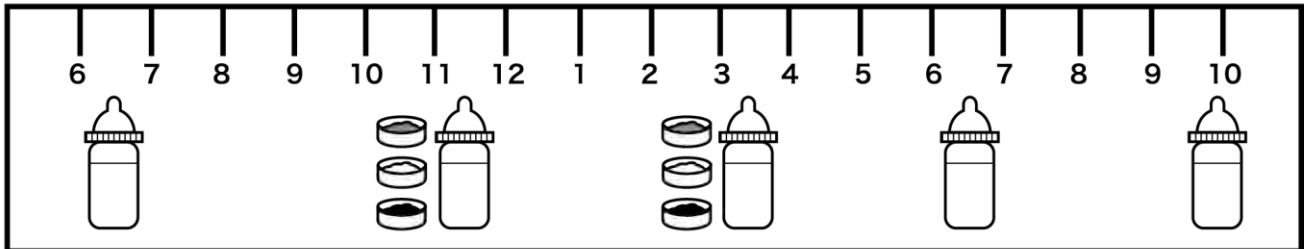
- ①離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。
- ②乳児の粉ミルクは園で準備いたします。**明治の「ほほえみ」**を使用しております。
その他のミルクをご希望の場合はご相談下さい。
(アレルギー関係の方は必ずお申し出下さい。)
- ③哺乳瓶と乳首は消毒した物を準備しております。**ピジョン**を主に使用しておりますが、
それ以外(ヌークやクロスカット)をご希望の方、またS、M等のサイズについてもご相談
下さい。
- ④授乳においでになる方は、保育教諭にお知らせ下さい。
- ⑤**冷凍母乳は衛生状態が安定しないため、お預かりできません。**

【離乳のめやす A】 一人ひとり体格、成長の速度が異なりますので折々にご相談の上
離乳をすすめていきますのでご遠慮なく様子をお聞かせ下さい。

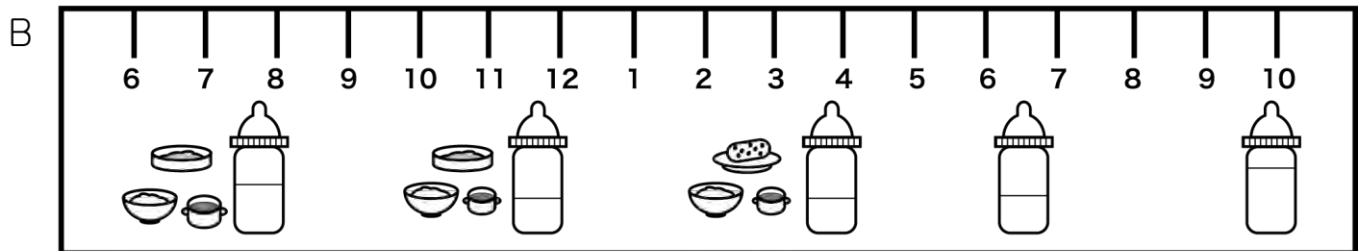
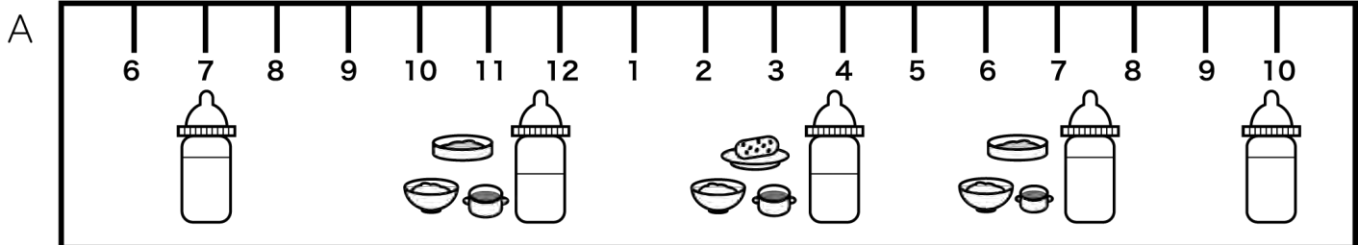
5、6ヶ月／1回食 (なめらかにすりつぶした状態)



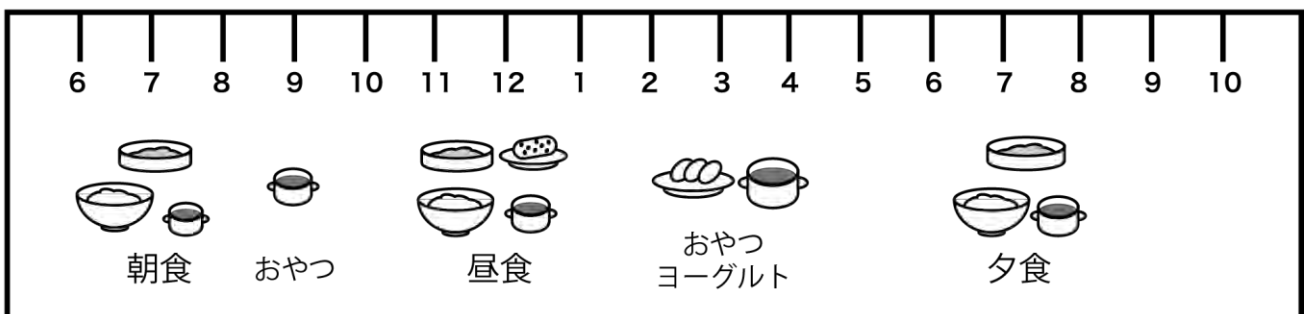
7、8ヶ月／2回食 (舌でつぶせる固さ)



9ヶ月から11ヶ月／3回食 (歯ぐきでつぶせる固さ) AまたはB



12ヶ月から18ヶ月 (歯ぐきで噛める固さ)



【離乳のめやすB】

月齢	2	3	4	5、6ヶ月頃	7、8ヶ月頃	9ヶ月から11ヶ月頃	12ヶ月から18ヶ月頃
母乳・ミルクのみの回数	6	6~5	5	朝・午前か午後 夕方・就寝前	朝・夕方・就寝前	朝・就寝前	0
母乳・ミルク量 (cc)	120~140	140~160	160~180	200	200	200	0
1日の離乳食回数 (時間帯)	180			1	2	3	3+ おやつ2
食後ミルク量 (cc)				午前か午後	午前と午後	午前・午後・夕方	(朝・9時のおやつ・3時のおやつ・夕方)
離乳食 食べ方の目安	<p>○子供の様子をみながら1日1回1さしずつ始める。 ○母乳やミルクは飲みたいだけ与える。 ○1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 ○自分で食べる楽しさを手づかみ食べから始める。</p>						
調剤形態	なめらかにすりつぶした状態						
穀類 (g)	全がゆ《7倍》 50~80						
卵 (卵黄、全卵)	卵黄 全卵						
(固)	1 1/3						
または 豆腐 (g)	30~40						
または 乳製品 (g)	50~70						
または 魚 (g)	10~15						
または 肉 (g)	10~15						
野菜・果物 (g)	20~30						
一回あたりの量	<p>豆腐：生のままではなく、一晩火を通す 白身魚：カレイ・ヒラメ・タイ 骨をしっかりとる しらすし：蒸通しをして塩気をとる 野菜ペースト：柔らかく煮たものをすりつぶす 果物おろし</p> <p>ハンカゆ 卵黄：固ゆで卵を作り、黄身のみ 重湯などを加えて食べやすくする 卵白：よく火を通す、半熟にしない バター・チーズ 赤身の魚 (カツオ・アジ・エビなど)： 骨をしっかりとる 鶏肉</p>						
	歯ぐきでつぶせる固さ						
	歯ぐきで噛める固さ						
	軟飯 (3倍がゆ)						
	90						
	全卵						
	1/2 1/2~2/3						
	45 50~55						
	80 100						
	15 15~20						
	15 15~20						
	30~40 40~50						

上記の量は、あくまでも目安であり、子供の食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整します。

離乳食開始時の日毎の進め方 (例)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
つぶしがゆ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜 (うらごし、すりつぶし)、豆腐															

- ミルクは1回の量を15~20分で飲み終えるよう乳首を配慮します。
- 離乳食後のミルクは、食事の量が増えれば減らしていきます。たくさん食べてもたくさん飲む子供さんもいるので、授乳量に配慮します。
- 分乳は各群ごとに1品ずつ使用した場合です。各群2種類以上を使用する場合は、1種類の分量は適宜減らします。

(7) アレルギーの完全除去食はたいへん困難です

除去食は、親子ともに心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほどの場合は発育障害や栄養失調になるなどの危険性もあり、慎重に進めなければなりません。

保護者の独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的にアレルギー抗体検査や診断を受け、その指示にしたがってすすめるようにします。(※P53「こども園におけるアレルギーの対応について」を参照)

「卵」・「牛乳」・「大豆」は、3大アレルギーとしてもよく知られており、除去するケースも多いのですが、「そば」・「ピーナッツ」のように使用頻度が低い食品であっても、食べてしまうと激しいショック症状を起こすものもあり、園と保護者や家庭との連携を密に取り合うことは、大変重要です。(別表参照)

以下のアレルギーであれば、表の左のものを口にすることが出来なくなります。

<卵(およびその製品)禁止の場合>

食べられないもの	それにかわるものとして園で用意できるもの
・鶏卵、その他の卵類、鶏肉	
・マヨネーズ・マヨネーズを使ったサラダ	・サラダ油、酢、塩等でフレンチドレッシングを作る
・カステラ、ケーキの素、ホットケーキの素、ビスケット、ボーロ、プリン、アイスクリーム、菓子パンなど	・市販の食パン、ミルクノンビスケット、いそべせんべい、小麦粉、ベーキングパウダー、砂糖でホットケーキ、蒸しパンをつくる
・カツ、フライ、コロッケ、てんぷらなどの衣、てんぷら粉、スープの素、生そば	・卵を入れなくて衣をつくる

<牛乳(およびその製品)禁止の場合>

食べられないもの	それにかわるものとして園で用意できるもの
・育児用ミルク、フォローアップミルク、牛乳、ヨーグルト、生クリーム	・牛乳アレルギー用治療乳
・牛酪製品 チーズ、マーガリン、ショートニング	・ミルクノンマーガリン
・牛乳を含む飲料	
・フルーツ牛乳、乳酸菌飲料	
・乳酸飲料	
・麦芽飲料	
・牛乳を用いた料理・食品 ホワイトソース、ポタージュ、グラタン、	

<p>クリームシチュー ベビーフード(牛乳・乳製品を使用したもの) ピザパイ インスタントカレールウ から揚げ粉 (パン類)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・片栗粉で調整 ・ミルクノンパン
<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳・乳製品を含む菓子類 プリン、牛乳ゼリー、ミルクセーキ、カステラ、ケーキ、ホットケーキ、ビスケット、クッキー、瓦せんべい、ウエハース、アイスクリーム(シャーベット) 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳を含まない材料をゼラチンで固める ・ミルクノンビスケット ・ミルクノンウエハース ・牛乳を含まない材料をゼラチンで調整
<ul style="list-style-type: none"> ・牛肉 牛肉を与えて症状が出現する場合のみ除去 	

<大豆・豆類(およびその製品)禁止の場合>

食べられないもの	それにかわるものとして園で用意できるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・大豆を用いた料理・食品 豆腐、焼き豆腐、納豆、生揚げ、がんもどき、油揚げ、おから、きな粉、豆乳、みそ及びみそを使用した料理 しょうゆ及びしょうゆを使用した料理 枝豆、ふりかけ類 ベビーフード(大豆・大豆製品を使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆ノンみそ ・大豆ノンしょうゆ、ひえしょうゆ、栗しょうゆ 大豆ノンソース
<ul style="list-style-type: none"> ・大豆油 市販のごま油、なたね油、天ぷら油など、ショートニング、マーガリン 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーン油(日本食品加工)、米油(ポーソ油脂)
<ul style="list-style-type: none"> ・大豆油及び大豆製品を用いた食品 生揚げ、がんもどき、油揚げ、市販の天ぷら、コロッケ、油漬け缶詰 コーンフレーク インスタントカレールウ インスタントスパゲティ ポテトチップス、えびせんべい その他大豆油を使用したスナック菓子 かりんとう しょうゆせんべい 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の油で作ったもの ・大豆ノンせんべい

<ul style="list-style-type: none"> ・餡類 あんこを使った和菓子類 ・その他 いんげん豆、グリーンピースなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・芋餡を用いたもの
---	---

※ケース・バイ・ケースですが遠慮なくご相談下さい。詳しく子供さんの状態を聞かせて頂き判断いたします。

※今までに果物(メロン、すいか、リンゴ等)で反応された方は必ず申し出て下さい。

※給食費については P13・22 をご覧下さい。

※普通食・アレルギー除去食の献立表は、毎月末に配布致します。

(8) こども園におけるアレルギーの対応について

食物アレルギー対応給食が必要な園児について、保護者からの申し出により、集団給食のなかで可能な範囲の除去食を用意いたします。

つきましては、以下の内容にご協力いただきますようお願いいたします。

① 園における除去食実施対象者

- (1) 主治医から食物アレルギーと診断され、定期的を受診している。
- (2) 主治医の指示に基づいて家庭でも除去食を実施している。
- (3) 主治医の指示により段階的にチャレンジしている。

② 園におけるアレルギー疾患生活管理指導書の提出について

- (1) 給食での食物除去やアナフィラキシーの対応など特別な対応が必要となる場合は、主治医の診断と指導に基づく「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「生活管理指導表」）を提出していただきます。
なお、生活管理指導表作成にかかる必要な経費については保護者負担でお願いします。（最低1年に1回更新）
- (2) 生活管理指導表に記載された食品のみ除去の対応をします。

③ 園での子どもの食事提供について

食物アレルギーの配慮から園での食事内容は、家庭でいろいろな食材を食べていただき、その後園での食事として提供することが基本となります。

④ 食物アレルギー児の給食対応について

- (1) 給食での除去は「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、除去の必要がないことが多い下記(表1)については、給食で提供します。
摂取不可の場合のみ生活管理指導表C欄により申請してください。

原因食品	除去不要またはほぼ除去不要
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳・乳製品	乳糖
小麦	醤油・酢・麦茶
大豆	大豆油・醤油・味噌
ゴマ	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし
肉類	エキス

参照：厚生労働省 保育所におけるアレルギーガイドライン(2019年改訂版)

- (2) 毎月、除去食チェックシートで除去食品のチェックをして、指定の日までに園に提出してください。
- (3) アレルギー対応食の献立は誤食を防ぐ観点から、その違いを認識できるように見た目違う場合もありますのでご理解ください。
- (4) 調理作業・配膳スペースに限りがあり、また、調理器具・食器の洗浄や保管を個別に行うことができないため、微量なアレルゲンでも発症する場合(注意喚起表示のあるものも食べられない場合)は給食対応が出来ず、弁当の持参をお願いすることがあります。
- (5) 体調不良の時はアレルギー症状を引き起こしやすくなりますので、状況に応じてお子様の健康状態について園に報告してください。
- (6) 除去解除をする場合は、主治医の指示に基づき家庭で複数回食べて問題がないことを確認してから様式「除去解除申請書」により申請してください。
※主治医より部分解除の指示があっても、完全解除の指示がなければ園で解除することが出来ません。

⑤情報管理について

園における日常の取組および緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表、アレルギー児状況調査表の内容等、お預かりした情報は職員で共有させていただきます。また、緊急時には、医療機関(医療・消防)への情報提供が必要となります。ご了承ください。

⑥その他

安全に食事を提供していくために、食事の際、テーブルの場所を固定するなどの配慮をさせていただきます。

(9) 関連書類の書式

①生活管理指導表-1

園におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)		園での生活上の留意点	
<p>名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 組</p> <p>※この生活管理指導表は、園の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。</p> <p>提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>			
<p>★保護者氏名 _____</p> <p>★連絡医療機関 _____</p> <p>★緊急連絡先 電話番号: _____</p>		<p>★保護者氏名 _____</p> <p>★連絡医療機関 _____</p> <p>★緊急連絡先 電話番号: _____</p>	
病型・治療		園での生活上の留意点	
<p>A. 食物アレルギー病型</p> <p>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎</p> <p>2. 即時型 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・その他)</p> <p>3. その他 (食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他)</p>	<p>A. 給食・雑乳食</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療のC、欄及び下記C、E欄を参照)</p>	<p>B. アナフィラキシー病型</p> <p>1. 食物 (原因: 昆虫・動物のフケや毛)</p> <p>2. その他</p>	<p>B. アレルギー用調整粉乳</p> <p>1. 不要</p> <p>2. 必要 (下記該当ミルクに○、又は()内に記入)</p> <p>ミルク: _____、ニユーMA-1・MA-1m・スプディングット・エルクミルクフォーミュラ その他 ()</p>
<p>B. アナフィラキシー病型</p> <p>1. 食物 (原因: 昆虫・動物のフケや毛)</p> <p>2. その他</p>	<p>C. 除去食品</p> <p>※本欄に○がついては、給食対応が困難となる場合があり得ます。</p> <p>1. 鶏卵: _____</p> <p>2. 牛乳・乳製品: _____</p> <p>3. 小麦: _____</p> <p>4. 大豆: _____</p> <p>5. 卵白: _____</p> <p>6. 大豆: _____</p> <p>7. フグ毒: _____</p> <p>8. 甲殻類: _____</p> <p>9. 軟体類・貝類: _____</p> <p>10. 魚卵: _____</p> <p>11. 魚類: _____</p> <p>12. 魚類: _____</p> <p>13. 肉類: _____</p> <p>14. 果物類: _____</p> <p>15. その他 ()</p>	<p>C. 除去食品</p> <p>※本欄に○がついては、給食対応が困難となる場合があり得ます。</p> <p>1. 鶏卵: _____</p> <p>2. 牛乳・乳製品: _____</p> <p>3. 小麦: _____</p> <p>4. 大豆: _____</p> <p>5. 卵白: _____</p> <p>6. 大豆: _____</p> <p>7. フグ毒: _____</p> <p>8. 甲殻類: _____</p> <p>9. 軟体類・貝類: _____</p> <p>10. 魚卵: _____</p> <p>11. 魚類: _____</p> <p>12. 魚類: _____</p> <p>13. 肉類: _____</p> <p>14. 果物類: _____</p> <p>15. その他 ()</p>	<p>D. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は園が保護者と相談のうえ決定)</p>
<p>A. 症状のコントロール状態</p> <p>1. 良好</p> <p>2. 比較的良好</p> <p>3. 不良</p>	<p>C. 急性増悪(発作)治療薬</p> <p>1. 吸入型ステロイド薬吸入</p> <p>2. ベータ2刺激薬吸入</p> <p>3. その他 ()</p>	<p>A. 寝具に関して</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 防ダニシーツ等の使用</p> <p>3. その他の管理が必要 ()</p>	<p>C. 外遊び・運動に対する配慮</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要 ()</p>
<p>B. 長期管理薬</p> <p>(短期追加治療薬を含む)</p> <p>1. ステロイド吸入薬</p> <p>吸入薬: _____</p> <p>投与量(日): _____</p> <p>2. ロイコトリエン受容体拮抗薬</p> <p>3. DSG吸入薬</p> <p>4. ベータ2刺激薬(内服・貼付薬)</p> <p>5. その他 ()</p>	<p>D. 急性増悪(発作)時の対応</p> <p>(自由記載)</p>	<p>B. 動物との接触</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 動物への反応が強いため不可</p> <p>3. 飼育活動等の制限 ()</p>	<p>D. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は園が保護者と相談のうえ決定)</p>
<p>緊急性時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬 (吸入型ステロイド薬、吸入型ベータ2刺激薬、吸入型ロイコトリエン受容体拮抗薬)</p> <p>2. 吸入型ステロイド薬</p> <p>3. その他 ()</p>	<p>【*は()の中の該当する項目に○をするか、具体的に記載すること】</p>	<p>D. 食物・食材を扱う活動</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 原因食材を教材とする活動の制限 ()</p> <p>3. 調理活動時の制限 ()</p> <p>4. その他 ()</p>	<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>電話 _____</p>
<p>病型・治療</p> <p>A. 食物アレルギー病型</p> <p>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎</p> <p>2. 即時型 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・その他)</p> <p>3. その他 (食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他)</p>		<p>園での生活上の留意点</p> <p>A. 寝具に関して</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 防ダニシーツ等の使用</p> <p>3. その他の管理が必要 ()</p>	
<p>緊急性時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬 (吸入型ステロイド薬、吸入型ベータ2刺激薬、吸入型ロイコトリエン受容体拮抗薬)</p> <p>2. 吸入型ステロイド薬</p> <p>3. その他 ()</p>		<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>電話 _____</p>	

園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳 _____ ヶ月） _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、園の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

アトピー性皮膚炎（あり・なし）		アレルギー性結膜炎（あり・なし）		アレルギー性鼻炎（あり・なし）									
病型・治療 A.重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1.軽症:面積に問わず、軽度の皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 2.中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 3.重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 4.最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、痒疹、痒疹主体の病変 ※強い皮疹を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1.常用する外用薬 1.ステロイド軟膏（ワロニドゾール） 2.タクロリムス軟膏（プロトピックR） 3.保湿剤 4.その他（ ） B-2.常用する内服薬 1.抗ヒスタミン薬 2.その他（ ） C.食物アレルギーの合併 1.あり 2.なし		病型・治療 A.病型 1.通年性アレルギー性結膜炎 2.季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3.春季カタル 4.アトピー性角結膜炎 5.その他（ ） B.治療 1.抗アレルギー一点眼薬 2.ステロイド点眼薬 3.免疫抑制点眼薬 4.その他（ ）		病型・治療 A.病型 1.通年性アレルギー性鼻炎 2.季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 3.鼻アレルギー性鼻炎（アレルギー性鼻炎） 4.その他 B.治療 1.抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2.鼻噴霧用ステロイド薬 3.舌下免疫療法 4.その他		園での生活上の留意点 A.ゴール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動 1.管理不要 2.管理必要 B.動物との接触 1.管理不要 2.動物への反応が強いため不可動物名（ ） 3.飼育活動等の制限（ ） 4.その他（ ） C.発汗後 1.管理不要 2.管理必要（管理内容： ） 3.夏季シャワー浴（施設で可能な場合） D.特記事項 （その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は園が保護者と相談のうえ決定）		園での生活上の留意点 A.ゴール指導致 1.管理不要 2.管理必要（管理内容： ） 3.プールへの入水不可 B.屋外活動 1.管理不要 2.管理必要（管理内容： ） C.特記事項 （その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は園が保護者と相談のうえ決定）		記載日 年 月 日	医師名	医療機関名	電話
病型・治療 A.病型 1.通年性アレルギー性鼻炎 2.季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 3.鼻アレルギー性鼻炎（アレルギー性鼻炎） 4.その他 B.治療 1.抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2.鼻噴霧用ステロイド薬 3.舌下免疫療法 4.その他		病型・治療 A.屋外活動 1.管理不要 2.管理必要（管理内容： ） B.特記事項 （その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は園が保護者と相談のうえ決定）		園での生活上の留意点 A.管理不要 B.管理必要（管理内容： ）		記載日 年 月 日	医師名	医療機関名	電話				

●園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を園の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
 ・同意する
 ・同意しない
 保護者氏名 _____

③アレルギー児状況調査票

No. 1

(保護者記入)

アレルギー児状況調査表

年 月 日

園児名 ()	生年月日
記入者 (続柄:)	年 月 日 (歳 か月)

1 食物アレルギーについてお尋ねします。

- ・病 名 []
- ・症 状 []
- ・食物摂取後の発症時期 (分後 又は 時間後)
- ・アナフィラキシーの既往症の有無 (有 無)
有の方はその時の状況をできるだけ詳しくお願いします。
[]
- ・園での食物除去の必要 (要 不要)
- ・アレルギーとなるもの *該当に○印をつけてください。
卵 牛乳 小麦 そば 落花生
魚介類 () 大豆
その他 ()

2 医療機関についてお尋ねします。

- ・医療機関にかかっていますか (はい いいえ)
「はい」の方 医療機関名 ()
初回受診 平成 年 月 (歳 か月)
通院状況 () か月に () 回
- ・抗体検査 (した していない)
「した」の方 検査内容 (複数回答可)
① 食物除去・食物負荷試験 ②血液検査 ③皮膚試験
④ その他 ()

3 ご家庭での食事の状況を具体的にお聞かせください。
[]

4 園生活での配慮及び注意事項等をお聞かせください
[]

(平成30年4月改訂)

④家庭での除去の内容

No.2

(保護者記入)

園児名 ()

家庭での除去の内容

※ 家庭で除去をしている食べ物を代表例の中から○で囲み、それ以外にある場合は右のその他欄に、記入をお願いします。また、三大アレルギー（卵・牛乳・小麦）以外の食品については下欄に記入をお願いします。

	除去の食物	代表例	その他
卵類	生卵	マヨネーズ アイスクリーム	
	つなぎに卵を用いた食品	かまぼこ ちくわ ソーセージ ハム ベーコン ウインナー 中華めん	
	卵を用いた料理・おやつ	ゆで卵 卵焼き オムレツ ハンバーグ フライ・天ぷら等の衣 お好み焼き ホットケーキ ビスケット類 蒸しパン プリン ドーナツ パン 市販菓子	
牛乳類	牛乳 粉ミルク	牛乳 粉ミルク スキムミルク 生クリーム	
	牛乳を含む飲物	乳酸菌飲料 ヨーグルト飲料 麦芽飲料 カルピス	
	乳製品	ヨーグルト チーズ バター アイスクリーム	
	牛乳を用いた食品・料理・おやつ	天ぷら等の衣 クリームシチュー カレーシチュー ハヤシシチュー グラタン ウインナー ハム ウエハース ホットケーキ プリン ドーナツ 蒸しパン ビスケット類 ミルクゼリー パン 市販菓子	
小麦類	小麦	小麦粉	
	小麦粉を用いた食品	パン うどん そうめん ひやむぎ 中華めん スパゲティ マカロニ 麩	
	小麦粉を用いた料理 おやつ	フライ・天ぷら等の衣 ムニエル グラタン クリームシチュー カレーシチュー ハヤシシチュー お好み焼き ホットケーキ 蒸しパン ビスケット類 ドーナツ パン 市販菓子	

家庭で除去しているその他の食品

(平成30年4月改訂)

⑤除去解除申請書・めぐみ

(保護者記入)

除去解除申請書

「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名: _____)に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、園における除去食の解除をお願いします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

めぐみ幼保連携型認定こども園

_____ 組

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

⑥除去解除申請書・第二

(保護者記入)

除去解除申請書

「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で除去していた(食品名: _____)に関して、主治医の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、園における除去食の解除をお願いします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

めぐみ第二幼保連携型認定こども園

_____ 組

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

(10) 給食室の設備

安全で清潔な環境づくりのために

- ・給食の調理室には、全面的に**電気調理器具**を導入しています。

電気調理器具のメリットは、まず安全であること。次に、掃除に手間がかからず、いつも清潔な状態を保ちやすい点です。

- ・**スチームコンベクション・オープン**を使うことで、時間を節約し手早く調理できこのオープン一台だけで多様な調理が可能なので、献立の幅も広がり子ども達にいろいろな料理を提供する事ができます。
- ・給食室の床は**ドライフローア**で、掃除しやすくいつも清潔な状態です。



○ 電磁調理器

火が出ないので事故がなく安全、そして掃除しやすくとても清潔です。熱対流が少ない調理室内の夏は、室温が上昇しても暑くなりませんが、電磁調理器により室温上昇が少なく作業もしやすいです。また、タイマー保温機能もついているので、調理にとっても便利です。



○ スチームコンベクション・オープン

温風と水蒸気で調理をするこのオープンには、蒸す・焼く・蒸し焼き・煮るなどの機能があり、この1台でスペアリブ、煮豆、茶碗蒸しなど、短時間で多量に作る事が可能です。骨付きの魚も骨まで柔らかく煮ることができます。



○ 自動炊飯器 (ライスロボ)

お米の計量、洗米、炊飯まで全ての作業を自動でできる炊飯器です。4升までのご飯を炊くことができます。



給食室内はいつも清潔に保ち

おいしい給食を作っています。

Ⅲ 防災と安全管理

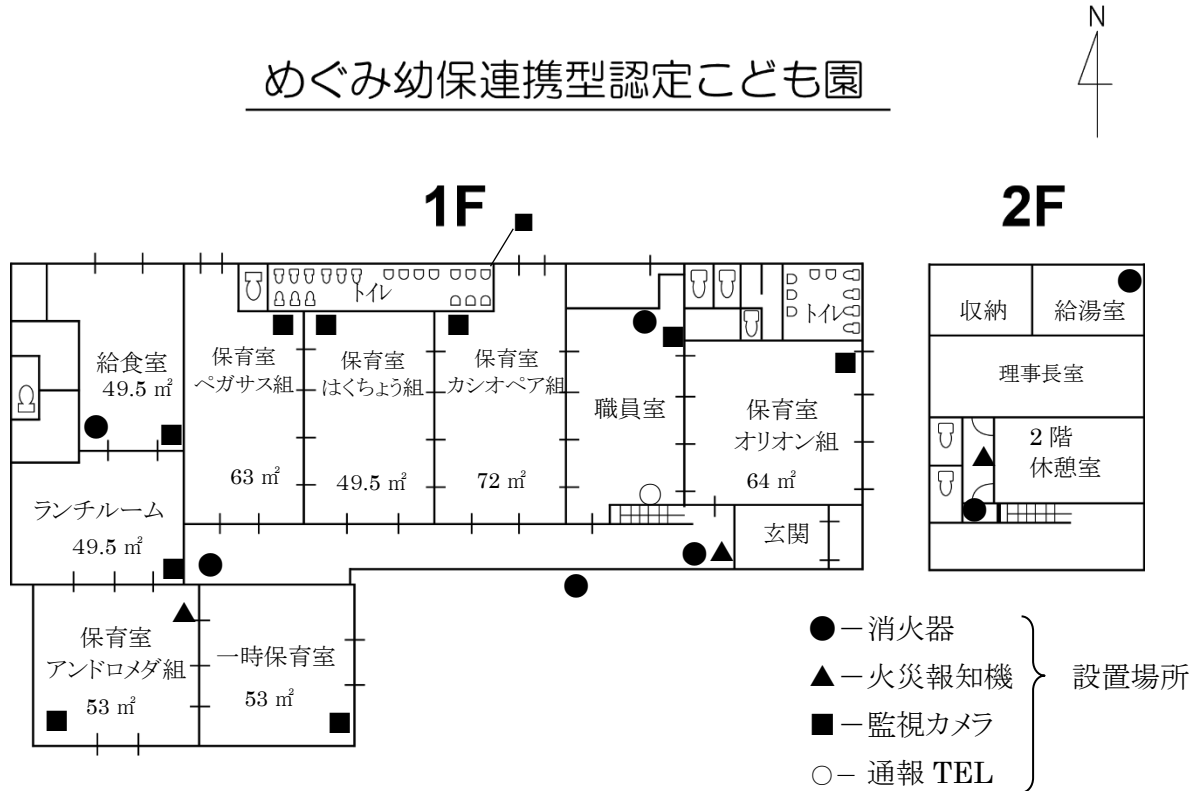
1 子供さんを災害から守る為に

下表のような計画を立て、月に1回(毎月 10 日。但し 10 日が土日の場合は翌平日に)実施しています。また、年に1回、「特別養護老人ホーム・会陽の里」との合同で、地震発生時の対応と二次災害発生時の避難訓練を実施しています。

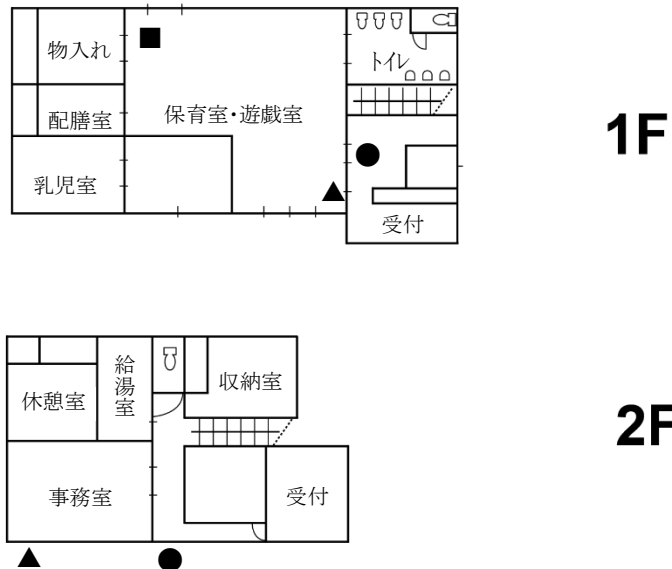
(1) 防災訓練計画

年間計画	災害その他の事故について知らせ、それが生じた場合の園児の安全且つ敏速な避難を考え、下記の様に避難訓練を実施し万一の場合に備える。又、内容に応じての正しい避難の方法、場所等の判断を身につける事をねらいとする。						
月	日	期間目標	時刻	ねらい	想定	保育士の訓練内容	避難場所
4月		非常ベルの意味を知り保育士の誘導に従って早く安全に避難する	AM10:00	・保育教諭の指示に従うよう伝え、非常ベルの意味を知らせる。	東隣の民家より出火	・新入生や年少児が恐がらずに保育教諭の指導に従うようにする。 ・乳児の安全な避難を施行実践する。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
5月	AM10:30		・合図や放送内容をよく聞き保育教諭の誘導に従い避難させる。	地震	・避難経路をよく確認し、保育教諭の指示をよく聞いて押し合いになつたり、転んだりせず避難する ・人数確認を確実にする。	各クラスの居場所 ↓ 園庭	
6月	AM11:00		・地震発生時の対応、二次災害発生時の避難の仕方を訓練する。	地震・二次災害(プレイルーム天井消火)	・地震の時の避難の仕方を知らせる。 ・職員は二次災害として火災が発生した時の避難方法を体験する。 ・用水での不慮の事故や危険行為を子供にもわかるように話す。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭	
7月	AM11:00		・火災の恐ろしさを知らせ避難訓練をする。 ・花火で実際の火の恐ろしさを知らせる。	花火	・避難経路をよく確認し、押し合いにならないようにする。 ・花火の遊び方を話し合う。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭	
8月	AM10:00		・不審者が園外から園内(室内)に侵入してきた時の避難の仕方を訓練する。	不審者	・慌てずに落ち着いて不審者に対応し、警察に通報する。 ・職員は不審者が園外から室内に侵入してきた時の避難方法を体験する。 ・閉じこもりなども想定して、子供たちを安全な所に避難させる。	各クラスの居場所 ↓ 園内(室内)	
9月	AM 11:00		非常ベルや放送をよく聞き静かに混乱しないで決まった場所へ避難できる。	AM 11:00	・園内全域で遊んでいる園児の避難の仕方を訓練する。 ・水の災害や事故について知らせる。 ・避難レベル4を想定し会陽の里への避難訓練を行う	洪水	・事前に避難経路を確認しておき、全職員が園児全員を安全にかつ迅速に避難させるという意識を強くもち、又会陽の里の職員と連携をとり地域のひととの交流を持ちながら訓練に参加する。 ・用水での不慮の事故や危険行為を子供にもわかるように伝える。
10月	PM 12:00	・食事の準備時間中でも避難が迅速に出来るように室内外の様子に熟知して訓練する。 ・午睡中の誘導避難のさせ方を保育教諭が訓練する。		プレイルーム天井より出火	・食事中や準備中であっても中止して、敏速に避難することを子ども達に伝え訓練する。 ・部屋ごとに子どもが広がっているので人数確認を早く確実にする。 ・消火訓練(粉末消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭	
11月	AM10:00	・保育教諭が実際に消火器で消火してみせる。		西隣の民家より出火	・混雑を防ぐ為にできるだけ多くの避難通路を考えると共に他のクラスの避難のさせ方を知る。 ・消防署の役割を話し合ってみる。 ・消火器について話を聞く。 ・消火訓練(粉末消火器使用)	園庭東側	
12月	AM11:00	災害についての正しい知識を持ち避難方法や注意事項が解る。	AM11:00	・冬の火災の恐ろしさを知らせ避難訓練をする。 ・焚き火で実際の火の恐ろしさを知らせる。	焚き火から出火	・火遊びをしないように、話やビデオ、紙芝居、スライド等を利用して知らせていく。 ・家でストーブに近付いたり、触ったりすると火傷をするということを知らせていく。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭
1月	AM11:00		・とんど焼きをしている時、迅速に避難が出来るようにする。	とんど焼きの火が運動場東屋に類焼	・見学をしている時も慌てずに落ち着いて避難する。 ・消防署の役割を話し合ってみる。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 運動場西側	
2月	AM10:00		・地震における二次災害が発生した時の避難の仕方を体験させる。	地震(二次災害としての出火)	・地震の時の避難の仕方を知らせる。 ・職員は二次災害として火災が発生した時の避難方法を体験する。 ・消火訓練(水消火器使用)	各クラスの居場所 ↓ 園庭	
3月	AM11:00	・各クラス、園外・室内で遊んでいる園児の避難の仕方を訓練する。	不審者	・慌てずに落ち着いて不審者に対応し、警察に通報する。 ・園外と園内の保育教諭間で連携を取り役割を決めて迅速に避難させる意欲を強く持ち、訓練に参加する。 ・一年間の避難訓練の反省を行う。	園舎内		

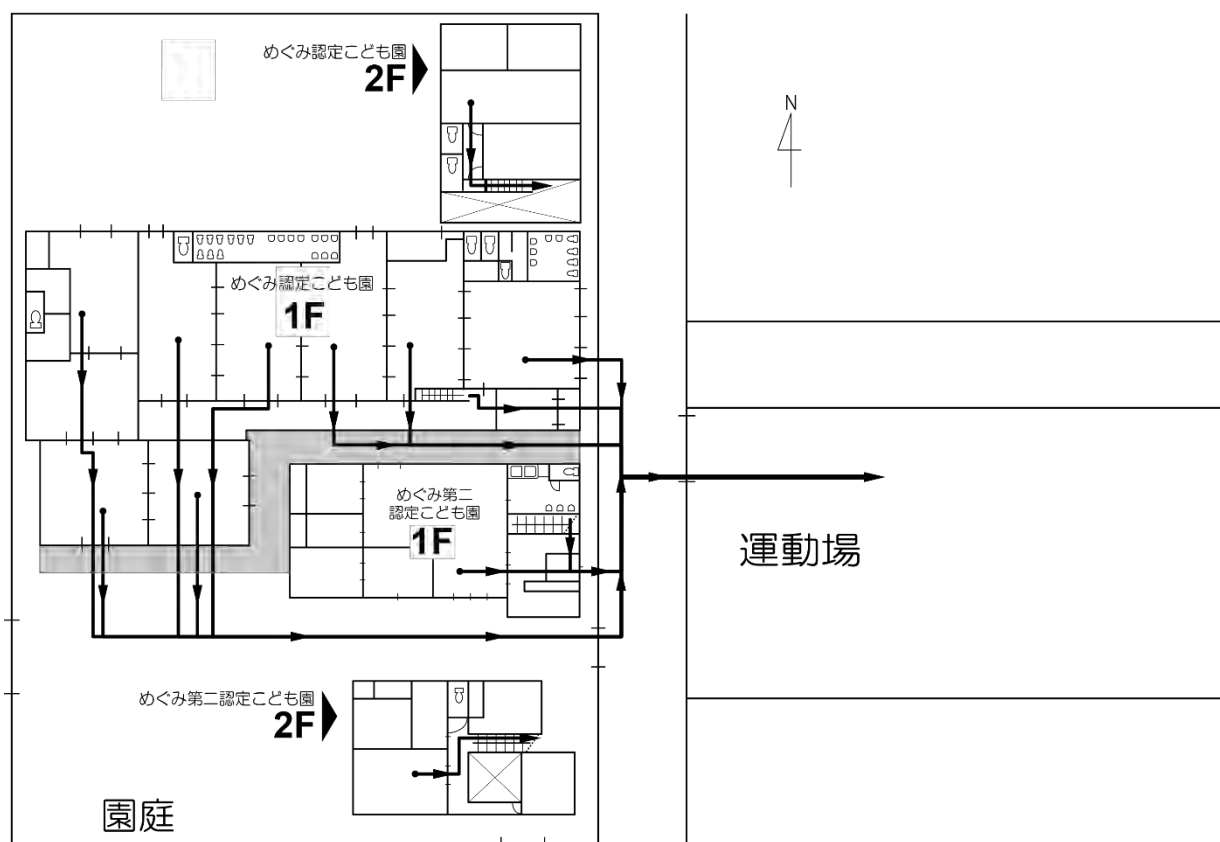
(2)火災報知器・通報専用電話・消火器設置場所図



めぐみ第二幼保連携型認定こども園



めぐみ・めぐみ第二幼保連携型認定こども園 避難経路図



(3) 災害時の避難場所はここです！

災害時の指定避難場所は、下記のとおりです。災害が起きた場合は、こども園から保護者の皆様へご連絡を差し上げることになっていますが、もしも連絡が不可能な場合は避難場所に迎えに来てください。

<p>★災害時緊急避難場所</p> <p>○ 養護老人ホーム 岡山市会陽の里 第1候補 〒704-8102 岡山市東区久保205-1 ☎ 086-944-2600</p> <p>○ 岡山市立雄神小学校 第2候補 〒704-8104 岡山市東区富崎218 ☎ 086-942-3237</p>	<p>★災害・緊急時連絡先</p> <p>○ めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 岡本 里紗 ☎ 086-942-5263</p> <p>○ めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵 ☎ 086-944-4316</p>
--	---

(4) 気象警報・災害時の対応について

① 風水害について

- ・台風接近や大雨等のニュースが入りましたら、テレビ・ラジオの情報にご注意下さい。
- ・園が所在する地域(豊地区)に気象警報、避難情報(警戒レベル)等が発令された場合の対応は以下の通りです。

1号認定
<p>午前6時30分の時点で「各種特別警報」「避難指示」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は休園となります。開園中にこれらの警報が発令された場合は休園となりますので、お迎えをお願いします。</p> <p>また、岡山市より避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合は、休園となります。原則として、園が所在する学区の学校園と同様の対応を行います。</p>

2号・3号認定			
		朝6:30以前の発令	開園中の発令
気象警報 注意報 (気象庁)	注意報	開園	通常どおり保育を継続
	警報	保育が必要な子どもについては保育を実施致しますが、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いします。	教育・保育を継続 しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。
	特別警報	臨時休園(終日) 保育は実施しません。	臨時休園(終日) 保育を中止しますので、園へお迎えをお願いします。
避難情報 警戒レベル (岡山市)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	臨時休園(終日) 保育は実施しません。	臨時休園(終日) 保育を中止しますので、園へお迎えをお願いします。
	【警戒レベル4】 避難指示		

- ・AM6:30の時点で**各特別警報、避難情報警戒レベル3以上が発令されている場合は、こども園を臨時休園**とさせていただきます。この場合は、一斉メール等のお知らせは送信致しません。
- ・**各種気象警報**が発令された場合は保育を実施・継続致しますが、**可能な範囲で家庭保育や早めのお迎え**をお願いします。

※開園中に特別警報や避難情報警戒レベル3以上が発令した場合は、園より一斉メールを送信し、臨時休園とお迎えのお願いをお知らせ致します。(緊急連絡の方法・P86、87 参照)。

・気象警報が発令時は、基本的には開園となりますので、メール等でのお知らせは致しません。

※当園の所在地域(雄神地区)で特別警報や警戒レベル3等が出ていない場合でも、園周辺で冠水などの状況が確認され、登降園に危険が予想される場合は、園長判断で臨時休園とさせて頂く場合があります。

※雄神地区で特別警報や警戒レベル3等が出ていなくても、保育教諭の居住地で該当レベルのものが発令されており、必要な保育教諭の人数が確保できない場合は、保育の実施が困難なため、臨時休園とさせて頂く場合もあります。

②地震について

・震度5以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、臨時休園(終日)し、教育・保育は実施しません。

・開園中に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休園となり教育・保育を中止します。緊急メールにてお知らせいたしますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。

(お迎えまでは、園または避難場所で待機します。)

(5) 万が一に備えて

① 園児保険 (日本スポーツ振興センターへの加入 P81・108 参照)

事故のないように気をつけておりますが、万が一の際を考慮し、園として全園児が日本スポーツ振興センター(共済)他にも、園負担で日本保育協会園児**傷害保険**(任意)にも加入しております。治療費のみ、お支払いができます。**休業補償はできませんのでご了承下さい。**

② 救急処置

事故に適切に対応できるように救急法の講習を受講しております。

③ AED (自動体外式除細動器)

当園では園児や職員、近隣地域住民の方々、周辺に通るかかられた方々の万が一の事態に備え、AEDを設置しています。



④ 火災通報装置

受話器をとると、すぐに東消防署に火災の通報ができます。

⑤ 非常用ボタン

警備をセコムに委託し、緊急時にボタンを押すといつでも通報ができます。また、夜間も含め24時間警備をしています。

⑥ 監視カメラ・モニター

園周囲を監視し、防犯カメラで録画しています。玄関の出入りは、保育室からモニターで見ることができます。



⑦ 園外保育の際には、必ず引率の保育教諭が携帯電話を持ち、いつでもこども園と連絡がとれるようにしています。

IV 保健と健康管理

1 登園時の注意事項

(1) 病気や、身体に異常がある時は、お休みして下さい

園では、集団での生活に**支障のない、健康な状態でお預かりすることが原則です。**

病気や体調不良で欠席される場合は、**必ず朝9時までに熱、体調、病院受診など、**

お子さんの状態を「園への連絡 Web サービス」でお知らせください。

【連絡 Web サービスは P81、園のメールアドレスは P87 掲載の QRコードより取得できます。】

(2) ご家庭では変わりなかったでしょうか？

「前日に発熱があった」「ご家庭で怪我をした」など、お子さんの健康上に変わったことがあれば、必ず登園時の検診の場で詳しくお知らせ下さい。

- ①発熱、咳、ケガ
- ②嘔吐、下痢
- ③機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い、食欲がない
- ④通院した場合は病院名、病名と症状

お子さんがご家庭で「頭をぶつけた」場合は、慎重に経過をみる必要があります。

子供の場合は、頭をぶつけた直後には特に症状が出ていなくても、**時間が経ってから症状が出てくる**ことがあります。**頭をぶつけて 24 時間は、症状が出ていないか慎重に観察していただく必要がありますので、ご家庭で様子を見て頂けたらと思います。**

(3) 保育中に発熱・発病した場合

保護者に連絡相談の後、帰宅・通院など具体的な方法をお話させていただきます。

一人ひとりの容態が異なりますので、一般状態(機嫌・顔色・食欲・動きなど)とあわせて判断し連絡をとらせていただきます。その為、**連絡先に変更のある場合は必ず申し出ることを願います。**

(4) 薬について

処方された薬を、園で責任を持って飲ませることは困難ですので、**基本的には「薬を飲む時は病気である」と判断させていただき、家庭での保育をお願いします。**

ただし、中耳炎で薬を処方され、「一般状態は悪くないが必ず続けて飲まないといけない」場合のみお預かりできます。その場合は検診の場でお申し出下さい。薬は、**昼・夕それぞれ1回分のみを、クラス・名前を記入してお渡し下さい。カバンの中に入れてたり、子供に持たせたり、自分で飲むことなどは絶対に教えないで下さい。**

(5) 持病のある子供さんは

必ず入園の際にお知らせ下さい。(アレルギー、アトピー、熱性けいれん、心臓病、喘息など)
場合によって、入園の可否についてお話をさせていただきます。

※アレルギーについては、P50～60 もご覧ください

(6) 予防接種について

各家庭に配布されます**市政だより・保健だより**などに、前もって予定が載りますので、未接種のものは機会を逃さないように受けるようにしましょう。国が定める、生後7カ月までに受けな
いといけない予防接種《4種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)・MR(麻しん「は
しか」・風しん)、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、水痘(みずぼうそう)、
流行性耳下腺炎、ロタウイルス》を受けていない場合は、入園できません。また、既に入園して
いても生後7カ月までにそれらの予防接種を受けない場合は、退園して頂く場合もあります。集
団生活をしていく上で必要なことですので、保護者の方々のご理解ご協力をお願い致します。

2 伝染性疾患について

(1) 出席停止の伝染性疾患について

学校保健法では、伝染性の病気にかかった時は、出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、当こども園においてもこれを準用することになっています。また、感染症によっては、病気が治り登園する時に、医師による『**登園許可書**』(P114・115 参照)を提出して下さい。**医師による許可書の記入には 500 円が必要です。※許可証用紙は園にありますので事務室にお申し出いただくか、園のホームページからもダウンロード・印刷していただけます。(また、A 階層の世帯の方には、登園許可証の記入料の免除申請書があります。この免除申請書は、B～D 階層の方は出せませんので、ご了承下さい。詳しくは事務室にお問い合わせ下さい。)**

下記の伝染性疾患の時は、こども園には登園できません。

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・腸管出血性大腸菌感染症(0-157)・流行性角結膜炎・コレラ・その他の伝染病(溶連菌感染症・伝染性膿痂疹)細菌性赤痢ジフテリア・腸チフス 他

※インフルエンザは、登園許可書は不要です。登園停止期間中も毎日の状態を「健康観察記録表」に記入、及びインフルエンザ欄に○を記入し、再登園時に持参して下さい。

※幼児のインフルエンザ感染の登園停止期間は、発症後5日経過かつ解熱後3日を経過しないと解除されません。 (学校健康法施行規則第 19 条を基に岡山市が定めた規定。詳しくは次頁をご覧ください。)

※お子さんの体調によっては、保護者の方との相談のうえで、園長の判断により登園できない場合もあります。

・上記以外の伝染病及びその他の伝染病については、主治医及び囑託医とよく相談してください。

夏に多い皮膚病(とびひ)については、岡山市教育委員会の通知で個々の主治医の判断に任せることが望ましい。となっていますが、当園では乳幼児の集団生活という環境を考慮して、登園をお断りするケースもあります。

(2) 学級閉鎖について

めぐみ幼保連携型認定こども園・めぐみ第二幼保連携型認定こども園は、学校健康法に基づいて運営していくうえで、**伝染性疾患の発症動向の状況により、感染症拡大防止を目的とした学級閉鎖・学校閉鎖をする可能性があります。**

学校保健法第 13 条によれば「学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行う事ができる」とあり、これが**学級閉鎖・学校閉鎖**と言われるものです。また、同法第 14 条により委任された、学校保健法施行規則第 19 条の「学校において予防すべき伝染病の種類」において、**インフルエンザや百日咳などがその対象となっています**。学級閉鎖・学校閉鎖を決定する際の欠席者数などの基準については、『学校医・学校保健ハンドブック』に基づき、**欠席率が 20%に達した場合に学級閉鎖・学校閉鎖等の措置をとることがあります。**

■園で流行しやすい感染症

病名	登園のめやす	登園するときに必要な書類
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	<p>証明書</p> <p>※溶連菌感染症、とびひの証明書発行は医師の判断による</p>
風疹（三日はしか）	発しんが消失してから	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶた化してから	
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）	
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること	<p>×</p> <p>不要だが医師の指示に従って登園</p>
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶた化してから	

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください

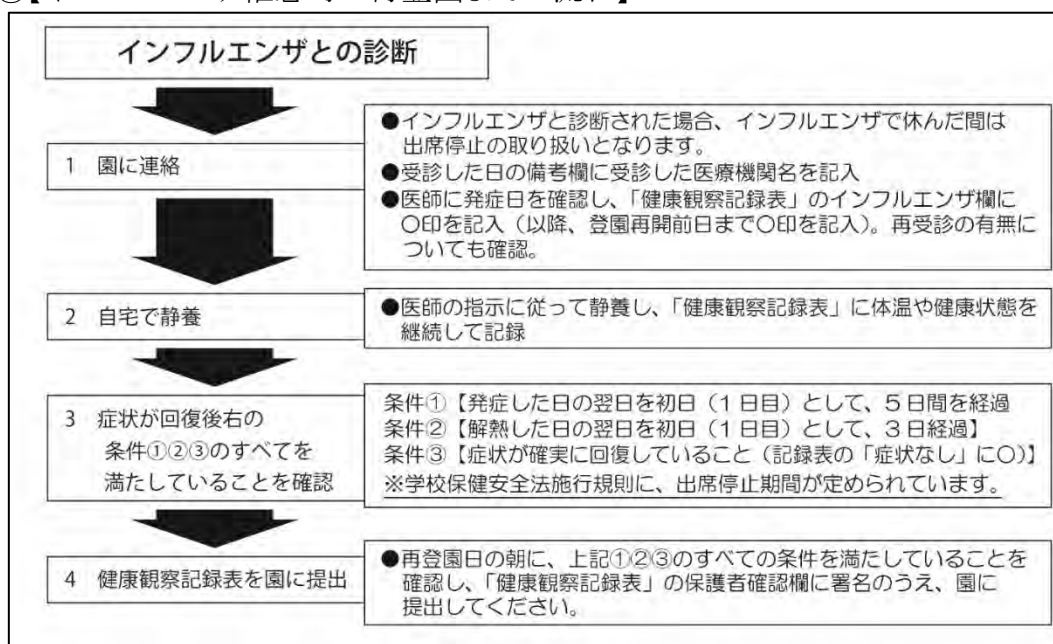
(4) 健康観察記録表について

今般の新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止対策の、小中学校に準じた対応として、「健康観察記録表」にお子さんの毎日の健康状態を記入し、登園時にご持参いただきます。用紙は、お子さんに1枚ずつ毎月配布致しますので、ファイルノートに貼り付け、一ヶ月分の記録をご記入ください。

また、医療機関でインフルエンザと診断を受けた場合も、毎日の症状を「健康観察記録表」にご記入いただき、症状が改善し再登園する際に提出をお願い致します。「当園許可書」の提出は必要ありません。なお、インフルエンザと診断されたときには、医師の指示に従って再受診する日又は再登園可能な日の指示を受け、「健康観察記録表」の備考欄等にご記入いただきますようお願いいたします。再受診するときには「健康観察表」を医院にご持参ください。

記録用紙が必要な場合は、園でご用意致しますので、職員にその旨をお伝え頂くか、ホームページからダウンロードおよび印刷をお願いいたします。

①【インフルエンザ罹患時の再登園までの流れ】



②【記入例：健康観察記録表】

月日	朝の体温	夜の体温	発熱以外の症状		インフルエンザ	備考	保護者確認欄（署名）	園確認欄
			【該当症状(症状ない場合は「症状なし」)に○または記入】					
12/1	37.5℃	38℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし	○	○○クリニック		
/2	38℃	37.5℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし	○			
/3	36.5℃	36.5℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし	○			
/4	36.5℃	36℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし	○			
/5	36.5℃	36.5℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし	○	○○クリニック		
/6	36.5℃	36℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし	○			
/7	36℃	36℃	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他（ ）	症状なし			岡山 花子	

③【健康観察記録表】

健康観察記録表（インフルエンザ報告書）

園 組 名前：

月日	朝の体温	夜の体温	発熱以外の症状 【該当症状(症状ない場合は「症状なし」)に○または記入】	インフル エンザ	備考	保護者確認欄 (署名)	園 確認欄
／1	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／2	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／3	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／4	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／5	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／6	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／7	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／8	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／9	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／10	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／11	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／12	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／13	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／14	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／15	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／16	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／17	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／18	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／19	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／20	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／21	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／22	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／23	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／24	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／25	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／26	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／27	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／28	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／29	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／30	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				
／31	°C	°C	鼻水 咳 息苦しさ だるさ のどの痛み 頭痛 下痢・腹痛 吐気・嘔吐 その他()				

3 仕事を休むことが無理な時は、病児保育を利用しましょう

労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、平成14年4月より、事業主には「子供の看護の為の休暇」の努力義務が課せられています。子供さんは、病気のときは精神的に不安状態になっています。できるだけ、保護者の方が看病できることが望ましいと思っておりますが下記の病医院では**預かり保育**をしています。

<病児保育実施施設>

医療機関の名称	利用定員	住所	電話番号
青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ療育園	10人	岡山市南区大福281-5	086-281-7866
藪内小児科医院内 病児保育室みらい	8人	岡山市中区中井1丁目4	086-275-5036
表町ファミリークリニック内 病時保育ルームドレミ	4人	岡山市北区表町3丁目10-71	080-2904-4816
黒田病院内 うらら病児保育園	6人	岡山市北区神田町2丁目8-35	086-233-3531
撫川クリニック内 チャイルド・ケア・ハーモニー	4人	岡山市北区撫川1470	086-292-8133
瀬戸内市民病院 病児保育室さんさんキッズ	6人 (感染性疾患 は3人まで)	瀬戸内市邑久町山田庄 862-1 瀬戸内市総合福祉センター内	0869-22-1234

※利用時間・料金等については一律ではありませんので個々でお問い合わせ下さい。

園に備付けのパンフレットもあります。

4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	栗原小児科
医院長名	栗原 信
所在地	岡山市東区西大寺中2-24-36
電話番号	086-943-3111

(2) 歯科

医療機関の名称	たなか歯科医院
医院長名	田中 由紀子
所在地	岡山市東区東平島1219-1
電話番号	086-297-5790

5 主に利用している病院リスト

当園が主に利用している病院は次のとおりです。

病気や怪我の際、緊急に病院へ子供さんをお連れする場合は、次の病院を利用します。

連れて行ってほしくない病院がある方は、保育教諭へお知らせ下さい。

医療機関の名称	住所	電話番号
小児科・内科 ～急な発熱、激しい腹痛、下痢、嘔吐など～		
栗原小児科	岡山市東区西大寺中2-24-36	086-943-3111
外科・整形外科・整骨 ～骨折、脱臼、切り傷など～		
陽クリニック	岡山市東区西大寺新地16-3	086-943-8778
藤田病院	岡山市東区西大寺上3-8-63	086-943-6555
ふじわら整骨院	岡山市東区西大寺松崎157-7	086-943-8745
耳鼻咽喉科 ～耳だれ、喉の痛み、耳や鼻の穴に異物をつめた場合～		
おおみち耳鼻咽喉科	岡山市東区西大寺松崎167-8	086-944-2033
内藤耳鼻咽喉科	岡山市東区西大寺上2丁目2-12	086-942-2808
皮膚科 ～湿疹、虫さされ、とびひ、火傷など～		
河内山皮膚科	岡山市東区西大寺目黒町10-3	086-942-7733
眼科 ～目の充血、目ヤニ、目の周りの怪我など～		
喜多嶋眼科	岡山市東区西大寺上3-1-24	086-942-6212
歯科 ～歯ぐきの怪我、歯を折ったときなど～		
たなか歯科医院	岡山市東区東平島1219-1	086-297-5790

その他

夜熱が出た！！		
<休日夜間救急センター> 岡山市立市民病院	岡山市北区北長瀬表町3 -20-1	086-737-3000

休日に限って病気になる・・・(当番医の利用)		
<休日在宅医案内> 市政だより「市民のひろば」や新聞等をご参照下さい		

子供の夜間の急病にアドバイス
小児救急医療電話相談のご案内

岡山県が、県医師会・県小児科医会の協力により実施しています。
 小児かいの当番医がご相談に応じます。

- 電話番号
 086 - 272 - 9393
 または、#8000（こちらは携帯電話からのご利用はできません。）
- ご利用日時
 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
 18:00～23:00
- 対 象
 県内に居住する、おおむね 15 歳以下の子ども及びその保護者等



6 誤って異物を飲んでしまったら

財団法人 日本中毒情報センター				
中毒110番	大阪:	072-727-2499	年中無休24時間対応	
	つくば:	029-852-9999	12/31～1/3を除く 9～17時	
タバコ専用電話		072-726-9922	年中無休24時間対応	無 料 (テープによる情報提供)

<伝えるべき事項>

- ① 量 : どれくらい飲んだか(商品名、メーカー名もわかるとよい)
- ② 時間 : 飲んだ時刻
- ③ 状態 : 現在の子供さんの様子はどのような状態か伝えられるように

以上の電話番号でかかりにくい(利用者が多くて)場合は、局番なしの119番か病院、医院に電話するか受診した方がよいでしょう。

(1) 誤飲の手当て早見表

何を飲んだのかわからないときは、そのまま病院へ

	飲んだもの	手当てのしかた	注意
つ ま ら せ た	ボタン・硬貨 小さなおもちゃ 粘土・消しゴム	背中を強くたたいて、 吐き出させる。 出ない時は病院へ。	何がつまっているのか、医師にはっきり伝える。 つませた物と同じ物を持っていくのも良い。
飲 み 込 ん だ	ボタン・硬貨 小さなおもちゃ 粘土・消しゴム 口紅・マツチ・芳香剤 シャボン玉液	口の中をぬぐって様 子を見る。	大量に飲んだ時、様子がおかしい時は病院 へ。 長さが5cm以上あるものを飲み込んだ場合は 外科へ。
	たばこ(1/4以下) 香水・化粧水 台所洗剤・クレンザー(漂白剤 含まない) 柔軟仕上げ剤・石鹼・シャンプ ー・ヘアリンス 塩・醤油・酒類 シャボン玉液(大量) インク(20ml 以上) クレヨン・シリカゲル(乾燥剤)	水か牛乳を飲ませて から吐かせ、病院 へ。	石鹼や、化粧水を飲んだ場合は、後で下痢の 症状が見られる。 シリカゲル(乾燥剤)は、水か牛乳を飲ませて吐 かせず、病院へ。
	防虫剤(ナフタリン・パラジクロ ベンゼン・しょうのう) 絵の具(油性)	必ず水を飲ませてか ら、吐かせ、病院へ。 牛乳を飲ませてはい けない。	牛乳を飲んではいけないのは、防虫剤は油に 溶ける性質があるので、牛乳の乳脂肪分によ って分解され、胃への吸収が促進されてしま うため。
	画びょう・針・安全ピン・ガラス トイレ用洗剤・逆性石鹼 漂白剤・パイプクリーナー 灯油・殺虫剤・農薬類・ベンジ ン・シンナー・防水スプレー・ オーデオクリーナー・たばこ (1/4本以上)・リチウムなど の小型円形電池・食酢	吐かせない。 病院へ連れて行く。	無理に吐かせようとする、気管に入ったり、の どの粘膜を傷つけたりするため危険。
	ボールペン ラインマーカー 鉛筆・色鉛筆 絵の具(水性) 体温計の水銀	心配なし ※体温計の水銀は、金属(液体・粒)状態の場合は飲みこんでも消化管からの吸 収は極めて少なく、異物として排泄されるので、排泄を促すために牛乳を飲ま せて様子を見ましょう。水銀を放置しておく、気化して蒸気となり、それを吸入 した場合、その毒性のため症状が出る恐れがある。換気をよくし、新鮮な空気 の所に移動、鼻をかみ、うがいをする。皮疹などの症状がある場合は、病院へ連 れて行く。	

7 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守る為に

(1)こども園ではこのように気をつけています

- ①敷布団は、**硬くて通気性の良い物**を用意しましょう。
- ②赤ちゃんを一人にしません。
 - ・保育教諭が見回り、赤ちゃんの「呼吸」「顔色」等の様子を定期的に観察し、5分ごとにチェックして入力する。
- ③枕は使いません。
- ④ベッドの周りには、紐やタオルなど、危険なものは置きません。
- ⑤定期的に健康診断を行い、子供さんの発達の様子を把握していきます。
- ⑥授乳においていただき、母乳を飲ませるようにおすすめします。
- ⑦午睡中の安全確認をチェックし、記録に残しています。
 - ・0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔、2歳児以上は30分間隔でチェックしています。
- ⑧うつ伏せで寝ている時は仰向けにしてあげて寝させています。

(2)お母さん気をつけて！

- ①赤ちゃんの顔が見えるように、あおむけに寝かせましょう。**うつぶせ寝は危険**です。
- ②**タバコをやめよう**

妊娠中の喫煙は、お腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。喫煙されている方には、個人的にお話を伺うことがございます。
- ③**できるだけ母乳で育てよう**

母乳育児が赤ちゃんにとっては最適であることはよく知られています。人工乳がSIDSを起こすものではありませんが、できるだけ母乳で育てましょう。
- ④**0歳児、1歳児のお子さんは入園時、最初の1週間は慣らし保育として、お母さんと一緒に保育を受けていただきます。**

SIDS(シズ:乳幼児突然死症候群)とは？

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では、年間500～600人前後の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。これは、生まれてきた赤ちゃんの約2000人に1人の割合です。そのほとんどが1歳未満の、乳児期の赤ちゃんに起きています。

原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子があるということが明らかになってきました。上記の4つの項目に気をつけると、未然に防げると言われています。

8 備品の紹介

① 保育室

・各保育室に完備している設備です。



○ エアコンディショナー



○ サーキュレーター
空気を循環させる送風機です。



○ 加湿器



○ 微酸性次亜塩素酸水溶液霧化器
ウイルス、細菌に対する除菌剤噴霧器です。



○ 冷水機
浄水装置内蔵の冷水機です。
(ベガス組、アンドロメダ組、ランチルームに設置)

② 衛生面



食前や排泄後には除菌石けんでしっかり手洗しています。



洗面台の横にはペーパータオルを常備。
また、2歳以上の子供さんは、
ポケットにハンカチとティッシュを
入れて使っています。



お子さんの下痢・嘔吐時の汚れ物等は
衛生面の対応として、防臭袋に入れて
お返し致します。
(防臭袋使用1回につき代金7円を
引き落とし請求させていただきます。)

③ セキュリティ面



玄関はオートロックです。左側の
インターホンを押してください。



職員室のモニターにて玄関の様子を
確認後に職員が応答します。
お名前やご用件をお伺いします。



各保育室や園庭、園舎の周りに計14台の
監視カメラを設置しています。
保育の様子や園周辺の様子を、職員室で
モニタリングしています。

V 家庭との連携

1 保護者の方々へのお願い

・入園にあたっての、保護者の方々に守って頂きたいマナー・モラルについて。

こども園は、多くのお子さんが集団で生活する場で、子供達は常に大人の振る舞いや言動を見ています。大人のマナーとして、以下の事柄にご留意くださいますよう、お願いいたします。

- ① 送迎時の服装は、男女ともに肌の露出は避けて下さい。(特に夏季)
- ② 刺青・タトゥーに関しては、他の保護者の方に見えない様に心遣いをして下さい。
- ③ 送迎時の履物にサンダル、クロックスは使用しないで下さい。
- ④ 登園・降園時に職員や他の保護者に挨拶をしましょう。
- ⑤ こども園に苦情がある時は、直接園長までお願いします。
- ⑥ 職員に対しての暴言・恐喝・恫喝は絶対にしないで下さい。その場合は退園して頂きます。
- ⑦ 日本保育園保健協議会の指針により、生後7カ月までに国が定めている予防接種(BCG、四種混合(ポリオ、ジフテリア、百日咳、破傷風)、小児用肺炎球菌、ヒブ)を打っていないと入園できません。又、既に入園している場合でも、生後7カ月時にこれらの予防接種を受けておられない方は、退園して頂く場合があります。

2 教育・保育時間

(1)「めぐみ幼保連携型認定こども園」の

1号認定の教育時間は、9:00～13:00までです。

預かり保育は、7:00～8:59の2時間と、
13:01～19:00の5時間です。

また、預かり保育の延長として18:01～19:00の1時間ご利用できます。

2号・3号認定の保育標準時間は、7:00～18:00までです。

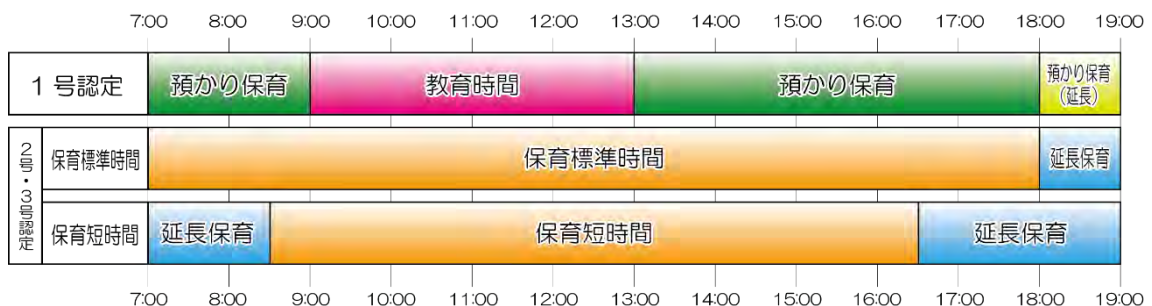
延長保育は、18:01～19:00の1時間です。

保育短時間は、8:30～16:30までです。

延長保育の、前延長は7:00～8:29の1時間半です。

後延長は16:31～19:00の2時間半です。

※預かり保育料・延長保育料についてはP9・13をご参照下さい。



○急な用事で遅くなるときはご一報を・・・

「予定外の会議が入った」「迎えの途中で車が故障した」など、急な用事で遅くなるときには、**必ずご連絡を下さい。**臨時の延長保育が受けられます(有料)。

午後3時までにご連絡を頂いた場合、状況により軽食をご用意します。

(場合によってはご用意できないこともあります。)

※軽食申し込み後のキャンセルはできません。実費頂くこととなりますので、ご了承ください。

(2)「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」の

教育時間は、11:00～15:00までです。

預かり保育は、7:00～10:59の4時間と、
15:01～19:00の4時間です。

保育標準時間は、11:00～22:00までです。

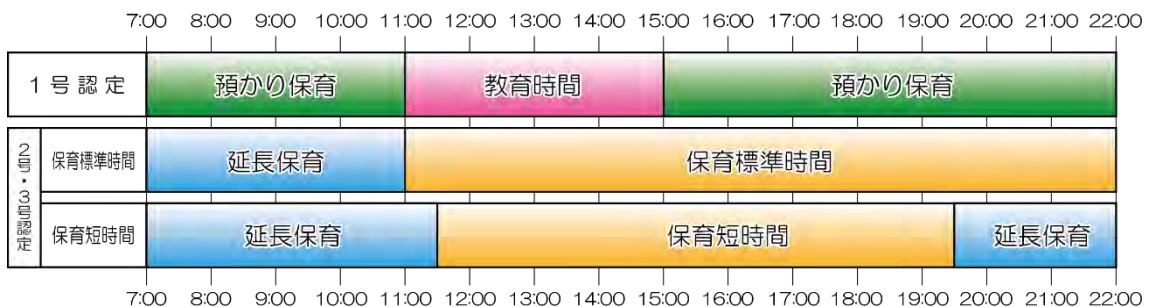
前延長保育は、7:00～10:59の4時間です。

保育短時間は、11:30～19:30です。

延長保育の、前延長は7:00～11:29の4時間半です。

後延長は、19:31～22:00の2時間半です。

※預かり保育料・延長保育料についてはP18・22をご参照下さい。



○土曜日も、保育時間・延長保育は平日と同じです。

○延長保育を希望されるには、当こども園にて手続きが必要です。

「**延長保育利用申込書**」に記入していただきますので、保育士までお知らせ下さい。

※延長保育には、1ヶ月契約と時間利用の2形態がありますので、どちらかをご希望下さい。

(P109・110を参照)

○退園届けは、退園希望月の**前月15日までに**印鑑をご用意の上、岡山市東区福祉事務所へ申し出て下さい。(P87に関連項目)

3 日本スポーツ振興センターへの加入

○登降園中、又は保育中に怪我をした場合、一旦保護者に治療費を負担していただきます。

日本スポーツ振興センターに請求後、給付されます。詳しくはP108をご参照下さい。

4 諸経費の集金について

- 毎月27日に引落としとなります。
(27日が土曜・日曜・祝日の場合は、次の平日に引落としとなりますのでご注意ください。)
- 給食費は2号認定(3歳以上)の園児に発生します。3号認定(3歳未満)の園児は不要です。
- 延長保育料、ご購入の用品代に関しては、引き落とし明細を発行致します。
- 引き落としは家族単位でさせていただきます。
- 残高不足で引落としが出来なかった場合は、当園の口座に振り込みをして頂きます。また、その際の振込手数料はご負担頂きます。なお、未納期間が3カ月以上の場合は、園則25条の適用によりこども園との話し合いの場を設けさせていただきます。
- 引き落とし口座の変更時には、簡易書留送付料として実費392円が発生致します。
- お子さんの嘔吐時の汚れ物等は、衛生面の対応として防臭袋に入れてお返ししています。この防臭袋代は、1回につき7円で、用品の代金などと一緒に、1カ月分をまとめて引き落とし請求させていただきます。

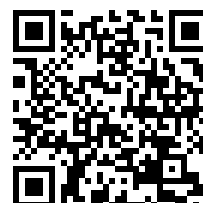
5 園への連絡 Web サービス

当園では、園への連絡をより確実にできるよう、保護者専用の連絡用サービスを設けています。このサービスでは、パソコンやスマートフォン、タブレットから、専用のフォームに入力頂いた連絡内容が、当園で運用している「園児管理システム」内のお子さん個人のページに直接自動的に登録され、職員全員が確認できますので、お子さんの降園後から翌日の登園前や、休日中の連絡にご活用頂けます。朝 9 時以降や、お子さんの登園後の連絡、欠席以外のお問い合わせなどの場合は、お電話でのご連絡をお願いします。また、このサービスのご利用には、園のシステムに登録されているメールアドレスからの送信のみが受け付けられるので、アドレス変更の際は園へお知らせください。

【①園への連絡ページの表示】

アドレス:<https://digitalpicture.enjikanrisystem.jp/hp/data/absenseweb.aspx>

※パソコン、スマートフォン、タブレット等のインターネット
ブラウザに上記のアドレスを入力、または下の QR コードを
読み込み、「園への連絡 Web サービス」に行きます。



【②フォームの入力】

園との連絡に使用しているメールアドレスを入力して下さい。

送信した内容は、1日前のから60日前までが確認できます。

在園されているお子さんの年齢の大きい順に該当するお子さんの番号をチェックしてください。

※「一人のお子さんが在園の方は、1番のみにチェック」「三人兄弟のうち二人のお子さんが在園の場合は、1番と2番にチェック」となります。

※お子さんが三人在園されていて、二番目のお子さんのみの欠席連絡の場合は、「2番のみにチェック」となります。

※一人のお子さんが病欠で、他のお子さんが都合欠の場合は、全てのお子さんにチェックを入れて、下部の「伝言の内容」にその旨ご記入下さい。

※当日以降についての連絡は、このボタンを押すと表示される右図のカレンダーより、連絡したい日付を選択してください。

※降園した後の連絡は、当日としては受付できませんので、翌日の日付をチェックして頂いたら、翌日分のお子さんのページに反映されます。

※「都合欠」「病欠」「欠席以外の連絡」のいずれかを選択して下さい。

※登園後の連絡は「欠席以外の連絡」を選択していないと登録できません。

※兄弟で欠席理由が「都合欠」「病欠」で違う場合は、上のお子さんの理由を選択し、連絡内容にその旨ご記入下さい。

お子さんお名前や健康状態、様子、欠席理由等の連絡事項をここにご入力下さい。

入力後、送信ボタンを押して下さい。



【③登録後の表示】

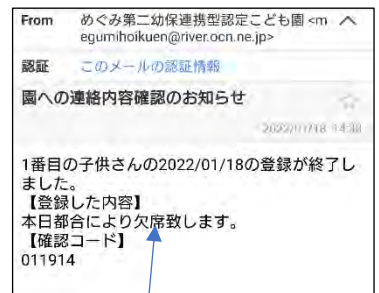
※上記フォームの「伝言状況の確認をする」をクリックし、園からの返信メールに記載されている「確認コード」を入力すると、1日前に登録されたものから翌60日後までの連絡からが表示されます。

※出欠の内容は同日に複数回送信した場合は、最後に送信された欠席情報が優先されます。

「送信」後に左の画面が表示されます。

※当月分の連絡の場合は、フォームに入力したアドレスに返信のメールが届きます。返信がない場合は、入力したアドレスが間違っているか、園に登録されていないアドレスの可能性があるので、ご確認ください。間違いのない場合で返信がない時は、園に直接お問い合わせください。

※翌月分以降の連絡を送信された場合は、返信メールは予約扱いとなります。また、翌月分の連絡は受信できていても、園では確認できませんのでご了承ください。



登録後に、「園への連絡内容確認のお知らせ」の件名でメールが送信されます。記載内容等のご確認をお願いします。

5 教育・保育内容情報提供

(1) 掲示・配布物等でお知らせします

1. 掲示板でお知らせします。

写真①～③の掲示板で、行事のお知らせや園からのご連絡などを貼り出します。

登降園時等にご覧下さい。



①園東道路側掲示板



②園庭デッキ前掲示板



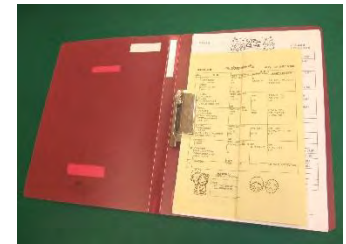
③園舎正面玄関横の掲示板

2. 定期健康診断を年2回、定期歯科検診を年1回実施します。

検診で異常があった場合は、個別にお知らせ致します。

3. 身体計測表(パーセンタイル)・献立表・行事予定表(月末に翌月分を配布)や、園だより等の配布物は、「ファイルノート」にはさんでのお渡ししか、帰りのあいさつ時に職員室にて直接お渡します。

また、配布日にお休みされた場合は、翌日の登園時にお渡します。



ファイルノート

(2) ご家庭と園とをつなぐファイル通信

〇めぐみ幼保連携型認定こども園では、「ファイルノート」で子供さんの一日の様子をこども園から発信する一方、お家からも様子を伝えていただき、園で気持ちよく過ごせるように配慮する情報として使わせて頂いております。

下記のペースで各クラスこども園での様子をお知らせしています。

※行事や職員の都合上、発信できない場合もありますことをご了承ください。

オリオン0組	毎日発信します。
オリオン1組	1週間に1回位の頻度で発信します。
カシオペア組	
はくちょう組	2週間に1回位の頻度で発信します。
ペガサス組	
アンドロメダ組	

(3) 園だより

1. 毎月の初めに配布いたします。
2. 何が載っているの？
 - ・各クラスより前月の様子紹介
 - ・行事案内やお知らせ
 - ・お誕生月のお友達紹介
 - ・その他のお知らせも掲載
3. 園だよりは、当園ホームページの「保護者ページ」でも公開しています。

※その他、園舎玄関には子育てに役立つパンフレットや
ご意見箱を設置しています。



パンフレット・ご意見箱

(4) 毎日の写真を公開しています

- ① 毎日、その日の教育・保育の様子を写真撮影し、当園ホームページの「保護者ページ」で公開しています。
- ② (本日の教育・保育内容) ※展示写真の一例です



0歳児クラスでは本を読んでもらいました。



畑でなすびの収穫「大きくなったネ」



近くの用水路でザリガニとりをしました。

毎日教育的な配慮のもと 遊んでいる(色々な経験)様子をお伝えします。

「デジタルピクチャー」サイトについて

【接続の手順】

- ① 右のQRコードから、デジタルピクチャーのアドレスを読み取り、コピーします。
- ② docomo をお使いの場合は、フルブラウザでアクセスしてください。
au をお使いの場合は、PC サイトビューワでアクセスしてください。
softbank をお使いの場合は、PC サイトブラウザでアクセスしてください。
- ③ URL 入力を選択し、先ほどコピーしたアドレスを貼り付けます。
- ④ デジタルピクチャーへの接続が開始されます。
- ⑤ **別途お知らせ致しますパスワードを入力**して、ログインしてください。
- ⑥ 次回以降は、「サイト閲覧履歴」から、もしくは「ブックマーク」に登録しアクセスしてください。



【ご利用にあたっての注意事項】

《セキュリティについて》

OF「デジタルピクチャー」は「パスワード」で保護され、一般には公開されません。また、「パスワード」は1年のサイクルで本園が変更しますので、在園児の保護者及びその関係者の方のみが閲覧できます。OF「デジタルピクチャー」には、ご家族の皆様で見て頂くことを前提に写真を掲載いたしますので、それらの写真をブログやSNSに転載することはお控えください。また、転載があった場合のトラブルに関し、当園は一切関知致しませんので、ご了承ください。

《携帯電話の機能について》

- ① パスワードを使ってデジタルピクチャーの閲覧者を認証しています関係上、パスワードの管理をするために、携帯電話の機能である『Cookie』を利用しています。皆さん方の携帯電話は、通常は既に「有効」になっていますが「無効」になっている場合は、ご利用の際には「有効」に切り替えてください。
 - ② 携帯電話の機種によっては閲覧できない場合もあります。
- ※お手持ちの携帯電話によるインターネットの利用ですので、通信料金が発生致します。

(5) ホームページの保護者ページをご活用ください。

ホームページ内の保護者ページで、各クラス別に毎日の保育の写真を公開。土曜日と休園日以外の平日は、毎日写真を更新しています。

写真以外にも、年間行事予定表、毎月の行事予定表、献立表、保護者の皆様へのお知らせや、園だよりなどもご覧頂けます。

※保護者専用ページ閲覧には、ID とパスワードが必要となります。

パスワードは別紙にてご案内致します。また、パスワードは毎年4月に変更致しますので、その都度お知らせ致します。



保護者ページへの
アクセスはこちらから

7緊急連絡の方法

(1)緊急の時に必要です

- ①子供さんの急な発熱等の体調の変化や病気、怪我のときには、入園時にお知らせ頂き、園で登録している連絡先にご連絡致します。この「連絡先」には、自宅、携帯電話番号、メールアドレスだけでなく、勤務先や祖父母などの連絡先もお知らせ下さい。
- ②健康保険証の記号番号は、園から病院に連れて行くときに必要です。保険証と乳幼児医療費受給資格証のコピーを取らせて頂きます。
(保険証の更新、勤務先の変更の際にも再度コピーを取らせて頂きますのでご了承下さい。)

(2)職場への電話連絡は？

- 子供さんが、病気やケガをした時は、職場に電話で連絡を取ることになりますが、その際、こども園の名前で職場にかけられることに抵抗がある方はお申し出下さい。その場合は、こども園名ではなく、担任保育教諭の個人名でご連絡いたします。

(3)このような時、手続きは・・・？

- ①**住所・電話番号・家族構成等**に変更があった場合は、直ちに連絡して下さい。
(登録事項変更届 参照 P116・117)
- ②送迎の人や時間に変更が生じる際は、前もってお知らせ下さい。
(緊急の場合は電話で連絡して下さい)
- ③欠席や、何らかの都合で通常の登園時刻より遅く登園する場合は、
クラス人数把握の関係上、**午前9時までにその旨をメールで連絡して下さい**ますよう**宜しくお願い致します**。
- ④**メールアドレスを変更される場合は、緊急時の連絡などに支障が出る恐れがありますので、その都度必ず事務室までお知らせ下さい。**
- ⑤**就労先が変わったら**、保育教諭や事務の者に新しい就労先をお知らせ下さい。また、岡山市東区福祉事務所にも就労の変更をお知らせ下さい。所定の用紙をお渡しします。
- ⑥**退園・転園する場合は、その月の15日までに**園長にお申し出のうえ、印鑑を持参して手続きをして下さい。手続きが遅れますと翌月も、継続扱いとなることがあります。
(P80に関連項目)

「メールアドレス」登録について

- 園からの緊急メールや、誕生日メッセージを受信するには、保護者の皆様のメールアドレスを、園に登録する必要があります。
- 入園時やアドレスを変更時には、その旨を園にお知らせ下さい。アドレスの変更登録が出来ていないと、緊急時の連絡などに支障が出る恐れがあります。
- アドレスの変更登録は、左記のQRコードより当園のメールアドレスを取得し、お名前とアドレス変更の旨を入力の上、園へ送信して下さい。園で受信を確認した後、テストメールを送信致します。このテストメール受信確認をもって、アドレス登録の完了となります。



(4)原則、保護者以外にはお渡ししません

- 略取誘拐等の防止のため、子供さんの送迎をする人が変わった時は、ご連絡下さい。ご連絡が無い場合は、子供さんがその人に喜んで寄って行ってもお渡しいたしません。また、**送迎される方は写真を撮り、登録させて頂きます。**

(5)メールでの連絡

- 園より、警報、緊急時、感染症のお知らせや、園外保育時の様子などを一斉メールにて発信しますのでご承知下さい。

8 提出物について

★提出物は期限を厳守するようによろしく願います。

9 苦情解決について

(1) こども園に対してのご意見・ご要望をお述べる機会

ご意見・ご要望の受付担当責任者 ……めぐみ幼保連携型認定こども園園長 岡本 里紗
めぐみ第二幼保連携型認定こども園園長 日向 葵

こども園のことでお気づきのこと、不愉快なこと、改善して欲しいこと等がございましたら、ご遠慮なくお伝えいただきたいと思っています。中には「子供さんを預けていて意見や要望をこども園に直接言いにくい」という方もいらっしゃるのではないかと思います。教育・保育のことについてのお悩みやご意見・ご要望は、送迎時などに直接主幹保育教諭や園長に明確にお伝えくださいますよう、お願い申し上げます。

教育・保育という仕事は、人間が人間を育てるという生業であり、機械の導入や省力化を図ることができず、極めて労働生産性の悪い業務だと言えます。つまり、人と人との関係だけに職員の不手際や対応が悪いと、感情的になられたり不愉快に思われる方もいらっしゃると思います。子供を育てることは、両者が遠慮なく話し合えることがとても重要だと思っています。

私どもは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく、最大の努力を払っていくつもりです。

なお、当園ではこのようなご意見をいただく際は、従来どおり職員の誰でもご意見を賜いますが、一応、責任者として上記の通り設けましたのでお知らせします。

また、めぐみ・第二それぞれの正面玄関に、「ご意見箱」を設置しておりますので、併せてご活用頂けたらと思います。

(2) 今までにいただいた「ご意見・ご要望」

今までのご意見・ご要望で多いのは次の事項です。

- ①かみつきが多い
 - ②衣類の紛失が多い
 - ③保育教諭の挨拶の仕方や、言葉使いが気になる
 - ④駐車場でのマナー
 - ⑤園舎と保護者駐車場の間の道路でスピードが速すぎる車がいる
 - ⑥お迎え時の申し送りでの混雑・順番待ちが長い
- …など

ご意見・ご要望を活かし、教育・保育の質の向上に努め、皆様にご満足いただける教育・保育を目指します。

(3) 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	めぐみ幼保連携型認定こども園 ・解決責任者 岡本 里紗 ・受付担当者 次田 賀代 めぐみ第二幼保連携型認定こども園 ・解決責任者 日向 葵 ・受付担当者 佐藤 洋子 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 086-942-5263 ・FAX 086-942-5289 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	天久 嘉弘
電話番号 090-4691-8700		
小倉 修一		監事
		住所 岡山市東区久保 605-1
	電話番号 090-7894-2574	
		監事

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

■虐待防止のための措置に関する事項

当園は、お子さんに対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のための責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行います。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

岡山市こども総合相談所(児童相談所)

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号(岡山市保健福祉会館5階)

TEL 086-803-2525

児童相談所 全国共通ダイヤル 189(いちはやく)

10 利用の終了に関して

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ①利用する乳幼児が小学校に就学したとき
- ②2号認定及び3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③保育に係る費用を著しく滞納し、当園の督促等に対して誠意を持って対応しないとき
- ④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 職員の研修

当園では、教育・保育や子育て支援の質を常に向上させるために、月1回の施設内研修と以下に示すような施設外研修を受講しています。人間性を高め、保育の知識や技術の向上を図り、より良い教育・保育をめざします。

- ・理事長研修
- ・施設長研修
- ・中堅職員研修
- ・主任保育士研修
- ・保育士研修
- ・新任保育士研修
- ・給食担当職員研修
- ・公開保育研修
- ・造形研修
- ・リズム研修
- ・保育ソーシャルワーク研修
- ・全国夜間保育園連盟 経験交流会
- ・国内保育園視察研修
- ・防火管理講習会
- ・消防訓練研修
- ・保育所衛生講習会
- ・赤十字幼児安全法講習会
- ・幼児水泳指導者講習会
- ・レクリエーションリーダー養成講習会
- ・人権教育推進研修
- ・カウンセリング研修
- ・・・など

12 個人情報保護に関して

(1) 基本方針

社会福祉法人旭東愛児会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを徹底いたしております。

(2) 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 岡本 里紗
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 日向 葵

までお申し付け下さい。

VI 準備物の案内

1 入園にあたって

○入園にあたり、記入のうえ提出していただく書類。

・入所前問診票 ①

入園前問診票①								記入日	年	月	日
								(歳 カ月)			
ふりがな				続柄				生年月日			
児童名				長男・二男・三男 長女・二女・三女				平成 年 月 日			
住所等				〒 -							
アパート等は棟号まで				TEL - FAX -							
				メールアドレス							
健康保険		区分		社保 国保 共済()		記号・番号		被保険者名		事業所名	
父	ふりがな			生年月日							
	氏名			携 帯							
	勤務先			携帯メール							
	勤務先住所			勤務先TEL							
	勤務時間			休 日							
母	ふりがな			生年月日							
	氏名			携 帯							
	勤務先			携帯メール							
	勤務先住所			勤務先TEL							
	勤務時間			休 日							
本児及び保護者を除く家族構成											
氏名											
続柄											
生年月日											
職業(勤務先)											
備考											
保護者以外の連絡先											
送迎者											
電 話											
子供との関係											
備考											
項 目	ホームページ	園だより	園内の掲示板	項 目	ホームページ	園だより	園内の掲示板				
名前掲載の有無				顔写真掲載の有無							
※ ①保険証・乳児医療受給資格証確認											
②写真(本人・父・母・祖父・祖母)											
								入園日	年	月	日

・入園前問診票②-1

《入園前問診票②》					
園児名：			生年月日：平成 年 月 日		
出産の状況	出産時病院 / 普通分娩・帝王切開 / 異常あり・なし(未熟児の場合:保育器 日)				
	身長	cm	体重	kg	血液型 / 予定日より 日 早かった・遅かった
検査			健康診査		
項目	状況	結果	月齢	状況	結果
股関節脱臼	受けた・受けない	異常あり・なし	1ヶ月	受けた・受けない	異常あり・なし
フェニールケトン尿症(生後4~6日の新生児を対象)	受けた・受けない	異常あり・なし	3~4ヶ月	受けた・受けない	異常あり・なし
			7~8ヶ月	受けた・受けない	異常あり・なし
発達状況			9~10ヶ月	受けた・受けない	異常あり・なし
項目	時期		1歳	受けた・受けない	異常あり・なし
首がすわる	ヶ月		1歳6ヶ月	受けた・受けない	異常あり・なし
寝返る	ヶ月		2歳	受けた・受けない	異常あり・なし
這う	ヶ月		3歳	受けた・受けない	異常あり・なし
一人歩き	ヶ月		4歳	受けた・受けない	異常あり・なし
かたことを言う(マンマ・ブーブー)	ヶ月		5歳	受けた・受けない	異常あり・なし
二語文を話す(ワンワン・きた等)	ヶ月		就学前	受けた・受けない	異常あり・なし
上記以外の今までに罹った主な病気					
病名	罹患日	病名	罹患日	病名	罹患日
咽頭結膜熱(プール熱)	平成 年 月 日	溶連菌感染症	平成 年 月 日	突発性発疹	平成 年 月 日
マイコプラズマ肺炎	平成 年 月 日	RSウイルス	平成 年 月 日	細菌性胃腸炎	平成 年 月 日
流行性角結膜炎	平成 年 月 日	ヘルパンギーナ	平成 年 月 日	手足口病	平成 年 月 日
急性出血性結膜炎	平成 年 月 日	腸管出血性大腸菌感染症	平成 年 月 日	ウイルス性肝炎	平成 年 月 日
とびひ	平成 年 月 日	水いぼ	平成 年 月 日	りんご病	平成 年 月 日
熱性けいれん①	平成 年 月 日	中耳炎	平成 年 月 日	アタマジラミ	平成 年 月 日
熱性けいれん②	平成 年 月 日	喘息	平成 年 月 日	心臓疾患	平成 年 月 日
停留嚥丸	平成 年 月 日	臍ヘルニア	平成 年 月 日	肘内障	平成 年 月 日
陰嚢水腫	平成 年 月 日	鼠径ヘルニア	平成 年 月 日		
体質(アレルギーなど)※2	食物	かかりつけの病院	名称	園指定以外の病院を希望する場合	小児科
	薬物		電話		外科
	その他	緊急時の輸血※3	希望する・しない		整形外科
大きな病気・けが					
入園時	食事	授乳 : 母乳・混合・粉ミルク(メーカー:) (乳首:)			
		離乳食 : 1日 回 粉ミルクまたは母乳 cc を 時間間隔で1日 回 /毎時			
		幼児食 : 偏り・食べさせ方			
	排泄の様子	知らせる ・ 知らせない オムツ: 布 ・ 紙 /毎時 便状 便 回数			
睡眠	寝る時刻 起きる時刻 昼寝 しない・する 時間位				
くせ	指しゃぶり: あり ・ なし 物を持って寝る: その他気になること 偏り 好きな遊具				

・入園前問診票②-2

		防接種歴				罹患歴	
予防接種種類・名称		1回目	2回目	3回目	4回目	病名	罹患した年月日
定期接種	2ヶ月から	Hib	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	Hib感染症 平成 年 月 日
		肺炎球菌	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	肺炎球菌感染症 平成 年 月 日
		B型肝炎	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/
	3ヶ月から	四種混合 ・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風 ・不活化ポリオ	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/
	5ヶ月から	BCG	平成 年 月 日	/	/	/	結核 平成 年 月 日
	1歳から	MR (はしか・風疹混合)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/	/
		水痘 (みずぼうそう)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/	水痘 平成 年 月 日
3歳を目途に	日本脳炎	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	日本脳炎 平成 年 月 日	
任意接種	6ヶ月から	インフルエンザ	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/	A型インフルエンザ 平成 年 月 日
			平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/	B型インフルエンザ 平成 年 月 日
			平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/	新型インフルエンザ 平成 年 月 日
	初回生後14週6日迄に	ロタウイルス	1価	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/
5価			平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	流行性嘔吐下痢症 平成 年 月 日
1歳から	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	/	/	流行性耳下腺炎 平成 年 月 日	

記入日 平成 年 月 日

《備考》

・入園前面接表 (2歳用)

面接表		(児童名 _____)
目	・目つきがおかしいという心配はありますか	はい・いいえ、どんな時ですか _____)
	・物を見るとき気になることがありますか	はい (首をかしげる・横目で見ると目を細める・まぶしがる) いいえ
耳	・テレビを見るとき極端に近く(50cm)で見ると	・その他 _____)
	・良く聞こえていると思いますか	はい・いいえ(どんな時ですか _____)
発達について	・衣服の着脱について -----	全く出来ない ・ 手伝えれば出来る ・ 一人で出来る
	・靴について -----	履かせてもらう ・ 手伝えれば履ける ・ 一人で履ける
	・走ることができますか -----	はい ・ いいえ
	・積木で塔のようなものを作ったり、横に並べて電車などにみたくて遊ぶことをしますか。	はい ・ いいえ
	・テレビや大人の身振りのまねをしますか -----	はい ・ いいえ
	・近所に友達がいますか -----	はい 年齢はどれ位の人ですか (歳位) ・ いいえ
	・友達の遊びについていけない時がありますか (はい、どんな場面でしたか _____)	・ いいえ
	・言葉を話しはじめたのは -----	早かった ・ 普通 ・ 遅かった (歳 ヵ月頃)
	・言葉は日常生活の中で -----	よく話す ・ 余り話さない ・ 言葉がはっきりしない
	・後ろから呼んだ時反応しますか -----	はい ・ 時々 ・ いいえめぐみ幼保連携型認定
育児上の問題	・子育てでイライラすることがありますか	1、はい (_____) 2、いいえ
	・お父さんは保育に協力的ですか	1、はい (_____) 2、いいえ
	・育児のことで大人同士の気は合いますか	1、合う 2、余り合わない 3、いいえ
	・子どもの世話については	1、普通 2、かまひすぎだと思う 3、かまわない方だと思う
	・子どもさんは異常におとなしいと思いますか	1、思わない 2 思う (_____)
	・子どもさんは周囲のことに興味関心がありますか	1、ある (_____) 2、ない
	・子どもさんは夜泣きをしますか	1、しない 2、する (_____)
・子どもさんは何かくせがありますか	1、ある	

・誓約書

誓 約 書

今般、貴認定こども園に入園させて頂きました。

(園児名) _____ の送迎につきましては
駐車場での事故・トラブルは保護者において全責任をもって遂行
しますので、認定こども園には一切申し立て致しません。

もし保護者がなんらかの理由により送迎のできない場合は、
代理人の氏名を認定こども園に必ず連絡します。

上記誓約いたします。 年 月 日

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 様

保護者

住所 _____

氏名 _____ (印)

その他の送迎者 (園児との続柄)

_____ ()

_____ ()

_____ ()

・入園前健康診断書

親子手帳と予防接種手帳を必ず持参して下さい。

要予約

嘱託医 栗原医院
岡山市東区西大寺中 2-24-36
TEL 086-943-3111

入園前健康診断書

(受診日 年 月 日)

氏名		生年月日	平成 年 月 日生
----	--	------	-----------

項目					
栄養状態		脊柱		頸部	
リンパ腺腫脹		口腔部		胸部	
腹部		四肢		皮膚	
眼		耳		鼻	
身長	cm	体重	kg	胸囲	cm
頭囲	cm				
医師の所見					
医師名					
(印)					

入園日 年 月 日

めぐみ幼保連携型認定こども園 (TEL086-942-5263・FAX 086-942-5289)

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 (TEL086-944-4316・FAX 086-944-4325)

2 ご用意ください。

下記の物を**バッグ**に入れてお持ち下さい。

詳細は次ページの表をご覧ください。

(0～1歳児)



紙おむつ

廃棄の時に名前が見えるように
後ろ側に名前を書いてください。



パンツ



Tシャツ・トレーナー



ズボン



ビニール袋

汚れた物を入れます。
(きれいにたたんで入れて下さい)

必ず、上下に別れたものをご用意ください。

(2～3歳児)



お尻拭き用の布



パンツ



ビニール袋

汚れた物を入れます。
(きれいにたたんで入れて下さい)



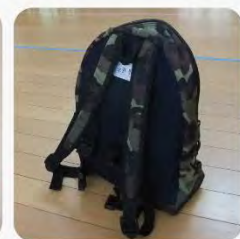
Tシャツ・トレーナー



ズボン



出席ノート



通園リュック

(4～5歳児)



着替えの衣類は、季節や子供さんの発達に合わせて調整してください。

下記の表は目安の枚数です。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4、5歳児	備考
食事用エプロン	3枚					
紙おむつ	10枚	10枚	5枚			
パンツ		※5枚	5枚	3枚	1枚	
ズボン	5枚	※5枚	5枚	3枚	1枚	
半袖Tシャツ	5枚	5枚	3枚	3枚	1枚	
ビニール袋	10枚			4～5枚		大きく名前を書いたものをきれいにたたんで入れて下さい。

※オリオン1組さんの、紙おむつから布パンツへの移行期は、パンツ・ズボンを各10枚ご用意頂き、園に持参頂くと、余裕をもって使用できます。

○園で使用する衣類について

- ①靴下・肌着シャツは原則として使用しません。
- ②フード(帽子)のついた洋服や、前ボタンの洋服は着用しないで下さい。
- ③季節の変わり目などで、半袖・長袖の判断がつかかねる場合は、担任に相談して下さい。
- ④登園時には、危険なもの、玩具、お菓子などは一切持たせないようにして下さい。
- ⑤ポケットに、ハンカチとティッシュ(それぞれに名前をはっきり書いて)を毎日入れてあげて下さい。
- ⑥園で使用する帽子は、家で使っている帽子でかまいませんが、麦わら帽子は避けて下さい。
また、風でとばされないように、必ずゴムをつけて下さい。
- ⑦園では、下着やTシャツ等の貸し出しはしていません。着替えは余裕をもってご用意ください。
着替えが無い場合は、園でストックしている新品の下着をおろして使用し、代金を引き落とし請求させていただきます。

※下着のサイズと値段は以下のとおりです。

サイズ	男の子用	女の子用
95cm	220円	220円
100cm	270円	220円
110cm	270円	220円

3 衣服の保管場所について

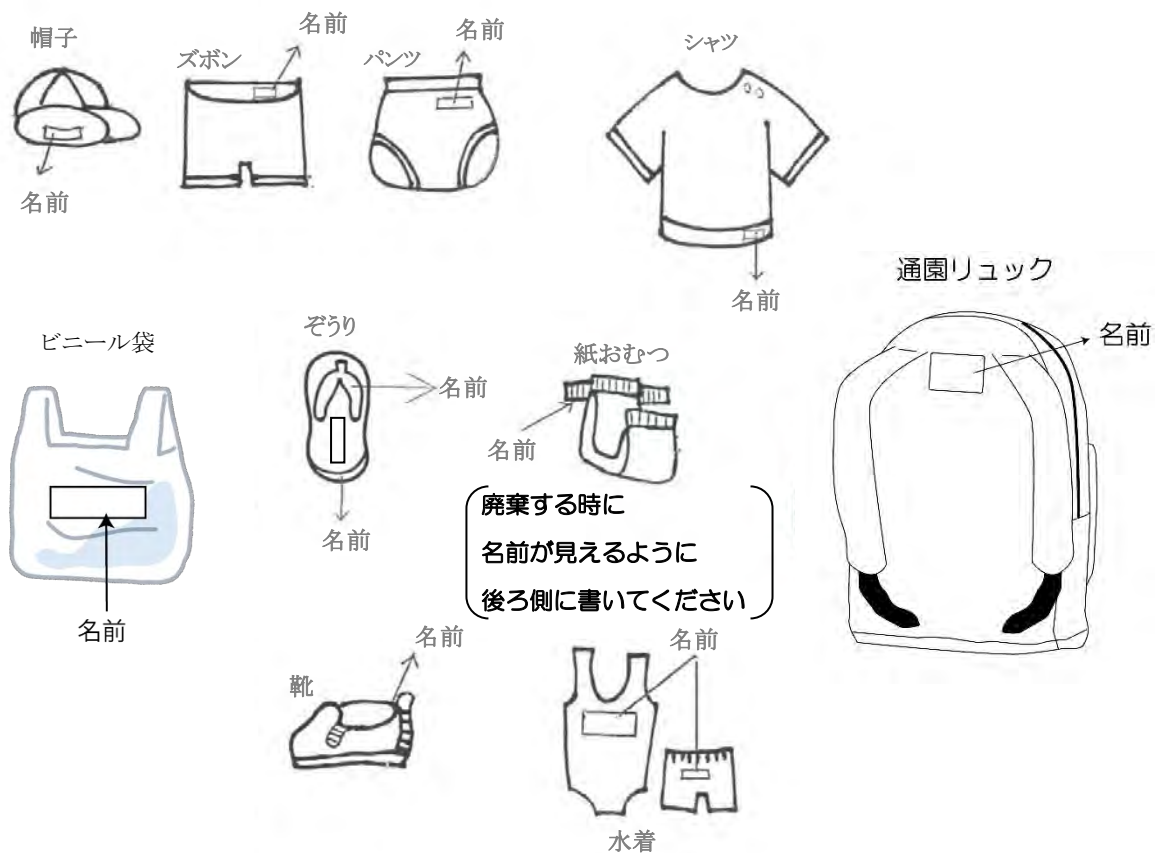
- ・0～1歳児・・・タンスに個人の引き出し(0歳児)及び個人ロッカーに個人のカゴ(1歳児)を用意しますので、その中へ入れて下さい。
(汚れ物は夕方持ち帰り、翌朝補充をお願いします。)
- ・2～5歳児・・・カバンの中に常に入れておいて下さい。

4 名前はここへ

漢字でフルネームで記入してください。

カニフタはいりません

- 必ず持ち物には所定の位置に名前をご記入下さい。
- 油性の黒ペン(マジックインキなど)でお書き下さい。
- 洗濯で文字が薄くなってきたらその都度書き足すようお願いいたします。



5 園外保育の服装・準備物

遠足やキャンプ等の園外保育前には、
必要なものを見本として展示致しますので、参考になさってください。



通園リュック

※通園リュックを園外保育でも
使用します。



帽子

※アンドロメダ組は、
園の貸し出し帽子
を使用します。



お弁当とお箸

ハンカチタイプのお弁当包み。
お箸は箸箱に入れて下さい。



お茶

ラベルを外した 500ml の
ペットボトルに入れて下さい。

分からない事は遠慮せずにお尋ね下さい。

6 衣類について

(1) 制服

- 半袖シャツ・半ズボンのみを決めております。(2歳児以上)
行事の日には必ず着用します。0、1歳児は普段の日は自由ですので、子どもが動きやすく、
着脱のしやすい衣服を着せて下さい。

(2) 活動しやすいものを

- ①伸縮性のある綿のTシャツや半ズボンが良いでしょう。
- ②飾りのボタンや紐、フードのついていないシンプルなものにして下さい。
- ③ずり落ちたりしない股上丈が深いズボン、上着は腹や背中が見えないように丈の長いもの
が良いでしょう。
- ④裾の長いズボンは歩きにくく危険ですのではかせないで下さい。

(3) 汚れてもよい服で

- 0～1歳児は食事、おやつ等でよだれかけをしても洋服が汚れます。園では洗剤をつ
けての洗濯は不可能ですので、汚れてもよい服を着せてきて下さい。

(4) 着脱を習慣づけるために

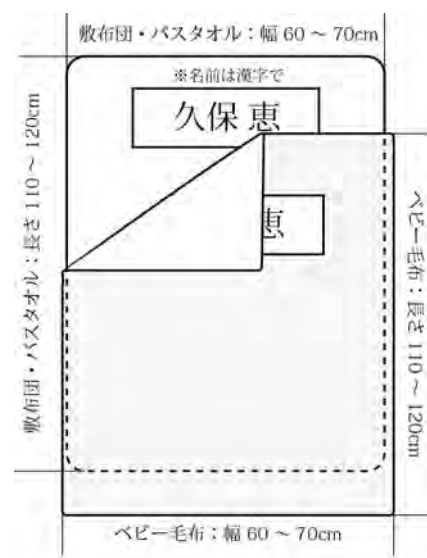
- ①ズボン・パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ②前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりのあるものが良いでしょう。
- ③靴はかかとを持ってはける運動靴をおすすめします。戸外あそびや散歩をたくさんしますので、足にあった靴をお選び下さい。子供達はよく汗をかきますので靴はよく洗って気持ちの良いものを履かせてあげて下さい。
(暑くなると**ぞうり**の着用をお勧めしています。詳しくはP105をご覧ください。)

(5) 安全を心がけましょう

- ズボンや帽子のゴムが緩んだり切れていたら、すぐに直してあげて下さい。

7 お昼寝について

- ①長時間を集団の場で過ごすので、心身の疲れをいやすため、0歳児～3歳児クラスまではお昼寝を行います。お昼寝用の布団は、原則として個人持ちです。
- ②昼寝布団(リースもありますので次ページをご覧ください。)
夏・・・ 上下 バスタオル(寝ゴザの上に敷きます)
冬・・・ 上はベビー毛布 下は敷布団
- ③ふとんカバーは外れないように、ファスナーまたはひもで包むようにお願いします。
- ④名前を上下ともに必ず大きく書いて下さい。(右図参照)
- ⑤シーツ・布団の持ち帰りについて
第2金曜日と第4金曜日に持ち帰り、布団は干して、シーツは洗濯したものを月曜日の朝に持参し、押し入れに納めて下さい。
※リースの方はP106の説明をご覧ください。
- ⑥お昼寝用の布団を忘れて登園された場合は、その日はご連絡無しに「リース布団使用」とさせて頂き、お迎え時にその旨お伝え致します。
なお、「リース布団使用」に伴う料金(敷布団:200円・掛布団:200円/計・400円)が発生致します。



※敷布団・ベビー毛布・バスタオルは、
だいたい同じサイズのものをご用意
ください。

8 用品の販売注文について

(1) 園で購入頂ける用品

こども園で販売している用品一覧です。必要に応じて事務所までお申し出下さい。

出席ノート・シール	(カ)	¥ 680	通園リュック(カ～ア)	¥ 4,950	ねんど	¥ 450
	(は)	¥ 690	運動帽子(S サイズ)	¥ 980	ねんどケース	¥ 270
	(ペ)	¥ 590	自由画帳	¥ 300	のり	¥ 170
	(ア)	¥ 780	クレパス	¥ 580	ピアニカ(は～ア)	¥ 5,808
			色えんぴつ(ア)	¥ 920	ピアニカホース	¥ 440
バインダー(全)	¥ 287	マーカー	¥ 800	ハサミ	¥ 430	
ゴム印(全)	¥ 280					

※用品の価格が変更される場合はその都度お知らせ致します。

(2) 制服の販売(インターネット販売)

当園で使用する制服の販売につきましては、メーカーの web サイトから、注文や代金の支払いを行い購入するシステムです。

インターネット環境があれば、パソコンやスマートフォンなどで制服をご注文いただけるほか、支払いもクレジットカードまたはコンビニエンスストアでの決済となります。

なお、商品の受け渡しに関しましては、なりすまし注文(園とは関係のない方からの注文)を防止するため、園からのお渡しとさせていただきます。

○制服販売・取扱い商品一覧

品目	サイズ					色	価格	
制服・半袖シャツ	130	120	110	100	90	白	¥1,650	
制服・半ズボン	130	120	110	100	90	ターコイズ	¥1,540	
制服・トレシャツ	130	120	110	100	90	ターコイズ	¥2,860	
制服・トレパンツ	130	120	110	100	90	ターコイズ	¥2,860	
制服・長袖シャツ	130	120	110	100	90	白	¥1,870	
運動帽子	フリーサイズ					ブルー	¥ 990	
水着(男子用)	130	120	110	100	90	ブルー	¥1,760	
水着(女子用)	130	120	110	100	90	ブルー	¥2,530	
水泳帽子	フリーサイズ					レッド	ブルー	¥ 660

※サイズによる価格差はありません。

○取扱い通販サイト・アプリについて

- ・中村被服 園児服ネット通販サイト (<http://kirinji-dx.jp>)

上記のアドレス、または左記の QR コードよりアクセスしてください。

キーワード	megumiyouho
-------	-------------



※キーワードは、「めぐみ幼保連携型認定こども園」と

「めぐみ第二幼保連携型認定こども園」共用となります。

- ・制服は中村被服 Kirinji-Dx アプリからもご購入頂けます。
アプリのご利用は、App Store、Google Play で、「kirinji-dx」でアプリを検索、ダウンロードしていただいたうえで、ご利用下さい。
- ・ご利用方法につきましては、別紙のご利用ガイドをご覧ください。

※返品・交換はお受けできませんのでご注意ください。

※ご注文頂いた商品は、毎月末に園からのお渡しとなります。

※なお、ご注文の締め日は、毎月10日となります。ご注文やご入金が10日以降の場合は、商品のお渡しは翌月末になります。

※コンビニ決済の方は、入金後に商品受注の扱いとなりますので、ご注意ください。

※注文から10日間で入金が無い場合は、キャンセルとなります。

※園児服ネット通販システムに関するお問い合わせ

中村被服株式会社（担当：小林）

【営業時間】 8：00～17：00

【定休日】 土・日曜日、祝日、年末年始、お盆期間

【TEL】 0835-22-3515 FAX:0835-22-3583 【e-mail】 info@kirinji.co.jp

(3) ぞうり

- 暑くなると**ぞうり**の着用をお勧めしています。

園では、履きやすく気持ちいい「ケンコーミサトっ子」(<http://komilemisatokko.jp/>)の畳ぞうりを推奨しています。パソコン、スマートフォンより、上記のアドレス若しくは「ケンコーミサトっ子」で検索して頂き、各ご家庭で注文・購入をお願い致します。

布団のリースのご案内

ニックのおまかせ布団リース

◆ ニックの布団リースはお手頃で手間いらず！！

- ・ 布団、シーツのクリーニングはすべて当社が行います。
(雨の日のシーツ洗濯も、もう悩むことはありません)
- ・ 布団にお子様のお名前を貼付しますので、リース期間中は専用の布団をお使い頂けます。
(他のお子様の布団と混ざることはないので安心です。)
- ・ シーツは定期的にクリーニングを行いますので、衛生的です。(シーツ 1回/2週間、布団 1回/年)
- ・ お子様がお2人以上なら割引制度が使えます。(下記参照)



<リース料金/1ヶ月>

① 第1子 = **お子様お1人の場合**
1,300円 (税込)

なんと...
1日当たり **約52円**
★お母さんに嬉しい価格です。

② 第1子 **1300円** + 第2子 **700円** = **お子様 2人で 2,000円** (税込)

お得です


③ 第1子 **1300円** + 第2子 **700円** + 第3子 **500円** = **お子様 3人で 2,500円** (税込)

※第4子以降もお1人 250円です。

きりとり線



～ 安心とまごころをお届けするニックです ～

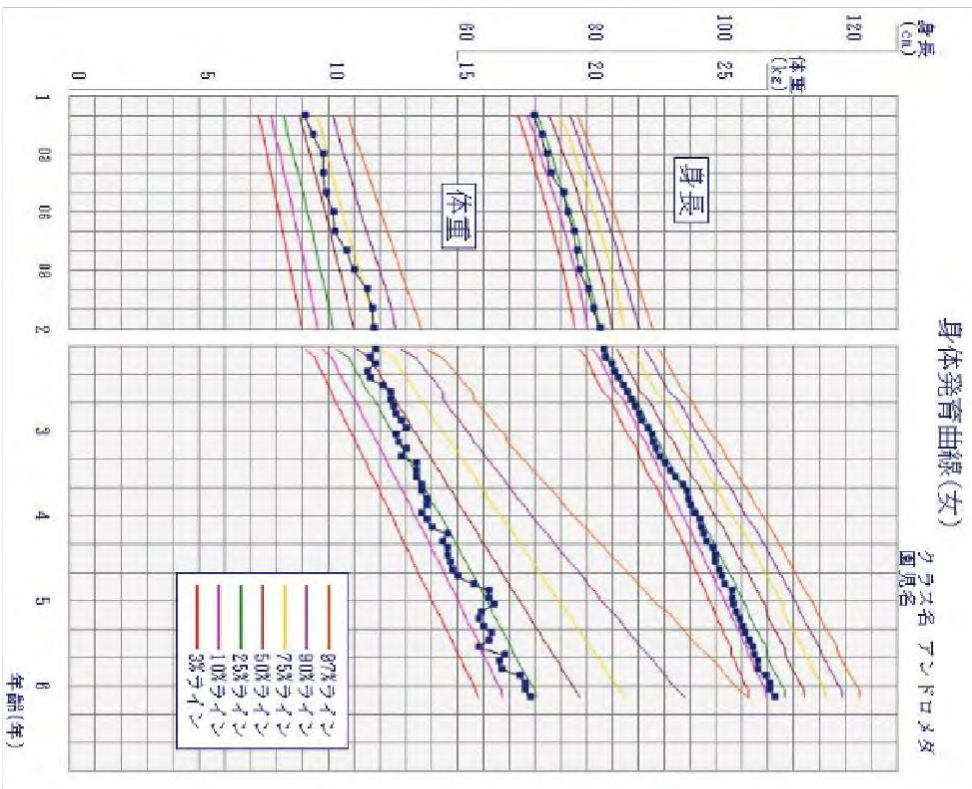
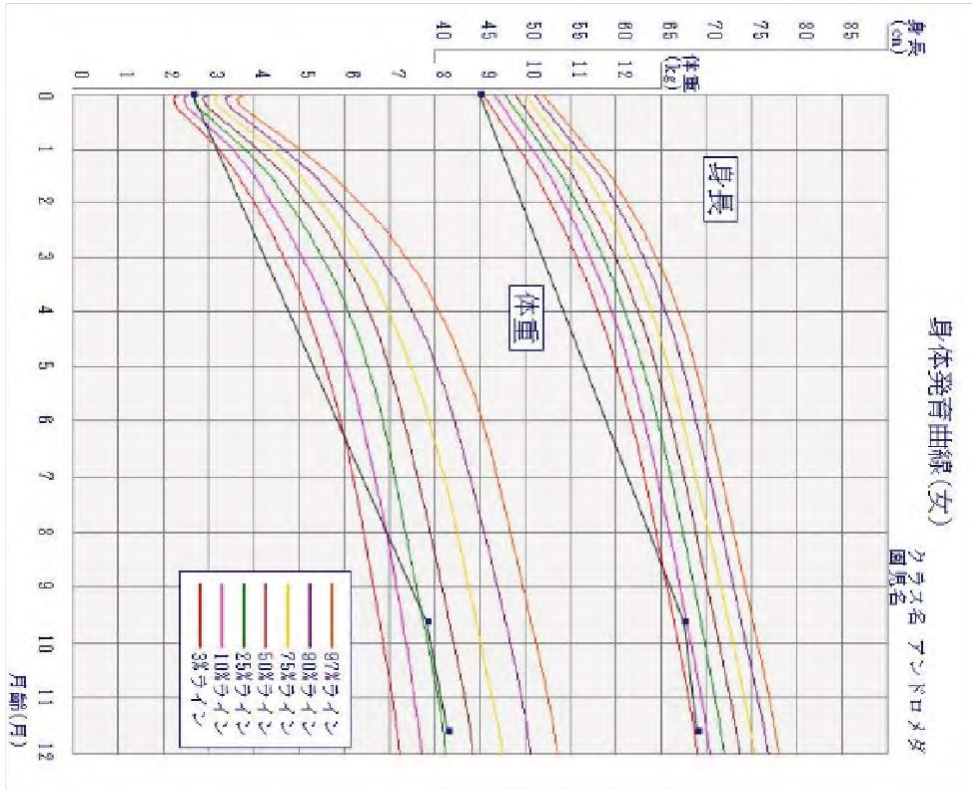
申 込 書	お申込者名					
	御住所					
	電話番号					
	お子様のお名前	第1子 (税込1300円)	第2子 (税込700円)	第3子 (税込500円)	第4子 (税込500円)	
	合計金額					

※但しこの金額は、布団リースを1年間ご利用される場合の、割引料金です。
※お昼寝時におねしょ等の為クリーニングが必要となった場合、布団上下で400円を別途頂きます。

VII 参考資料

1 パーセンタイル（身体発育線グラフ）

毎月 10 日に実施する身体計測時にお渡しするパーセンタイルの例です。



3 延長保育のご案内・申込書

〇めぐみ幼保連携型認定こども園

<記入例>

〔めぐみ幼保連携型認定こども園〕

岡山市東区久保 408-1
社会福祉法人 旭東愛児会
理事長 小村 治子


延長保育のご案内

延長保育とは
標準時間保育でご利用されている方は、
 お迎えの時間が 18 時を過ぎますと、自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。延長保育の時間は 18:01～19:00 です。
短時間保育でご利用されている方は、
 8:30 より前に登園されると前延長、お迎えが 16:30 を過ぎると後延長に、自動的になり、延長保育料が発生します。
 それぞれの延長保育時間は、前延長/7:00～8:29、後延長/16:31～19:00 です。


料 金は
 形態により異なります。

形 態は
 保育時間により異なり、
標準時間保育でご利用されている方は、
 ○1ヶ月契約で申し込みされますと、1ヶ月の間延長保育を何回利用されても、料金は一律**3500円**です。
 ○時間利用で申し込みされますと、1時間毎に**500円**請求させていただきます。
短時間保育でご利用されている方は、
 ○18 時までは、1時間毎に**200円**請求させていただきます。
 ○18:01～19:00 までの1時間は、**500円**請求させていただきます。
 ※めぐみ幼保連携型認定こども園の延長保育は 19 時までです。19 時を超えてご利用される場合は、1ヶ月契約とは別に1時間毎に**500円**請求させていただきます。

食 事は
 夕食と軽食の2種類あります。申し込まれる方は、毎回申請して下さい。
 食事を申し込まれた場合は、別途料金が発生いたします。下図をご参照下さい。



夕食 200円



軽食 50円

申 込は
 延長保育を利用される場合は、利用申込書に必要事項を記入し、事前に園長に提出して下さい。申し込み書は、毎月末に検診の部屋に用意しておきますので、毎月申請をお願いします。

連 絡について
 保育の利用時間中は、いついかなる時も連絡がとれるようにしておいて下さい。
 連絡先やお迎え時間など、申請事項に変更があった場合はすみやかに申し出て下さい。

管 理について
 保険制度を完備しておりますが、保育以外の責任により生じた障害及び破損等の責任は負いかねますことをご了承下さい。

ご不明な点は
 ご遠慮なく職員室までお尋ね下さい。《TEL: 086-942-5263》

<記入例>

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 様

延長保育利用申込書

保護者名 久保 太郎 **クラス名** はくちょう組 **児童名** 久保 恵

いずれかに○をつけてください。
 1ヶ月契約で申し込みます。(令和 年 8 月 1 日より)
 時間利用で申し込みます。

必要月の前月末に申し込みを受け付けます

〔めぐみ第二幼保連携型認定こども園〕

岡山市東区久保 411-1
社会福祉法人 旭東愛児会
理事長 小村 治子

延長保育のご案内

延長保育とは

標準時間保育でご利用されている方は、
7:00~10:59 に登園されると自動的に延長保育となり、延長保育料が発生します。
短時間保育でご利用されている方は、
11:30 より前に登園されると前延長、お迎えが 19:30 を過ぎると後延長に
自動的になり、延長保育料が発生します。
それぞれの延長保育時間は、前延長/7:00~11:29、後延長/19:31~22:00 です。

料金は

形態により異なります。

形態は

保育時間により異なり、
標準時間保育でご利用されている方は、
○1ヶ月契約で申し込みされますと、1ヶ月の間延長保育を何回利用されても、
料金は一律**3500円**です。
○時間利用で申し込みされますと、1時間毎に**500円**請求させていただきます。
短時間保育でご利用されている方は、
○1時間毎に**200円**請求させていただきます。

申込は

延長保育を利用される場合は、利用申込書に必要事項を記入し、事前に園長に提出して
下さい。申し込み書は、毎月末に検診の部屋に用意しておきますので、毎月申請をお願い
します。

連絡について

保育の利用時間中は、いついかなる時も連絡がとれるようにしておいて下さい。
連絡先やお迎え時間など、申請事項に変更があった場合はすみやかに申し出て下さい。

管理について

保険制度を完備しておりますが、保育以外の責任により生じた障害及び破損等の責任は
負いかねますことをご了承下さい。

ご不明な点は

ご遠慮なく職員室までお尋ね下さい。《TEL : 086-942-5263》

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 様

<記入例>

延長保育利用申込書

保護者名 久保 太郎 クラス名 はくちょう組 児童名 久保 恵

いずれかに○をつけてください。

(○) 1ヶ月契約で申し込みます。 (令和 年 8 月 1 日より)

() 時間利用で申し込みます。

必要月の前月末に申し込みを受け付けます

4 一時保育のご案内

①一時保育のご案内

〈一時保育のご案内〉

〔一時的にお子さまをお預かりします。こんな時にご利用下さい。〕

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 勤務の都合で・・・・・・・・・・。 | 病気の看護やお世話で・・・・・・・・・・。 |
| 老人の介護などで・・・・・・・・・・。 | ボランティア活動に・・・・・・・・・・。 |
| 冠婚葬祭に・・・・・・・・・・。 | 社会的な行事に・・・・・・・・・・。 |
| 引越しの準備、片付け等で・・。 | 育児から開放されたい・・・・・・・・・・。 |
| その他・・・・・・・・・・。 | |

〈お申し込みは〉

- ① 必要事項を記入し保育園に申し込んで下さい。
- ② 一時保育御利用希望の方は健康診断・個人面接を受けていただきます。
- ③ 保育時間は1日8時間です。(午前7時から午後6時の間)
それを過ぎますと延長保育(有料)の対象になります。
- ④ 利用料は当日降園時に頂きます。

〈ご持参していただくもの〉

- 着替え一式(パンツ・シャツ・半ズボン・Tシャツ・又はトレーナー等)
 - おむつをしている方はおむつ(布・紙どちらでもよい)
 - お昼寝布団 一幼児用のサイズの布団下(上・夏はタオルケット、冬は毛布)
- 〔 非定型の方→毎週末には家庭に持ち帰り、シーツの洗濯、布団干しをしてください。
緊急の方→その都度持参してください。 〕
- プールの用意(非定型の方)夏のみ→プールバック・水着・タオル・ナイロン袋。
 - 服装→私服で動きやすく、汚れても構わないもの、着脱しやすいもの、夏は帽子もご用意下さい。

③一時保育利用申込書

一時保育利用申込書 〈記入例〉

社会福祉法人旭東受児会
めぐみ幼保連携型認定こども園
理事長

申込年月日 年 8 月 1 日
申込者住所 岡山市久保555-555
保護者氏名 久保 太郎
連絡方法 080-9999-9999 (自宅) **携帯**

次のとおり一時保育を利用したいので、下記の内容にて申し込み致します。

児童名	フリガナ クボ メグミ 申込時満年齢 3 歳			
	久保 恵 平成 17 年 1 月 1 日生 (男・女)			
	前年1月1日の住所			
	本年1月1日の住所			
児及 童の 家 庭 の 状 況	続柄	氏名	生年月日	性別 勤務先及び電話番号
	父	久保 太郎	S50.1.2	男 久保 電機(086)-234-1234
	母	久保 花子	S50.7.7	女 クボ 書店(086)-111-1111
希望 サ ー ビ ス	非 定 型	年 8 月 1 日から 年 9 月 31 日まで 月 火 水 木 金 土 曜日 (その他) 日間		
	緊 急 型	月 日 曜日		
利用 区 分	＊この欄は記入しないで下さい。 <input type="checkbox"/> 非定型的保育サービス <input type="checkbox"/> 緊急保育サービス <input type="checkbox"/> 私的理由による保育サービス			

〔添付書類〕 対象児童に係る医師の診断書

5 登園許可書

伝染性疾患完治後に医師よりの許可を得て提出して下さい (めぐみ幼保連携型認定こども園園長宛)

登 園 許 可 書

園児名.....

年 月 日生

上記の者は、(病名).....が軽快し、

伝染病の予防上支障がなく、又集団生活する上でも、支障がない

と認めたので、 月 日からの登園を許可します。

年 月 日

社会福祉法人 旭東愛児会
めぐみ幼保連携型認定こども園 園長殿

住 所.....

医院名.....

医師名.....

伝染性疾患完治後に医師よりの許可を得て提出して下さい。(めぐみ第二幼保連携型認定こども園園長宛)

登 園 許 可 書

園児名.....

年 月 日生

上記の者は、(病名).....が軽快し、

伝染病の予防上支障がなく、又集団生活する上でも、支障がない

と認めたので、 月 日からの登園を許可します。

年 月 日

社会福祉法人 旭東愛児会
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長殿

住 所.....

医院名.....

医師名.....

6 登録事項変更届

<こども園 提出用>

社会福祉法人 旭東愛児会
めぐみ幼保連携型認定こども園 様

登 録 事 項 変 更 届

組	保 護 者 氏 名

チェック	変 更 事 項	変 更 後
	住 所	
	電 話	(呼 方)
	携 帯	父 母
	メールアドレス	
	勤 務 先 (父)	勤務先名
		住 所
		電 話
		勤務時間 時 分 ~ 時 分
	健康保険証	国保・社保・共済 被保険者氏名
		記号・番号
	勤 務 先 (母)	勤務先名
		住 所
		電 話
		勤務時間 時 分 ~ 時 分
	健康保険証	国保・社保・共済 被保険者氏名
		記号・番号
	そ の 他	※世帯員の増減・保護者変更・保護者以外の連絡先等

<市 提出用>変更届

様式第6号(第9条, 第12条, 第18条, 第20条関係)

岡山市長 様

変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届)

以下のとおり、子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更の必要が生じたので届け出ます。
 なお、給付認定変更にあたり、適正な認定及び利用者負担の算定のため、世帯員及び扶養義務者に関して、岡山市が市区町村民税課税状況や住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと、また、関連機関や他市区町村から資料を取得すること、並びに利用調整及び入所決定時に特定教育・保育施設等へ資料を提供することについて同意します。



受付印	
提出方法	窓・郵 受付者
提出者	父・母・園・()
本人確認	免・マ・健・()

申請者 (保護者)	フリガナ	届出日	令和 年 月 日
	申請者氏名 (児童との続柄:)	住所	〒 -
	生年月日 昭和 平成	連絡先	- - 父携帯・母携帯・自宅・その他()

対象児童	フリガナ	児童1	児童2	児童3
	児童氏名			
	生年月日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
	利用(申込)施設			

「申請者」,
「対象児童」
の欄には、
変更前の内容
を記入し
てください。

変更内容 該当する変更事項の□にチェックのうえ、変更後の内容を記入してください。

認可保育施設の利用に関する 認定事項等を変更する場合	① 教育・保育給付認定(法第19条) 又は 保育利用申込みに関する変更	② 施設等利用給付認定(法第30条の4)に関する変更
	<input type="checkbox"/> 利用希望施設の変更(①) 第一希望 希望施設・事業所名 第二希望 第三希望 変更希望年月 令和 年 月 から	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定の変更(②) 施設区分 <input type="checkbox"/> 幼稚園(□私立 □国立) <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業 利用施設・事業所名 施設所在地 市・区 町・村 ※市区町村名を記入 変更年月日 令和 年 月 日 □追加 □変更
	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定区分の変更(①) 認定区分 □2号から1号へ 変更希望年月 令和 年 月 から <input type="checkbox"/> 保育料等の納付義務者の変更(①) フリガナ 納付義務者氏名 (児童との続柄:) ※自署 変更年月 令和 年 月 から	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定区分の変更(②) 認定区分 □2号から1号へ □取下げ 変更希望年月 令和 年 月 から

幼児教育・保育無償化に関する
認定事項を変更する場合

市への保育料等の納付に口座振替を利用している場合、変更後の納付義務者が金融機関で新たに手続を行う必要があります。
 施設等利用給付認定の1号から2号への変更を希望する場合は、改めて認定申請を行う必要があります。

上記①又は②に関する変更 (共通事項)	<input type="checkbox"/> 保育の必要性の事由の変更 ※事由に応じて「就労証明書」等、必要書類を添付してください。 対象者 □父 □母 □その他() □父 □母 □その他() 保育の必要性の事由 <input type="checkbox"/> 就労 □妊娠・出産 □育休中 □育休復帰予定 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 □介護・看護 □災害 □求職中 <input type="checkbox"/> 就学 □採用予定 □その他()
------------------------	---

<input type="checkbox"/> 世帯構成等の変更 変更のある世帯員氏名 フリガナ: 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 変更種別 □追加 □消去 □氏変更 □その他() 変更年月日 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 家庭の状況の変更 家庭の状況 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 変更種別 変更年月日 <input type="checkbox"/> 該当(開始) 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 非該当(廃止) 月 日
<input type="checkbox"/> 住所の変更 住所 〒 - 変更年月日 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 電話番号の変更 電話番号(変更後) 父携帯・母携帯・自宅・その他() 令和 年 月 日

<input type="checkbox"/> その他の変更 変更年月日 令和 年 月 日	<市処理欄> こどもコード / 給付認定区分 □教育・保育 □施設等利用 入力 (令和5年9月改訂版)
---	--

7 入園時にご記入いただく書類

○個人情報使用同意書

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最低限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 様

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 様

この同意書の有効期間は、

令和 年 月 日から、卒園までとする。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

園児名 _____

保護者名 _____ 印

園児から見た続柄： 父・母・（ ）

○重要事項説明に関する同意書

重要事項説明に関する同意書

めぐみ幼保連携型認定こども園 園長 様

めぐみ第二幼保連携型認定こども園 園長 様

私は貴園の、「運営規定」並びに「入園のしおり」に基づいた重要事項の説明を受け、
これらの内容に同意し応じます。
「入園のしおり」を受け取りました。

この同意書の有効期間は、
令和 年 月 日から、卒園までとする。

令和 年 月 日

園児名 _____

保護者名 _____ 印

園児から見た続柄：父・母・()

保護者住所 _____